

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

絶好の機会

日本の商環境に関する **EBC** 報告書

2015 年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

絶好の機会

日本の商環境に関するEBC報告書
2015年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

**欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所**

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である:

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:
Danny Risberg

Vice-Chairman:
Carl-Gustav Eklund

Executive Operating Board:

Michael A. Loefflad (Austria)
Els Verhulst (Belgium/Luxembourg)
Jonty Brunner (Britain)
Claus Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Albert X. Kirchmann (Germany)
Matthew G. Connolly (Ireland)
Francesco Tiberio (Italy)
Hiroshi Ishiwata (Netherlands)
Rune Nordgaard (Norway)
Takeshi Fujiwara (Sweden)
Markus Gfeller (Switzerland)

Executive Director:
Alison Murray

Policy Director:
Bjorn Kongstad

Communications Manager:
Yoko Hijikuro

EBC について :

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 16 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 350 人が、EBC の 28 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください:

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話: 03(3263)6222
Fax: 03(3263)6223
E メール: ebc@gol.com
ホームページ: <https://www.ebc-jp.com>

**絶好の機会
日本の商環境に関する EBC 報告書
2015 年**

編集主幹: Bjorn Kongstad

© 2015 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

**発行者: 欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所**

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話: 03(3263)6222 FAX: 03(3263)6223
E メール: ebc@gol.com ホームページ: <https://www.ebc-jp.com>

目次

会長からのメッセージ	4
事務局長からのメッセージ	5
はじめに	8
ビジネス関連	
財務報告	12
人的資源	14
知的財産権	16
法律サービス	18
小売・卸売	20
持続発展	22
税制	24
金融サービス	
資産運用	28
銀行業務	30
保険	32
運輸・通信	
航空会社	36
鉄道	38
電気通信サービス	40
電気通信機器	42
物流・貨物輸送	44
医療・衛生	
動物用医薬品	48
臨床検査機器・試薬（体外診断）	50
医療機器	52
医薬品	54
ワクチン	56
化粧品・医薬部外品	58
消費財	
酒類	62
食品・農業	64
産業	
自動車	68
自動車部品	70
航空	72
宇宙	74
防衛・安全保障	76
建設	78
産業用材料	80
エネルギー	82
補遺	
Pinnacle Sponsors	86
Blue Star Sponsors	87
Special Sponsors	89
Sponsors	90
Supporters	93
EBC Premier & Affiliate Members	94
Executive Operating Board	95
Board of Governors	96



会長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）の2015年版報告書をお届けいたします。今年政府の政策や規制、国際通商面での進展が見られ、これらにより、さらにオープンで競争的な商環境への道が日本に開けてくるものと思われます。私たちは、日本における成長と投資を妨げてきた多数の障壁のいくつかがようやく陥落し、個々の企業だけでなく経済全体にも恩恵をもたらすであろうと、慎重さを保ちつつも楽観的に考えています。しかしこうした動きはどれもまだ好結果を保証するほど十分には仕上がってはならず、また定着したとい

きれるものでもありません。今後1年間の情勢が最終的な方向性と結果を決定する鍵となります。したがって本報告書では、さらに措置が必要とされる分野を特定することを目指しており、また、具体的に何をなすべきかについて明確な提案を行います。これは日本にとって絶好の機会だと思われるので、是非この機会を最大限に活かして参りましょう。

経済の構造改革は、かねてから安倍首相の成長戦略の不可欠の要素であり、長年にわたる景気停滞と輸出需要依存から日本が脱却する上で切実に必要なものとされています。だからというべきでしょうか、長きにわたる検討の末に、ようやく成長戦略が政策となり、そして政策から行動へと移行しつつあることに安堵を覚えております。法人税の引き下げや企業統治の改善といった改革はすでに実現されており、さらに政府は、対日投資の拡大、イノベーションの促進、女性の労働力参画率の向上、高度な資格を持つ外国人に対するビザ発給の促進、ITやロボット工学の利用拡大、医療・観光施設の拡充に取り組む意向を表明しています。こうした取組みが成功を収めるかどうかを見きわめるのは時期尚早ですが、実質的な違いを生み出すためにはさらに多くの取組みが必要と見られつつも、国内再編のこの機会を活用するならば、日本は自国経済を新たなレベルへと引き上げられるとの確かな期待感があります。

しかしいかなる政策面の取組みも、その根底にある規制を細かな部分まで改革することを伴わなければ失敗に終わります。日本における規制は多くの場合、不必要な事務手続をも生み出し、これがイノベーションや健全な競争を妨げるばかりでなく、新製品の導入を遅らせ、コストを膨らませ、せっかくの投資にも水を差すこととなっています。EBCの各委員会では毎年これらを改めて企業や消費者にとっての状況を改善する措置を提案しております。今年も例外ではありません。本報告書では、臨床検査機器・試薬（体外診断）を始め、動物用医薬品から小売・卸売までを網羅した産業分野における好ましい改革を歓迎していますが、その一方で、日本経済の再活性化の鍵とされる医療機器等の分野においてさえ、改革は相変わらずスローペースであることを示しています。もっと多くのことがさらに迅速に行わなければなりません。日本には自国の経済的運命を変える機会が豊富にありますので、あとはただ、その機会をとらえさえすればいいのです。

新たな貿易協定は、日本が大いに必要としている触媒となりうるように思われます。政府の成長戦略において、前進のための重要な手段と認識されているこれらの協定は、新たな市場を開き、国際標準の採用を促進し、投資、モノ、サービス、技術、専門技術の循環を刺激します。欧州連合と日本の間の自由貿易協定へ向けての交渉は前進しつつあり、双方からの十分なコミットメントがあれば、2016年には素晴らしい結論に達する可能性があります。協定は通商関係をさらに強化し、双方の経済を一層豊かな繁栄への軌道へと導きます。しかし協定の範囲が狭すぎたり、難問が未解決のまま残ったり、あるいは最終的な成果物が双方のニーズを満たすものでなかったりすると、何一つ実現しません。そのため、本報告書では、EBC各委員会が訴える最大の解決すべき問題に焦点を当てています。こうした問題のリストは、すべてを網羅したものではなく、またさらに多くの問題への対応も必要ではありますが、今求められている広範かつ奥行きのある明確な見通しを提供するものとなっています。

欧州連合、そして日本の国民と企業は、意欲的でバランスのとれた包括的な自由貿易協定の恩恵を受けるに値するとEBCでは確信しています。そうした協定は困難を伴うものではありませんが、実現の可能性があり、徐々に手の届くところにまで近づいて来ています。2016年は、交渉を上出来の結論に導く絶好の機会を提供します。日欧双方の当局がこの機会をとらえるよう切望する次第です。

ダニー・リスバーク
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 会長
（株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン代表取締役社長）

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2015 年版の報告書「絶好の機会」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。

今年の主要なテーマは、欧州連合と日本の間の自由貿易協定（FTA）へ向けて続けられている交渉です。この協定は双方が大いに必要とするものですが、相互通商を拡大し強化するだけでなく、双方の経済の競争力向上や、両経済の最終的な繁栄拡大にもつながるものです。在日欧州企業にとって、この協定は、日本に投資し日本でビジネスを構築しようとする欧州企業の努力を長きにわたってむしばんできた関税や非関税措置の多くをついに撤廃することにもなるはずですが。EBC の各専門委員会は、各業種・業界で直面している障壁についての詳細な情報を提供し、交渉プロセスをサポートすることに懸命に努めて参りました。本報告書の各章には、交渉面の最優先課題についての鋭い考察が収められています。

FTA 交渉は複雑で、必然的に時間のかかるものとなりますが、目下、交渉プロセスには勢いがあり、相当のサポートが得られています。EBC の観点から見て、2016 年に有益な結果に到達する可能性は大きいと思われれます。そこで EBC では、双方のニーズを満たす意欲的かつ包括的な協定を実現するこの絶好の機会をとらえるよう EU と日本に強く提案しております。

同様に EBC では、FTA の範囲外となる問題のうち、日本でのビジネス展開を妨げかねない多数の問題点を解決するよう日本の当局に要望しています。こうした問題のいくつかはすでに安倍首相の成長戦略に貢献する構造・規制改革に含まれており、政府のアジェンダに記載されていますが、それ以外は認識もされず、中には無視されたままのものもあります。しかし本報告書の各委員会の章が明確に示しているように、こうした問題はすべてが重なり合っており、消費者の選択を制限し、イノベーションを阻み、競争を妨げ、最終的には、日本が大いに必要とする経済成長を抑制します。そのため、こうした制約を取り除き、経済を解放してそのポテンシャルを十二分に発揮させる最善の方法について EBC の各委員会が行った提案を当局に託す次第です。

言うまでもないことですが、EBC の各専門委員会からのインプットがなければ本報告書は存在し得なかったことでしょう。各章の作成のために貴重なお時間を費やしていただき、考察やアイデアをご提供くださった各委員会に感謝いたします。寄せられた様々な内容のすべてをまとめる作業に黙々と取り組み、「はじめに」では有益な概要も執筆してくださった EBC のポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏にも深く感謝申し上げます。

EBC の活動を継続的にご支援いただいている欧州各国商工会議所、そして在日ビジネス団体をはじめとする多数の主要関係団体の皆様にも感謝申し上げます。駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館から寄せられた助言やガイダンスにも心よりの感謝を申し上げます。末筆ながら、本書の刊行を実現してくださった、巻末のスポンサー様、支援者様セクションに掲載されている EBC 会員の皆様にも心より感謝申し上げます。

2015 年は日本でのビジネスにとって、またしても厳しい年となりました。EBC は成長と長期的な繁栄を真に育む環境づくりを手助けするために、できうる限りのことに取り組む覚悟でいます。本報告書に収められた提案はその第一歩であり、目標を共有する政府などの関係筋と提案について話し合う機会を楽しみにしています。十分な努力と真摯な取組みを行うことで、2016 年は、EU-日本 FTA が合意し、日本経済が再び軌道に乗る年となることでしょう。この絶好の機会を是非とも最大限に活かして参りましょう。

アリソン・マリー
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 事務局長



はじめに

はじめに

「アベノミクスは前進中!」(Abenomics is progressing!) — 政府の成長戦略に関する最新のプレゼンテーションは高らかにそう謳っている。しかし日本の現状はどうだろう。景気は低迷、膨大な財政赤字をかかえ、日本は生産性危機に直面している。少子高齢化の進展に伴い労働力不足が顕在化し始め、福祉サービス、とりわけ医療に対する圧迫が強まっている。こうした問題は何十年にもわたって進行してきたものであり、今後もさらに深刻化するだろう。経済的・社会的な大惨事を回避するには、日本は速やかに行動しなければならない。だとすれば、果たしてアベノミクスはその答えとなるのだろうか。

政府の成長戦略であるアベノミクスは、当初2年間、主に経済を不況に陥らせないための短期的処置に的を絞っていた。金融政策と財政刺激策の組み合わせはかなり効果的だった。2015年初めまでに、景気は上向き、企業利益は増加。平均賃金は2.2%上昇し(17年ぶりの高水準)、失業は減った。しかし第2四半期末までに、景気はとりわけ中国からの需要落ち込みのために再び後退し始め、第3四半期までに、日本銀行は2015年度の実質GDP成長率見通しを1.7%から1.2%へと引き下げた。問題は商環境の根底にある脆弱さへ対応するには、金融政策と財政刺激策だけではほぼ無理だということである。構造改革が必要なのだ。

残念なことに構造改革がアベノミクスの取り組み課題の最上位に来るまでには、2年かかった。幸い構造改革は、現在では重要なテーマとなっている。政府は今年、幾つかの取組みに着手しており、これが違いを生み始めるはずだ。法人税率引き下げは実効税率が35.6%から33%となり、これによって日本企業は競争力をいくぶん高め、その分を投資に回せるようになる。新しいスタートアップ・コードとコーポレートガバナンス・コードは投資家の利益を推進し、企業の取締役会にさらに多くの社外取締役を配置することを意図しており、これは投資とリスクテイキングを活性化する助けとなるはずだ。イノベーションは、大学、研究施設、ベンチャーキャピタル、産業界といった産学連携を強化することで弾みがつくだろう。医療分野を含め、情報通信技術とロボット工学の利用拡大を推進する措置もとられている。インバウンド観光を促進し、成田空港をアジア地域のハブにするための計画も敷かれている。さらに改正されたビザ/在留権の規則は、もっと多くの専門的技術者を海外から集めることを目指している。また、子育て支援の改善措置は、労働力への女性の参画拡大を促すはずである。こうした改革はどれも日本が経済的ポテンシャルを発揮する助けになるだろうが、それでもまだ十分とはいえない。

本報告書が明らかにしているように、政府の改革の多くは断片的なアプローチの犠牲になっており、また、そうでない分野では取組み(あるいは無策さ)によって多かれ少なかれ弱体化されている。さらに、国内外の企業は、アベノミクスでまだ手つかずのままとなっている、企業の発展を妨げる多くの様々な規制障壁といまだに格闘している。こうした障壁の相当数は、成長戦略による推進が意図されている活動や産業分野にさえ関係している。これには、例えば次のものが挙げられる。

- 政府は、医療が日本の主要な成長産業となることを望んでいるが、医療分野自体の対価償還制度がきわめて予測不可能なため、企業は新製品の開発・上市に二の足を踏む。
- 政府は、対日投資誘致の拡大や国産イノベーションの促進を望んでいるが、日本国内で発生する研究開発費についてはそうした費用が国内で負担されない限り、税額控除が提供されない。ほとんどの外国企業は(本社の場所がどの国であろうと)研究開発費を本社レベルで引き受けるため、日本の税額控除を受けることができず、したがって日本は研究開発活動の実施場所としては魅力の少ない国となっている。
- 政府は、日本への観光旅行客の増加を望んでいるが、日本の主要な国際空港の過度に高額な空港利用料と不十分なインフラがネックとなって、収益性ある路線の開発を妨げている。
- 政府は、日本が情報通信技術開発の最先端を行くことを望んでいるが、公正取引委員会では「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の改正を提案している。これはLTEや5Gといったオープンスタンダードで利用される最先端の専有技術の価値を低下させ、ひいては研究開発に投資するインセンティブを低下させるおそれがある。



こうした欠陥には速やかに対処する必要があり、政府の成長戦略が成功をおさめるためには、今よりはるかに包括的で「外向き」のアプローチが必要である。このことを念頭に置きつつ、EBCでは成長戦略の一部をなす新たな貿易協定が、変革をもたらす役割を果たしうると確信している。そうした協定は、新たな市場を開き、競争力を引き出し、モノ、サービス、人材、知識の流れを増大させる。日本は先頃結ばれた環太平洋パートナーシップ協定の一員である（TPPは目下、参加12カ国での批准待ちとなっている）。またEU-日本自由貿易協定へ向けての交渉も前進しつつある。これらの交渉は、関税、非関税措置、サービス、調達、競争をはじめとする広範な議題を扱っている。日本・EUいずれの側も、相互通商と投資を強化拡大するこの機会を見過ごすわけにはいかず、EBCはこの機会を逃さぬよう全力で取り組んでいる。特にEBCの各委員会は交渉プロセスのサポート役を務めており、日本やその他の市場で活動してきた各自の経験を踏まえて、主要な問題についてEU側の交渉担当者にブリーフィングを行っている。最終的な協定ではこうしたすべての問題が対応されていなければならない点をEBCは強調したい。それを怠るならば、協定の価値は低下し、偏ったものになるおそれがある。今求められる広範かつ奥行きのある羅針盤となるものとして、本報告書の関連の章には、FTAに関する委員会の最優先課題をまとめたリストが収められている。こうしたリストは、例えば以下の分野をカバーしている。

- 規格・製品認証・上市承認の相互承認、並びに国際規格の採用（医療機器、環境技術、消費者製品、乗用車、食品など）
- 製品が市場に到達するのを妨げたり遅らせる、高コストや不必要な事務手続といった障壁の撤廃（産業用材料・食品に対する関税や、日本独自の製品表示要件など）
- 公正な競争と国内外のすべての企業の平等な待遇の確保（航空会社・宅配便・保険業界など）
- 鉄道および建設業界での公共事業契約に関する公正で開かれた入札の確保
- 対日直接投資の条件整備（銀行業務および資産運用分野における日本独自の要件の撤廃を含む）

FTA交渉は複雑であるものの前進しつつあり、日本・EU双方からの十分なコミットメントがあれば、2016年中には申し分のない結論に達することができるはずだと、EBCでは考えている。これは、相互通商を拡大強化しそれぞれの経済をより高いレベルに引き上げるための正しい軌道にEUと日本双方を乗せ、アベノミクスを「前進」から「成功」へと導くために求められる具体的な改革にもつながるだろう。まさに一生に一度あるかどうかという、またとない絶好の機会（ゴールデン・オポチュニティ）である。2016年には是非とも共に金（ゴールド）を掘り当てようではないか。

本報告書の構成

この「はじめに」に続く30章は、EBCの各産業分野別／専門委員会によって執筆されており、過去1年間の日本の商環境における主要な問題点や進展を要約するとともに改革へ向けての具体的な提案も行っている。また委員会では必要な部分において、EU-日本FTAに向けての最優先課題（「FTA/EPAへの主な論点」）にも焦点を当てている。

本報告書に記された情報・アイデア・提案が、EU-日本間の通商関係の潜在力が十分に発揮されることを心より願う日本政府・欧州連合をはじめとする全関係者の皆様の考え方に対して、建設的に貢献することを信じてやまない。

ビジネス関連

財務報告
人的資源
知的財産権
法律サービス
小売・卸売
持続発展
税制

財務報告

はじめに

2015年には、企業の連結決算書の国境を越えた比較可能性を向上させることになる、単一の会計基準群の採用への機運が国内で継続し、多くの企業が国際財務報告基準（IFRS）を採用した。東京証券取引所（TSE）は、合計時価総額の4分の1を占める112社がIFRSを採用済みまたは採用予定で、さらに200社近くが採用を前向きに検討中であることを示すデータを発表した。IFRSは国境を越えた投資の促進要因と認識されていることから、日本企業によるIFRSの使用は、2015年下半期の一層不安定かつ不透明な景況をよそに、今後さらに広まるとEBCは確信している。より厳格な企業統治規範の採用と、より厳格な企業統治原則に従う責任を自覚している企業群に関する新しい株価指数であるJPX日経インデックス400の導入も、この新しい株価指数ではIFRSを用いている企業の数が多いことから、同様の会計基準を目指す機運に味方した。2005年以降、連結決算書でのIFRSの使用をすべての上場企業に義務付けた、欧州でとられたビッグバン・アプローチとは異なり、日本は、より漸進的なアプローチをとっているようである。

EBCは、日本におけるIFRSの使用を強化するための企業会計基準委員会（ASBJ）の取り組みを歓迎する。EBCの見るところ、日本版IFRSである修正国際基準（JMIS）の制定は、そうした取り組みをサポートするものとしてとらえることができる。JMISが完全版IFRSのごく限られた修正にとどまったことは喜ばしい。具体的には、こうした修正は、「のれん」と「その他の包括利益」の会計処理に関係していた。JMISが完全版IFRSから外れれば外れるほど、日本国外の株価指数構成企業がJMISに基づいて作成された決算書と完全版IFRSに基づいて作成された決算書の間の相違を容易に分析あるいは理解できなくなる危険が大きくなる。したがってEBCは、完全版IFRSに比したJMISにおける修正を最小限にとどめたASBJのアプローチを強く支持するとともに、両基準間の相違を減らすため、ASBJが国際会計基準審議会（IASB）と協力するよう訴える。EBCは、今後数年間に日本での完全版IFRSの適用が拡大することを願っている。そうなれば、JMISを別個の会計基準として残しておく必要性はなくなるだろう。

当面、相当数の子会社を日本に抱えている、欧州に本社のある多国籍企業にとっては課題が残る。こうした子会社は引き続き、法定報告向けにはASBJによって公開されている日本国内の一般に認められた会計原則（J-GAAP）に従って報告し、親会社によるグループ報告向けにはIFRSに沿って調整することになる公算が大きい。国内会計基準とIFRSの間の調整の必要性を低下させれば、報告プロセスの質や透明性を損なうことなくこうした子会社にかかる事務上の負担が減ることになる。したがってEBCは、そうした調整作業を減らすさらなる努力が払われるよう提案する。

この目標を達成する方法は複数ある。例えば、海外の親会社への別個の子会社決算報告書で完全版IFRSまたはJMISを使用することや、IFRSとのJ-GAAPのさらなるコンバージなどである。こうした方向のいかなる取り組みも、日本の会社法や税法に照らして慎重に検討する必要があることをEBCは認識している。欧州の多国籍企業の日本子会社は、税法を順守するために調整を必要とする国内の税務申告にも対処しなければならない。こうした子会社は往々、コストを制限し透明性を高めるため、税務上の立場を最適化する限度内でこうした調整を最小限に抑えようとする。税務申告と財務報告の要件が相容れない場合には、一致させる努力が妨げられる。EBCは、規制当局が、JGAAPをIFRSとコンバージする際に（時間、コスト、税の観点から見て）不利な税務効果を回避するよう、また、税法と会社法の間密接なつながりがある場合には財務報告コンバージェンスを行いやすくするために税法と会社法を調整することを検討するよう提案する。

IFRSに基づく新しい基準の発表は、コンバージェンスの取り組みに大きな難題をもたらす。これは、場合によって、J-GAAPとの相違を減らすこともあれば、相違を増やすこともありうる。新基準の、J-GAAPとの互換性は往々不明確である。新基準の、J-GAAPとの互換性は往々不明確である。EBCの目標は、国際的に認められた基準へ向けて財務報告のコンバージェンスを推進すること、および、種々の会計枠組みの間の互換性の明確化を働きかけることである。EBCは、国内の基準設置機関および規制機関がこうした取り組みを支援し、そうすることで対日投資を奨励することを期待している。

主要な問題および提案

■ 収益認識

年次現状報告：新たな問題。収益認識は、いかなる決算報告書作成者にとっても重要な会計方針であるが、これについてJ-GAAPは目下限られたガイダンスしか提供していない。いくつかの業種では、製品、サービスおよび／またはプロジェクトの納入・提供は、より長期の期間にわたって行われたり、任意の段階、期間または時点に関連のキャッシュフローを受け取る権利に関する透明性低下につながる形で行われたりする可能性がある。これは、作成者が決算報告書において業績や状況またはそれらの比較可能性について誤解することにつながるおそれがある。収益認識の適切かつ一貫性ある処理を確保するには、会計基準策定者が明確かつ原則に基づいた収益基準を採用し、決算報告書の作成者と監査役に十分なガイダンスを提供することが肝要である。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が先ごろ発表され、2018年1月1日以降に始まる報告期間から発効の予定となっている。新しい包括的な収益認識基準に従った信頼できる比較可能な決算報告書は日本に益するものとなるとEBCは確信している。さらに、いかなる新しい基準も、収益認識のいくつかの判断分野を取り上げるガイダンスを伴うべきである。最後として、基準は、決算報告書の利用者が基本にある製品、サービス、プロジェクトに関する収益認識の仮定、判断、不確かさ、感応度を必ず十分に理解できるよう、確固とした開示要件群を含むべきである。

提案：

- ASBJは、IASBとFASBが発表した基準の原則に沿った新しい収益認識基準の採用を優先すべきであり、また、できうる限り、こうした基準との完全なコンバージェンスを追求すべきである。新しい基準は、確固とした開示要件群を含むべきであり、問題のある判断分野に関するガイダンスを伴うべきである。

■ 金融商品

年次現状報告：若干の進展。IFRSとJ-GAAPの下での金融商品の会計基準の間には多くの類似性が認められるとはいえ、さらなる一致が推奨される1つの重要な分野がある。J-GAAPの下では、非上場株式 (non-listed equity securities) 等の特定証券は一般に取得原価で計上される。EBCは、株式 (equity securities) へのすべての投資を、IFRSの場合と同様、時価で計上するよう提案する。時価の変動は、J-GAAPの下での債券やIFRSの下での売却可能分類と同様に、取引向けに保有されていない投資として「その他の包括的利益」に計上されることになる。包括的な分析は、IFRS第9号に基づく新しい会計ガイダンスも考慮すべきである。EBCは、すべての証券を時価で評価することで決算報告書の妥当性と透明性が高まり、バランスシート運用 (deploy the balance sheet) 面において、経営者の投資決定の評価を利害関係者が行えるようになると確信している。J-GAAPに基づく会計処理をIFRSと一致させることは、両方の基準下で決算報告書を作成する必要がある決算報告書発行者にとっての効率向上をもたらすと期待される。EBCは、JMISが資本性金融商品 (equity instruments) への投資の測定免除を提案していない点を指摘しておきたい。

提案：

- 日本はJ-GAAPをIFRSに一致させて、すべての株式投資を時価で計上することを義務付けるべきである。

■ 有形固定資産 (PPE)

年次現状報告：進展なし。多くの企業は、J-GAAP報告のための税法基準を用いて、有形固定資産 (PPE) の残存価値と耐用年数を決定している。減価償却法は毎年合理的で組織的に適用されなければならない。実際には、相当数のJ-GAAP提出者は二倍定率法を用いるが、これは、財務報告と税務申告間の相違の調整をなくし、償却期間の早い時期に大きく税額を減らすことができる。しかしこれは、IFRSとの相違を生み出すことになる。IFRSは一般にデフォルトとしてこの方法を用いることを禁止し、税率表よりむしろ、使用パターンを反映した残存耐用期間と耐用年数を用いる。EBCは、使用パターンと関連コストのより正確な反映を決算報告書の読者に提供するため、および企業が既存の税制上の優遇を維持できるために、たとえこれが税務申告との新たな調整項目をもたらすとしても、IFRSアプローチを推奨する。

提案：

- 日本は、税制面との関わりを考慮に入れつつ、J-GAAPの下でのPPEの会計処理方法をIFRSと一致させるべきである。

人的資源

はじめに

EBC人的資源委員会はかねてから、日本の人口統計の暗たんとした見通しについて懸念してきた。熟練労働者の減少、高齢化、出生率低下が相まって、経済全般およびとりわけ国内外の企業の長期的活力にとって大きな難題を突きつけている。いくつかの予測によると、日本の人口は2050年までに実に半減する可能性があるとされている。EBCは、この減少の影響に対処するには4つの方法しかないと考えている。すなわち、生産性向上、労働人口へのより多くの女性の導入、出生率増大、及び／又は移民の数の増大である。また、私達は熟練した競争力ある労働力を確保するためには、4つの分野すべてで政策が必要とされると考えている。

安倍首相は、成長戦略の三本目の矢の導入にあたって、日本の人的資源資本を改善する重要性を強調した。例えば労働市場への女性の参加拡大の必要性を訴えた。しかし、今のところ変化はほとんどない。「短時間勤務正社員」制度等の構想が導入されているが、一般にはあまり周知も利用もされていない。その結果、日本の主婦の多くは、労働市場に入るには正社員になることを約束する必要があると誤解して、労働市場に入ることに依然消極的である。しかも、ほとんどの大都市圏では、両親が働いている間、子供の世話をしてくれる託児所を見つけるのが依然難しい。現状を打開するには、政府と地方自治体によるはるかに抜本的で本腰を入れた独創的アプローチが必要である。現状のままでは、女性という潜在的に重要な人的資源は家庭にとどまり続けるだろう。

したがってEBCは、労働市場への女性の参加を拡大する新しい方法を検討中であることを政府が最近示唆していることを心強く思う。これには、働いていない、または限られた時間しか働いていない配偶者を持つ納税者に対して提供される現行の所得税控除の見直しが含まれる。これは、配偶者がパートでしか働きたくないというインセンティブを取り除くことになる。これは正しい方向への明らかな一歩であるとはいえ、例えば公立の託児所や民間の保育サービスをより多く提供することや、男性が育児休業をとるのを支援・奨励することによって、なお一層の努力を払うべきであるとEBCは確信する。

より肯定的な面として、EBCは、再入国許可およびビザ有効期間延長に関連した新しい制度を通じ、外国人専門職者にとっての日本の魅力を向上させるべく導入された改革に関して政府と法務省を称賛する。この新しい制度は目下、さらに多くの高度な専門的技術を有する人材を受け入れるための取り組みによって補完されている。これらの措置は一体として、個々の企業および経済全体に恩恵をもたらすだろう。

年金面では、2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。しかし、現在の人口統計動向や、これが日本の社会保障制度にもたらすことになる不可避の圧迫を考慮するならば、個人が老後の金銭的備えをすることを奨励するさらなるインセンティブを設けることが肝要である。目下のところ、個人年金保険料については最高5万円の税額控除しか受けられない。これは改める必要がある。年金を受け取るために必要な年金保険料の最低納付期間短縮についての検討は、上々の結論に持ち込む必要がある。その一方、日本は、より多くの熟練外国人労働者に門戸を開く取り組みが決して年金規制によって水を差されないようにしなければならない。そうした労働者が最終的に日本を離れる際、最後の3年間の保険料支払分のみという現行の制限をなくし、日本の年金制度への強制拠出すべての全額払い戻しを受けられるようにする改正がまだ必要である。政府はまた、雇用主と被雇用者の両方にかかる負担を軽減するとともに二重支払いを回避するため、残るすべてのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの社会保障協定を締結すべく速やかに行動すべきである。EU・日本間の包括的なFTA/EPAは、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の二国間協定を結ぶプロセスの合理化を目指すべきであるとともに、社会的支援の分野における平等な待遇を含むべきである。それは、シームレスな労働市場の創出に向けて、EUと日本の間のすべてのビザおよび就労許可要件を改正する機会ももたらすだろう。

主要な問題および提案

■ 入管政策

年次現状報告：大いに進展。再入国許可の事実上廃止につながる入管法改正により、ビザ申請手続が相当改善された。しかしながら、いくつかの分野においては、まだ改善の余地がある。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- オンライン申請の導入。
- 日本への熟練労働者の入国を促進するため、入管政策をさらに改める。例えば、関連の学位を持たない者についての業界経験年数要件を10年から5年に引き下げる。
- 外国人技能実習制度を拡大して、車両整備士を含める。
- 多国籍企業が最良の人材を日本に誘致できるよう、配偶者ビザの保有者には、就労許可を自動的に交付する。
- 永住者資格を与えられる要件に新たに「高度な専門的技術を有すること」を追加。

■ 労働市場規制

年次現状報告：若干の進展。日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支えるとともに日本の経済を推進することのできる十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大することだろう。EBC は日本政府に対し、職場の多様性に一層焦点を合わせ、労働市場への一層の女性の参加と、家事と子育てへの一層の男性の参加を支援・奨励するよう強く要望する。

提案：

- 「扶養配偶者」に年間140万円以上の所得をあげる意欲を失わせる「配偶者特別控除」を廃止する。
- 企業に対して「短時間勤務正社員制度」の認知度を高め、またこの制度を導入する企業に対しては、税額控除、給付金等の優遇措置を行う。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備の確保に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。
- 公立の託児所に提供されるものと同じまたは類似した財政支援を企業に提供することによって、企業が保育施設を設けることを奨励する。
- 長期雇用ではなく業績に基づく競争力ある労働力創出を促進する雇用法を導入する。従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要とする。
- 時間外労働の相殺ができる清算期間の延長を認める。
- 職を失う正社員の補償に関する明確な規則を設けつつ、企業再編成をより容易に行えるようにする。

■ 年金

年次現状報告：徐々に進展。いくつかの欧州の国々との間で、こうした国々の国民の利益のために、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。こうした国々の国民は今や、日本の年金制度への強制拠出分を全額払い戻してもらえる。しかし、協定を結んでいない国の国民の場合、払い戻しは、依然、最高3年が上限となっている。その一方で EBC は、年金を受け取るために必要な年金保険料の最低納付年数短縮についての検討を心強く思っている。

提案：

- 年金を受け取るために必要な年金保険料納付年数を短縮する。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除を適用する。
- 日本とEU加盟国は、相互社会保障協定を速やかに締結すべきである。

知的財産権

はじめに

日本では、高級ブランド品は2つの販売チャネルの1つを通して消費者の元に届く。すなわち、正規の販売業者、または並行輸入業者のどちらかである。並行輸入品の販売は、日本では違法ではない。高級ブランドは正規販売店またはインターネット・サイトを通じて売上を伸ばすことに努めているが、商品イメージを保護する必要があるため、ほかの流通業者を利用してのネット販売に取り組むことには消極的である。しかしながら、高級ブランド品やトップブランド電化製品両方の模倣品と混然一体となった、本物と称する「並行輸入品」の形をとった高級ブランド品のオンライン・マーケティングや販売が拡大をみている。ほかの多くの国々の場合と同様、日本で流通している模倣品の第一位の製造・輸出者は中国であり、日本に流入する偽商品全体の92.9%を占めている。

2014年には、およそ895,792点の模倣品が税関によって水際で差し止められた。税関がすべての輸入品を検査するのは不可能であることを考えると、そうした数字は、偽商品輸入量全体のほんの一部にすぎないと想定できる。しかも、「個人使用」目的の模倣品購入は日本では禁じられていないため、多くの場合、たとえ模倣品と分かっていても、税関は模倣品が国内に入るのを止めることができない。

これまで、日本の多くの消費者は、模倣品と知りながら偽商品を喜んで買っているように思われた。しかし、現在の主な論点は、本物のブランド品を買いたいと思っているにもかかわらず模倣品をつかまされる消費者をいかにして助けるかである。そうした消費者は、落胆と金銭的損失、さらには、受け取った粗悪な模倣品による健康面または安全面の潜在的リスクにも直面する。したがって、知的財産権（知財権）の尊重は、日本の消費者保護戦略の必要不可欠な要素となっている。知財権の重要性に対する国民意識の向上に促されて、政府は目下、模倣品販売サイトや不正サイトへのアクセスをブロックすることの実現可能性を検討している。

関係省庁は、知財権保護に相当の努力を払っている。2007年以降、関税局は、模倣品と疑われる品目を確認するために財産権保有者が税関に出向く義務を段階的に緩和し、この要件は2年前に全廃された。消費者庁は、海外から模倣品をうっかり買ってしまった消費者を支援するための越境消費者センターの設置や、同庁ウェブサイトでのオンライン模倣品ストアのリスト（「悪質な海外ウェブサイト一覧」）の公表といった取り組みに着手している。経産省は、特定商取引に関する法律を通じてのインターネット取引への規制強化に努めている。

Yahoo!、楽天、DeNAも、模倣品撲滅面で重要な役割を果たしている。例えばYahoo!は、模倣品や違法業者に関して、財産権保有者団体を通じ、各ブランドと定期的に情報を交換することによって、自社のオークション・サービスを「浄化」することに努めている。同社は独自の情報収集機能を設けており、入手した情報に基づいて継続的な自主的チェックを行う200名のスタッフからなるチームを有している。こうした取り組みを通じ、Yahoo!は掲載された偽商品の大部分を検知し、関係ブランドの要請により、それを削除できる。楽天も同社ショッピングサイトの「浄化」に活発に取り組んでいる。楽天のサイトに掲載された商品が例えばとりわけ安い価格や消費者から寄せられた情報により模倣品であると疑われる場合には、楽天は、関係ブランドと協力して、その商品を試験購入して、本物かどうかを確認する。商品が模倣品と判明した場合には、掲載した業者は即刻サイトから追放される。

最後に、模倣品を排除するための枠組みを設ける協調的取り組みが日本の各方面によって行われている。そうしたアプローチのいくつかは、欧州や米国で適用されているものより先進的である。とはいえ、いくつかの問題が依然未解決であることは否定できない。具体的には、消費者を保護する適切なシステムを構築するためにインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）との協力を深めるべきであり、「個人使用」目的での模倣品の所持を規制すべきであり、個人使用の定義を厳格化して法的拘束力のあるものにすべきである。

FTA/EPAへの主な論点

- 現状を改善するため、FTA/EPA交渉において必ず、知財権問題を十分深く掘り下げて取り上げるようにする。
- 上記の諸問題に解決をもたらす共通の規則を創出する。

主要な問題および提案

■ 日本および海外のオンラインモールから模倣品を排除するための強化された継続的措置

年次現状報告：若干の進展。大手オークションサイトは自社サイトにおける模倣品の比率を1%未満まで引き下げること成功しているものの、一部のショッピングサイトは必要な対策をとることをまだ怠っているため、自社サイトにおける特定ブランドの模倣品の比率が依然比較的高い。ショッピングサイトによる対策の遅れの一因となっているのは、アップロードされるほとんどの画像データが不十分で当該商品が模倣品かどうかを判断できず、本物かどうかを確認するには試験購入がしばしば必要になることである。さらに、いくつかの新興ISPによって最近立ち上げられているインターネット・フリーマーケット（ネットフリマ）に関しては、模倣品に対する徹底的な対策がまだとられていない。模倣品販売サイト、不正サイト、なりすましサイトに対する取り組みは全般的に進行があまりにも遅すぎる。日本の関係省庁によってすでに設けられている対策としては、そうしたサイトの運営者が使用する銀行口座の凍結、サイトのURLの公開、セキュリティ・ソフトによる警報の表示などがあるが、問題の根本的解決をもたらすにはまだ至っていない。知財権と消費者利益を保護する必要性に対する国民意識は間違いなく向上しつつため、今こそ、模倣品販売を撲滅するための大胆かつ早急な対策をとるべきである。

提案：

- ショッピングサイトから模倣品を排除することを目的として、特定商取引に関する法律を改正し、インターネットで販売されるブランド商品に対するチェックを強化すべきである。さらに政府は、ISP、流通業者、財産権保有者に対し、この分野における民間の取り組みを推進するための独自の模倣品防止対策ガイドラインを設けるよう促すべきである。
- 模倣品販売サイト、不正サイト、海外サーバーに置かれたなりすましサイトに対しては、サイトへのアクセスのブロックや、検索エンジンからのサイトの削除といった抜本的な対策をとるべきである。
- 政府は、インターネット・フリーマーケットを運営している新興ISPに対し、偽商品への対策を実施するよう促すべきである。

■ 「個人使用目的」の定義の厳格化

年次現状報告：進展なし。「個人使用」目的の模倣品の輸入・購入が日本では合法とされていることは、模倣品を商業目的で輸入する業者に抜け穴をもたらす。その結果、税関は模倣品の摘発に人手と時間を浪費した挙句、結局は輸入許可を与えるしかなくなってしまう。この抜け穴をふさぐことができないなら、せめて「個人使用」の定義を厳格化すべきである。例えば年に数回、郵便で多数の模倣品腕時計を輸入する業者などは、「個人使用目的」と推定しうる商品の最低所持期間（例えば1年）や最大個数を定義するだけで歯止めを掛けられるだろう。偽商品の転売や転送が依然合法のままなら、関係法規を改めて、商品が個人使用目的であるとの主張をそうした業者ができないようにしなければならない。

提案：

- たとえ「個人使用」目的であっても、模倣品の輸入・購入は法律で取り締まるべきである。
- 「個人使用目的」での模倣品の輸入や購入を法律で禁止できないのであれば、個人使用の定義を厳格化して、「個人使用目的」であると申告する限り無限の点数の偽商品の輸入が認められている現状に対処すべきである。

Ms. Rikako Beppu

Chair, Legal Services Committee

(Partner, Hogan Lovells Houritsu Jimusho Gaikokuho Kyodo Jigyō, Tokyo)

c/o Hogan Lovells Houritsu Jimusho Gaikokuho Kyodo Jigyō, Tokyo

15F Daido Seimei Kasumigaseki Building, 1-4-2, Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013

Phone 03-5157-8200

Fax 03-5157-8210

法律サービス

はじめに

これまでのところ具体的な変化は何もなかったため、日本の法律サービスに関するEBCの提案は昨年と同じままである。

2014年6月24日に閣議決定された内閣の規制改革実施計画に加え、外弁に適用される規制に関して以下の審議がなされた。

1. 外弁制度に係る検討会が設置された：これは、法務省の所管にて設置された。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、この検討会は2015年には6カ月かけて、(1) 外弁制度に関し、承認についての職務経験要件（すなわち3年の職務経験要件）の基準等について見直しを行い、さらに6カ月かけて、(2) 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することに対する現行の制限について見直しを行った。

EBCは在日米国商工会議所と外国法事務弁護士協会と共に、上記のポイント1 (1) と1(2) に関し、それぞれ2015年5月20日（第3回会議）と2015年9月18日（第6回会議）に招かれて、意見を提示した。

2. 外弁の承認・登録手続の透明化：この議題についての検討は法務省の所管にて2015年に開始された。外弁登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連（日本弁護士連合会）が協議を行う場が設けられた。
3. 外弁の承認・登録手続の簡素化：この議題についての検討は法務省の所管にて2015年に開始された。外弁の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連が協議を行う別個の場が設けられた。

EBCは、検討会および各協議の場からの提案を心待ちにしている。

とりわけ、この計画の信ぴょう性と最終的な成功は、外弁が適切に参加し、外国法曹界の見解に十分な配慮が払われつつプロセスが公正に実施されることに依存することから、EBCはこの計画の展開をつぶさに見守っていく。

EBCは日本とEUに対し、二者間FTA/EPA交渉が、日本における煩雑な登録プロセスを軽減するべく弁護士の地位を相互に承認する問題と、支店の設立に関して外弁と日本の弁護士の両方からなる法律事務所にとっての市場アクセスを改善する必要性の問題の両方を確実に取り上げるよう要望する。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、外弁が本国法域で資格を認められている場合には、本国法についての3年間の専門実務経験があること、うち2年は日本以外の国での実務経験であることという追加の資格要件なしに外弁を承認・登録すべきである。

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：進展については疑問。日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない。うち2年は、日本以外の国で実務経験を積み重ねなければならない。この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。EBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。外弁制度は実施から25年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の改革を行うことで、現在見られる不満は相当程度解消しうるだろう。

提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告：若干の進展はあったが、適用は限られている。外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律が2014年によく可決された。しかしながら、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。その結果、新しい法律の有用性は深刻に制限される。

提案：

- 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうるが、これは現行制度の見直しによってしか達成できない。

提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

Mr. Francesco Formiconi

Chair, Retail & Wholesale Committee

(Chief Operating Officer, Giorgio Armani Japan Co., Ltd.)

c/o Giorgio Armani Japan Co., Ltd.

Armani/Ginza Tower 7F.

5-5-4 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061

Phone 03-6274-7085

Fax 03-6274-7089

小売・卸売

はじめに

日本の小売市場は依然、世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ5～6年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が日本で急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、日本の消費者により幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて明らかに恩恵をもたらしている。欧州の小売業者の日本での成功は、日本経済全体にも利益をもたらす。相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった多くの都市の再活性化を助けるからだ。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者（例えばユニクロ、ニトリ）や卸売業者にプラスになる。

欧州の卸売業者と小売業者は、近年の成功にもかかわらず、日本市場において依然相当の障壁に直面している。第一に、外国卸売企業・小売企業にとって、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティクスを活用することは困難となっている。第二に、新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞が付きものとなっており、加えて、関連の販売制限がある。第三に、政府は、欧州の基準をすでに満たしている製品に独自の国内規則・規制を適用すること依然として求めている。EBCは、消費者保護に関する政府の懸念を共有してはいるものの、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信する。欧州の小売業者や卸売業者が直面している障壁の例としては、日本独自の表示規則、SI単位系（国際単位系）以外の非許容、安全基準自体には関係のない融通性に欠ける食品衛生規則、国際基準や欧州の認可の不承認などがある。こうした障壁は、グローバルなサプライチェーンを有する企業にとってとりわけ不利になるとともにコスト増大をもたらし、したがって日本の消費者にとって価格上昇をもたらす。様々な消費者製品の輸入・認証・表示の手続きは、製品がすでに国際規格や欧州規格に適合している場合ですら、日本特有の基準による試験を新たに行うことが日本の当局から求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。特定の分野でさらに国際的な基準を導入する用意があることを先ごろ日本の当局が明らかにしたのは心強い。その一例は、ISO（国際標準化機構）洗濯絵表示導入面での消費者庁と経産省の共同の取り組みである。

EBCは、先ごろの独占禁止法緩和に起因して生じるおそれのある厄介な問題についても懸念している。この緩和は、垂直的制限規制に関する改正ガイドラインの発行を通じて行われた。明確な判断基準を欠いているため、この緩和はあいにく、ガイドラインの合法的適用がきわめて困難になるという状況を生んでいる。EBCは、遵守を容易にする、より明確なガイダンスを発行することによって公正取引委員会がこうした状況を是正することを期待している。

EBCはEUと日本の当局に対し、EU-日本FTA/EPA交渉プロセスにおいて、欧州の小売業者と卸売業者が直面する障壁が必ず撤廃されるよう求めている。とりわけ、欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合や、日本市場向けに認証された製品を欧州市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。FTA/EPA交渉は、そうした再試験に何の実際目的やメリットもないことを決定的に確証する絶好の機会をもたらす。したがってEBCは、双方の市場の企業と消費者に利益をもたらすことになる、規格と認証のより幅広い相互受け入れの確立に速やかに取りかかるようEUと日本に呼びかける。

FTA/EPAへの主な論点

- 認可、認証、基準を整合化または相互承認する。
- 革靴の関税割当を撤廃する、および／または、よりよい割当管理システムを導入する。
- ビジネスのニーズによりよくマッチするよう、競争法を整合化・簡素化する。

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

年次現状報告：若干の進展。EN（欧州規格）およびISO規格またはCE（conformité européenne）マーキングの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の日本市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全確保の必要性を理解する一方、より円滑な通商を促進するため、食品衛生法における、器具・容器包装およびおもちゃならびに計量器に関する基準と、関連輸入制度を改定するよう政府に特に要望する。

提案：

- 日本とEUは、再検査の負荷を排除するため、製品の輸入申請手続に適用される互いの規制を相互に受け入れるべきである。
- 日本は、SI単位系も併記される場合には、計量器への一般的な非SI単位系の記載を許容すべきである。

■ 表示

年次現状報告：進展。EBCは、内閣府の規制改革推進室の仕事を高く評価しており、有意義な改革の実現のため、消費者庁と緊密に協力することを待ち望んでいる。ISO洗濯絵表示の導入について消費者庁を高く評価するとともに、家庭用品品質表示法の改正に際してEBCへの情報提供およびEBCの参加を要望する。

提案：

- 消費者庁は家庭用品品質表示法の改正を迅速に行うべきである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告：進展なし。各種の靴関税品目には割当が適用される。こうした割当を通じ、輸入靴はより低い関税の恩恵を受けうる。割当は輸入実績数値に部分的に基づく一方、総量の一部は「新規者」専用となっている。現行制度の主な問題点は、透明性の欠如と、靴ビジネスに実際には関与していない企業が割当を保持し、それを他の企業に非合法的に「売る」点にある。こうした行為は違法であるにもかかわらず、依然続いている。

提案：

- 割当制度を廃止すべきである。暫定措置として、経産省は状況の監視を改善強化して、靴の売買に適切に携わっていない企業からの申請を却下し、そうした企業の割当を解放すべきである。経産省がより厳しい罰則を実施することも推奨される。

■ 酒類の通信販売の制限

年次現状報告：若干の進展。酒類卸売業免許制度は数年前に店頭販売のみに関して改善がなされたが、通信販売（ネット販売を含む）により、県境を越えて行われる酒類小売販売は依然制限されている。これは、新規参入者にとって取引費用の上昇につながる。古い免許（既得免許、grandfathered licenses）にはこの制限がなく、新しい免許保有者と古い免許保有者の間に不公正な不均衡を生み出している。

提案：

- 日本は、酒類小売業免許制度内の通信販売制限を廃止すべきである。
- 日本は、古い免許を制限対象外とする慣行をやめるべきである。

■ 競争法／独占禁止法

年次現状報告：新たな問題。日本の独占禁止法と国際慣行との間にはいくつかの著しい相違がある。例えば、垂直的制限における市場シェアの小さい「市場支配力」や、従属状態とは無関係な「優越的地位」の認識である。さらに、説明もなしに違反を数え上げる公取委の「イエローカード」方式は法的根拠と透明性を共に欠いているとEBCは確信する。

提案：

- 「イエローカード」方式を廃止すべきである。
- 独占禁止法を、明確な判断基準を持つグローバルな慣行と整合化すべきである。
- 政府は、垂直的制限に関する先ごろの通達をさらに明確化すべきである。

Mr. John Mader

Chair, Sustainable Development Committee

(Senior Project Manager, Lend Lease Japan)

c/o Lend Lease Japan, Inc.

Akasaka Enokizaka Mori Building 3F, 1-7-1 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-6866-5600

Fax 03-6866-5607

持続発展

はじめに

持続発展と気候変動の問題に対処するためにすべての産業にわたってビジネスの革新的潜在能力を活用することは、現在のニーズと未来の世代のニーズとのバランスをとるべく、1987年の国連ブルントラント委員会の報告書で規定された課題に取り組む上で、必要不可欠である。

EBC持続発展委員会は、持続発展に貢献するというコミットメントを抱く、様々の業界の欧州企業によって設置された。これらの企業は、ほかの市場で定評を得ている製品を開発してきた。日本は、持続可能な未来の促進という目標を欧州と共有しており、したがって、多くの欧州製品の導入は、日本がそうした目標を達成する上でも役立つだろう。こうした製品へのアクセスを推進するため、当委員会メンバーは二面的なアプローチを提案する。第一に、メンバーは欧州の持続可能な製品へのアクセスを妨げている障壁を特定した。こうした障壁は往々、非関税障壁の形をとる。すなわち、欧州の持続可能な規格の受け入れ欠如である。第二に、当委員会メンバーの指摘するところでは、国内の基準や規制は、持続可能な製品を使用する意欲をそぐ悪しきインセンティブを時として生み出し、その結果、輸入品であろうとなかろうと、そうした製品の需要を減らす。

日本で活動している多くの欧州企業は持続発展の世界的リーダーであるが、より持続可能なビジネスモデルの機会を受け入れるのが遅い保守的な商環境に往々直面する。これは、世論調査では持続発展の取り組みを一般に支持しているとされる日本の消費者とは著しい対照をなしている。言い換えれば、消費者は変化に対してオープンであるのに、持続可能なモノやサービスについての消費者の選択肢は制限されている。欧州企業は、持続発展に対する日本のコミットメントを具体化し、持続発展を将来の成長の主要素と見なすすべての企業に利益をもたらす改革を促進するため、日本の社会、政府、企業と対話の推進を熱望している。個々の改革構想に加え、EU-日本FTA/EPAは、持続発展を包括的に推進する機会を提供する。

持続発展委員会のメンバー企業は、エネルギー、食品、水、建設材料および建設関連管理サービスといったいくつかの分野にわたっている。日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源であり、温室効果ガス排出量の40%までを占めている。したがって建設分野は、日本の持続可能性を向上させる最高の機会をもたらす。建築物のエネルギー消費を低減することは、環境への悪影響の低減に大きく貢献することになる。多くの民間開発業者や建築物所有者は、建築物のエネルギー消費低減の経済的影響をしっかりと認識しており、その対策を講じている。

とはいえ、省エネ設備やエネルギー効率のよい材料の使用を奨励または義務付ける政府の立法措置は、付加的な後押しを提供することになるだろう。持続可能な解決策の幅広い採用面で日本の建設・不動産市場が諸外国に後れをとっている理由の1つは、比較的手ぬるい規制環境である。例えば、依然、一枚ガラスが広く使用されており（欧州は二重、さらには三重ガラスへと移行済み）、ビルや住宅に関する義務的な厳しい断熱基準もない（欧州では、熱損失を減らすことが建築要件となっている）。建築物は初期段階において、暖房や冷房に多くのエネルギーを必要としない手法で、建造されるべきである。外装は断熱が十分になされ、夏季には熱利得、冬季には熱損失を軽減する部材を使用すべきである。欧州メーカーは最優良クラスの解決策を市場で提供している — 断熱、スペクトル選択性ガラス、熱の逃げ道を防ぐカーテン・ウォール・システムなど。

EUの持続可能政策の目標は次の通りである。すなわち、経済成長と環境損害との間に存在する負のつながりを断絶すること、責任ある製造物の使用を企業および公衆に奨励すること、公的機関に環境損害を引き起こさない製品・サービスを購入させるよう努力すること、環境にやさしい技術・イノベーションの市場を拡大すること、EU域内外いずれにおいても動物の福祉を増進させること。EBCは日本政府に対し、インフラ、商習慣、消費者行動といった全主要分野の持続可能な発展のため、現在よりはるかに強固な姿勢で臨み、改善措置を講ずるよう奨励する。

主要な問題および提案

■ 持続可能な発展への認識・行動の改善

年次現状報告：進展なし。日本の消費者は高い環境意識を示し、日本企業は省エネ設備などエネルギー効率の高い多数の技術の製造面の世界的リーダーに数えられる。にもかかわらず、環境にやさしい製品を要求することを消費者に奨励したり、企業がより環境によりやさしい製品に投資したり、そうした製品を生産したりするためのインセンティブはほとんどない。

提案：

- 日本政府は、持続発展のメリットに対する国民の認識を向上させるべきである。
- 環境目標設定、ならびに目標達成に必要な活動への合意に関する、日EU間の協力改善が、EU-日本FTA/EPAの主要素となるべきである。

■ オーガニック食品

年次現状報告：進展なし。オーガニック食品は、日本で販売される食品全体の0.5%程度を占めるのみである。これは欧州の場合を大きく下回り、先進国としてはおそらく最低の普及率であろう。日本の農業は依然、農薬、肥料、ホルモンといった化学物質投入へ過度に依存している。この状況は、環境の観点からも消費者の観点からも、望ましくない。日本は国内の持続可能な有機農業の開発を促進することによって一層のオーガニック食品の生産を促進する措置をとるべきである。EBCは、EU各大使館からの補足的な有機証明書がもはや必要ではないことを喜ばしく思う。しかし、輸入オーガニック食品のあらゆる出荷に個別の有機証明書を添付しなければならないという要件は依然、オーガニック食品の輸入と輸出両方に水を差す事務上の障害をなしている。

提案：

- あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要性をなくす。年次証明書で十分なはずである。
- 農薬および抗生物質の使用を奨励または義務付ける規制の見直し・改正によって、より持続可能な農業慣行を奨励する。

■ 持続可能な建築設計および建材

年次現状報告：若干の進展。建築物の総合的な環境影響はきわめて大きいため、建築設計、個々の建材・部材、建設慣行、運用・保守手順に適用される規格および認証の見直しと改定を行って、温室効果ガス排出量やその他の環境影響の低減を推進すべきである。建築物のエネルギー消費の低減を最優先の目標とすべきである。持続可能な建築ソリューションの実現をスピードアップするため、日本は外国製建材輸入にとっての障壁を減らすべきである。外国の環境規格の受け入れは、この方面における最も重大な非関税障壁を取り除くだろう。

提案：

- 持続可能な、環境にやさしい建築物の需要を高めるインセンティブや要件を導入する。
- 総床面積300m²未満のビルと住宅に関する義務的な高度断熱基準をできるだけ早急に採用する。
- 建築許可を発行する前にCASBEE(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency-日本の建築物総合環境性能評価システム)に基づく一定の評価レベルの達成を義務付ける。
- 国内の環境にやさしい建築要件を満たす上で特定のCASBEE評価と同等のものとして、LEED (Leadership in Energy and Environmental Design) (米国)、BREEAM (Building Research Establishment Environment Assessment Methodology) (英国)、DGNB (German Sustainable Building Council) (ドイツ)、Green Star (オーストラリア) といった環境にやさしい建築評価システムに基づく特定の評価を認める。
- 持続可能な特性を持つ欧州の建材の試験・認証を促進する、または、同様の国内基準と同等のものとして外国の認証を受け入れる。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young Tax Co.)

c/o Ernst & Young Tax Co.

Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

Fax 03-3506-2200

税制

はじめに

EBCは、法人税率を引き下げ続けることによって景気を刺激し日本の魅力を高めるという政府の狙いを歓迎する。これまでの改革は、総合実効税率を 2015 年度は 35.6%から 33%に、2016 年度は 32.3%に引き下げてきた。政府の中長期的な狙いは、総合実効税率を 30%以下に引き下げることである。政府が、8%から 10%への消費税率引き上げを通じて国の財政立て直しを支援する計画を継続してきたことも喜ばしい。この措置 — 所得への課税から消費への課税への重点移行 — は、過去数十年間にわたるEU加盟国の税制のあり方の推移と軌を一にしている。

とはいえ、2015年6月に「経済財政運営と改革の基本方針 2015」および「『日本再興戦略』改訂 2015」の発表に際し安倍首相が行った公式声明は、財政赤字を時間をかけて削減することに政府が引き続き大きな重点を置くことを示唆している。これまでの政府の方針はいずれも、支出への大きな歯止めを伴っていないため、その結果としての政府予算の収支ギャップは、税収増加によって埋め合わせる必要がある。したがって、近年行われてきた課税ベースの拡大は今後も継続することになる。2015年度以降の税制改革は、欠損金繰越利用前の最低課税所得を 20%から 35%に、最終的には 2017年4月までに 50%に引き上げるといった措置を含む。したがって残念ながら、法人税率引き下げといった一部の政策をよそに、政府の全体的アプローチは必然的に、潜在的な海外投資家にとっての日本の魅力に悪影響を及ぼすことになる。

この悪影響は、最高所得階層に対するきわめて高い税率や、今やあらゆる海外資産にも適用される強引な相続税を課するという、富裕層に対する課税への政府の注力増大によってさらに強められる。これは、新たな出国税と相まって、投資家が、とりわけ、個人にとって非常に魅力的な課税管轄である香港やシンガポールといったアジアの主要投資ハブと比べ、日本に悪印象を持つ要因となる。

行政面では、政府は、2016年1月から実施される「マイナンバー」と称する社会保障・税番号制度の導入を通じての税務効率向上に意欲を示唆してきた。これは税務管理の透明性と効率の向上へ向けた歓迎すべき措置ではあるものの、短い導入段階の中で、あまりにも多くの疑問が未回答のままとなっている。EBCは政府に対し、(i) 法人税申告期限の延長、および (ii) 正式制度である文書回答制度の改善を通して、税務管理をさらに改善する方法を検討するよう要望する。

さらに、EUと日本の間の二国間通商・投資は、二重課税や、日本と個別のEU加盟国との間の最近の租税条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税の相互廃止から大きな恩恵を得るだろう。EU-日本FTA/EPAは、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本と個別のEU加盟国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項を含むべきである。FTA/EPAは、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象として扱うべきである。

要約すれば、政府によってこれまで行われたいくつかの税制改革は対日投資の奨励・支援に向け適切な方向を目指しているとEBCは見なしているものの、いくつかはそうした目標に真っ向から逆らう働きをする公算が大きい。したがって、政府が見込む成長は達成が困難だろう。多額の財政赤字への対処がなされないまま、この問題の想定された解決法として税収が利用される限り、この状況は今後も続くだろう。

FTA/EPAへの主な論点

- FTA/EPAは、EU加盟国と日本の間の当該の租税条約が二重課税を解決しない場合に二重課税の事実上の排除を確保するための仲裁条項を含むべきである。

主要な問題および提案

■ 研究開発優遇税制

年次現状報告：進展なし。日本の規則では、日本の多国籍企業がこうむる研究開発費は、たとえ研究開発が海外で行われた場合でも、税務上考慮されるのに対し、日本で研究開発を行う外国人投資家の場合には、関連費用が日本国内で負担されない限り、税額控除を受けられない。この矛盾は、主として、研究開発費を国内本社レベルで引き受けるのが当然の国内企業に税法規の焦点が置かれていることに起因しているが、この慣行は日本で活動する外国子会社ではめったに見られない。この矛盾の解消は、対日投資を促進しうるだろう。

提案：

- 日本で行われる海外投資家による研究開発は、負担する所在地にかかわらず、日本の税制上の優遇措置を受けられるべきである。

■ 企業再編成

年次現状報告：進展なし。国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。

提案：

- 株式交換に関しては、日本で従前の事業活動のない外国企業にからむものを含め、課税繰延を認めるべきである。
- コストを削減し、基本概念の定義付けにおける税務当局の裁量を制限するため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。

■ 個人所得税

年次現状報告：新たな問題。日本は現在、個人がどの税金を納めなければならないかを決定するために、3種類の「居住」の定義を用いる。全世界所得課税は、5年以上日本に居住している者すべてに適用される。しかし、出国税は日本国民、永住者、または配偶者用ビザ保有者にしか適用されない。その一方、相続税は、たとえ日本に住んでまだ1日にすぎなくとも、日本のすべての住民に適用される。

提案：

- 出国税と相続税の居住基準を同じにして、両方とも、日本国民、永住者、または配偶者用ビザ保有者にのみ適用されるようにする。

■ 移転価格

年次現状報告：進展なし。日本の税務当局は依然、移転価格問題に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用している。納税者にとって、これは、日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を利用できなくなることにつながる。

提案：

- すべての国際取引は、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて扱われるべきである。

■ 国境を越えたデジタルコンテンツ・サービスの提供に係る消費税

年次現状報告：新たな問題。日本の「税源浸食と利益移転（"BEPS"）」行動計画の一環として、また、目下政府の課税管轄外にある日本の納税者に役務（サービス）を提供する電子商取引企業を捕捉するため、日本企業にデジタルコンテンツ・サービスを提供するすべての電子商取引企業に関してリバースチャージ方式が導入される。この法律は 2015 年 10 月から施行されているが、何が「デジタルコンテンツ」をなすかについてのガイダンスはまだ限られている。そのため、納税者は、果たして自

社がこの新しい法律の適用範囲内にあるのかどうかを理解しにくい。さらに、この新しい法律の結果として、役務がデジタルコンテンツを含んでいるか否かによって、役務に関して今や 2 種類の消費税法上の取り扱いがある。これは混乱につながる公算が大きく、ひいては、納税者と税務当局双方にとって法律順守コストの増大を招くことになる。この問題を避けるための簡単な解決法は、すべての役務について、役務の提供者の所在地に基づいてではなく、（新しい国境を越えたデジタルコンテンツ・サービスの場合と同様）役務の提供を受ける者の所在地に基づいて消費税の納税義務を課すことだろう。EUの場合と同様、ポータルのみが — 主要ポータルまたはその他の電子商取引仲介者の 1 つを経由するありとあらゆるデジタルコンテンツ・プロバイダーではなく — 消費税を申告するようすべきである。

提案：

- 政府は、役務に係る消費税法全体を、役務の提供者の所在地に基づくものから、役務の提供を受ける者の所在地に基づくものに変えるべきである。
- 最低限、政府は、新しい消費税法を国境を越えた役務に適用する上で、何が「デジタルコンテンツ」をなすのかに関する詳細なガイドラインを発表すべきである。
- 電子商取引仲介者（仲介者を通して契約する者ではなく）が消費税を申告すべきである。

■ 税申告期間の延長

年次現状報告：新たな問題。 日本の税申告法規は、非常に高い税法順守コストを生み出すとともに、納税企業やその社員およびサービス・プロバイダーに、暦年度末または会計年度末後2~3カ月以内に納税申告書を提出しなければならないという理不尽なプレッシャーをかける。欧州や諸外国では、平均9カ月の期間が認められており、1年にも達する場合もある。日本の極端に短い申告期間は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労・家庭生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。

提案：

- 税法順守の現状の不当に高いコストを低減するため、税申告期間を 1 年に延長すべきである。国家財政への悪影響は、税法規が引き続き前納を認め、前納額が不足の場合に利息を課す限り、回避できるはずである。

■ 説明責任

年次現状報告：進展なし。 国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。

提案：

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討すべきである。英国とオランダでは、これによって効率が向上している。

■ 租税条約

年次現状報告：進展。 日本は先ごろ、スイス、英国、米国と新しい租税条約を締結した。ドイツとの新しい条約も発表されている。しかし、22 のEU加盟国との条約はまだ再交渉を必要とする。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込み、かつ仲裁規定を含んだ条約を歓迎する。

提案：

- 政府は、EU加盟国との現行のすべての租税条約を見直すべきである。
- 新しい、または改正された条約は、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処し、かつ仲裁規定を含むべきである。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

Mr. Nicolas Sauvage

Chair, Asset Management Committee
(Representative Director, Amundi Japan Ltd.)
c/o Amundi Japan Ltd.
Hibiya Dai Bldg. 13F, 1-2-2 Uchisaiwai-Cho
Chiyoda-Ku, Tokyo 100-0011
Phone 03-3593-5900
Fax 03-3593-5932

資産運用

はじめに

資産運用業界は引き続き日本の金融セクターにおける、とりわけ下記の面における大きな発展の只中にある。

- 「預金から投資へ」：日本の規制当局は、家計が保有する資金を普通預金からファンドを含む金融商品に投資することへの移行を奨励している。NISA（少額投資非課税制度）は、具体的な投資機会を提供するとともに、ファンドに対する国民の意識と知識を向上させる重要な手段ともなってきた。
- スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード：運用会社は、投資家と企業の間での対話を図る上で重要な役割を果たしており、それにより、日本におけるコーポレートガバナンスと資本収益率の改善に貢献してきた。新しいJPX日経インデックス 400 は、新たな基準の採用とそれによって評価されることについての多くの日本企業の願望を顕著に表している。
- 大規模なアロケーション・シフト：公的年金基金を含む大手の機関投資家のポートフォリオにおける大規模な資産アロケーションのシフトが目下見られている。

こうした状況の中、公募投資信託（retail fund）市場は 2015 年には運用資産残高（AUM）が史上最高に達し初めて 100 兆円を突破したが、多くの市場参加者は引き続き大きな成長ポテンシャルがあるとみている。資産運用業界の今後の発展の成否については、投資経験が皆無、あるいは殆どない銀行預金者を引きつけ得る商品の開発がその一端を担っている（例えばNISAの拡大や、個人年金貯蓄を奨励するための年金制度改革）。現在、日本において貯蓄されている資本の多くは低金利の国債や普通預金に投資されている。EBC は、より満足できる資本収益率を達成するためには、投資ポートフォリオのリバランスが必要だと確信している。

機関投資家市場の分野では、EBCは大規模な資産の再アロケーションや新しい戦略の採用をはじめとする一連の心強い展開を目にしてきた。

しかし、現段階では実現が困難で、個人投資家からは好ましくない印象を持たれているファンド併合の促進など、いくつかの改善を必要とする分野が存在する。さらに日本は、近隣諸国との熾烈な競争を勝ち抜いて真に国際的な金融センターになるための取り組みを拡大する必要がある。

EBC資産運用委員会は、依然として日本の市場について、顧客にも企業にも同様に利益をもたらすような、拡大・発展による成功をもたらすための大きな機会をとらえている。EBCはさらに、日本の投資家の利益のため、当委員会のメンバー企業のベストプラクティスを伝え広めることが、当委員会の重要な使命の一つだと認識している。

主要な問題および提案

■ 小規模ファンド

年次現状報告：新たな問題。2015年7月に金融庁が公表した金融モニタリングレポートで浮き彫りにされている通り、日本の資産運用業界が直面している大きな問題の一つとして、ファンド数の多さがあり、そしてこれらのファンドの多くが小規模ファンドである。実際、日本には5,500本以上のファンドがあり、1本当たりの残高（AUM）平均は175億円（比較的大きな資産高のパッシブファンドを含む平均）となっている。この状況は、資産運用業界にとってだけでなく、膨大な種類のファンドの中から選択を行う必要のある投資家にとっても相当な困難を伴う。これはファンド自体にとっても問題を生む。より効率的なポートフォリオ運用プロセスを実現し、投資家にとって望ましい結果を長期間実現するためには、ファンドは一定レベルのAUMを必要とするからだ。こうした状況は、米国や欧州とは著しい対照をなしている。例えば欧州では、ファンド併合に関する規制環境や運営プロセスは、運用会社が個人投資家向けの最適な商品ラインナップを維持することを可能にする主要な要因として役立つ。しかし日本においてはファンド併合は行われていない。ファンドの繰上償還は稀であり、たとえあったとしても、重い事務上の負担と個人投資家のネガティブな受け止め方につながりうる。

提案：

- 柔軟なファンド併合プロセスの導入に向け力を合わせることをすべての業界ステークホルダーに奨励すべきである。意見を求めるべきステークホルダーとして、ファンド管理のためのITシステム・プロバイダー、ファンド併合に対応するための重要なプラットフォームやITシステムに責任を持つ受託銀行及び販売会社、加えて、個々の受益者に対して事前同意手続に代わり事前通知を導入する等、より負担の少ない法的なプロセスを検討できる立場にある規制当局がある。

■ 運用プラットフォームのグローバル化

年次現状報告：新たな問題。EBCは、日本を拠点とする投資家にとって資産運用業界の運用プラットフォームがグローバルな環境から比較的隔離されているとみている。いくつかの例を挙げると、国内資産については日本の受託銀行の管理下にある一方、国外資産はグローバル・サブカストディアン管理下に分別されているため、「グローバル・カストディ」機能自体が日本には存在しない。国内資産でのSWIFTメッセージの利用はまだ少数の受託銀行に限られている。一つの心強い兆しは、日本が2015年9月にアジア地域ファンド・パスポート（ARFP）の参加表明文書に署名したことである。これは、日本の運用プラットフォームがARFPに適合するようグローバル化していくことを意味している。

提案：

- グローバル・プラットフォームを立ち上げるためのよりよい方法に関し、具体的な提案の作成を目的とした、国外組織を含むステークホルダーによるワーキンググループを立ち上げるべきである。

■ オフショアファンドの勧誘

年次現状報告：新たな問題。現行の規制では、「オフショアファンド」を通じた日本の機関投資家へのグローバルな専門的知見の積極的な紹介活動は、海外証券の勧誘と見なされる可能性があり、従って、第一種（または有価証券の種類によっては第二種）金融商品取引業の登録を必要とする。EBCは、日本の機関投資家（例えば資産を保有・運用する者（アセット・オーナー）や運用会社）がポートフォリオを国際的に多様化するにつれ、この種の活動は今後ますます重要になると確信している。第一種金融商品取引業の下でオフショアファンドを勧誘する際には（たとえ範囲が資産運用型の商品に制限されていても）、運用会社は、いわゆる自己資本規制比率をはじめとする様々な要件を満たさなければならない。しかし運用会社は、現金を含む顧客資産を取り扱わず、また申込代金および／または償還代金の送金といったような、いかなる個別の発注手続における重要なプロセスに関与することもない。さらに、第一種金融商品取引業者として登録している投資銀行によって行われる典型的な活動とは異なり、運用会社は、上記の活動のために独自の資本やバランスシートを必要としない。そうした場合、範囲が資産運用型の商品に限定されている第一種金融商品取引業者に対する自己資本規制比率に関する要件は、不必要な事務上の負担となる。

提案：

- 日本の関係当局は、日本の運用業界をよりよく支援・推進する規制の策定を目的として、諸外国に関するオフショアファンド商品の勧誘の取扱いについて、資本要件の有無に焦点を当てた検討を行うべきである。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad
Policy Director, EBC Secretariat
Sanbancho Poula Bldg 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

銀行業務

はじめに

日本の相対的な繁栄度は近年相当低下しており、日本の消費者は貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。その一方で日本は、この間に起きた様々の金融危機を他の多くの諸国よりもずっとうまく乗り越えてきた。日本の資本市場は、2009年と2010年に相当の資金を調達できるほどの堅調ぶりだった。そのため日本は依然、高い貯蓄率を有する世界有数の金融市場となっている。欧州の銀行はこの市場に提供できるものがたくさんあり、グローバル・ネットワークのみならず、国境を越えた合併・買収に関する貴重な専門知識ももたらす。

金融センターとしての魅力が薄まってから数年後、東京は巻き返しを図ってきた。ジ・エコノミスト紙は、世界金融センターの競争力をランクづけする世界金融センター指数（GFCI）において、目下東京を5位にランクしている。これがおおかた「アベノミクス」のお陰であることは言を俟たず、その最大の影響は株式市場で見られており、日経平均株価は2013年初めにアベノミクスがスタートして以降、劇的に上昇している。とはいえ、この短期の伸びを持続可能な成長につなげるためには、構造改革を導入することが肝要である。これまでのところ、安倍首相の金融分野改革プランは好印象を与えていない。銀行業務分野では資本面、特に証券面で動きが活発化してきたが、融資やプロジェクトは依然低迷している。したがってEBCは、東京が真の金融センターとなれるようにする金融環境を創出するためには、より抜本的なアプローチが必要であると確信する。

これに関連して、EBCは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用方針の改正にとりわけ関心がある。EBCは、低利回りの投資ほぼ一色から、より高いリターンを生む見込みのあるより高度な商品への移行を大いに歓迎する。GPIFには大量の資本が関係しているため、こうした移行は日本の資本市場を再活性化する助けになり、したがって銀行業務分野の後押しもすると確信している。さらに、新しいコーポレートガバナンス・コードとステュワードシップ・コードの導入は、投資家にとっての日本の魅力を高めるはずである。当初の兆しが示すところでは、企業は今や自己資本利益率をより重視するようになっており、その結果、利回りが向上をみている。とはいえ、社外取締役が実際に真に独立しているようにするには、かつ、社外取締役の選任がより透明性を持つようにするには、真の改革を実施することが最重要である。

その一方、国境を越えた取引に適切な規制の枠組みを提供するさらなる取り組みが必要である。2008年に導入された銀行代理店制度では、欧州銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが単に同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供することになる新しい銀行サービスを導入することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、日本以外の支店から提供されるグローバル現金管理サービス等のサービスを日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。金融庁は、外国銀行代理業務制度の適用対象と適用対象外についてのQ&Aを公表しているが、依然として明確さに欠けている。

同じ金融グループ内の種々の金融活動間のファイアーウォールは緩和されてきたものの（例えば役職員の兼職は増加）、情報の共有は依然禁止されている。EBCは、適切な検査／監督慣行と併せた利益相反管理体制だけで十分なはずと確信している。これは、金融庁が他の規制的枠組みのために導入してきたものである、ほかのプリンシプル・ベースの監督に沿うものだろう。

主要な問題および提案

■ 金融市場の再活性化

年次現状報告：新たな問題。 アベノミクスの（財政出動と金融緩和に的を絞った）最初の「二本の矢」により、日本の金融市場はにわかに活況を呈した。2年後の今、この活況は下火となり、市場はより恒久的な改善を待ち望んでいる。マクロ・レベルの長期的改革が必要とされる。EBCは、GPIFの新しい運用方針の実施に特に期待を寄せており、さらに、透明性向上とリスク低下につながるはずの、新たに導入されたスチュワードシップ・コード・ガイダンスについて慎重ながらも楽観的である。

提案：

- 日本は、GPIFの運用方針を発表の通り拡大して、GPIFにおける、低利回りの投資からより高いリターンを生む投資への移行を奨励すべきである。

■ 透明性と規制の効率

年次現状報告：大いに進展。 金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省（MOF）、日本銀行（BOJ）による重複的な検査はこれまで、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは効率と透明性を高めることに努める政府の取り組みを心強く思っており、したがって金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画の発表、および特定のケースにおける検査の車前通知の提供を決定したことを歓迎した。

提案：

- 無用な事務上の負担を避けるため、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に指定されている故にすでに規制されている会社には特別な配慮が払われるべきである。
- 金融庁の規則と規制は、時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一貫性をもって適用されるべきである。

■ 銀行代理店制度

年次現状報告：進展。 銀行代理店制度では、欧州の銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供する新しい銀行サービスを導入することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、グローバル現金管理を日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。銀行代理店制度の適用対象に関するQ&Aを金融庁が公表して明確さが向上したとはいえ、国境を越えた取引に一層適切な規制の枠組みを提供するさらなる取り組みが必要である。EBCは、消費者ないし顧客保護が現に重要であることは認めるが、それでもなお、ほかの市場では、特段の登録もなくこの目的を達成する枠組みがあると確信している。

提案：

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである。
- 金融庁は、欧州銀行の日本支店が、新商品を導入する度に、特別の事業免許をその都度申請する必要のない制度を導入すべきである。
- 金融庁は、ほかの市場に目を向けて、この消費者ないし顧客保護問題をどう解決しているかを確認すべきである。

■ 情報の共有

年次現状報告：新たな問題。 同じ金融グループ内の種々の金融活動間のファイアーウォールは緩和されてきたものの（例えば役職員の兼職は増加）、情報の共有は依然禁止されている。EBCは、適切な検査／監督慣行と併せた利益相反管理体制だけで十分なはずと確信している。

提案：

- 金融グループ内での情報共有の禁止を撤廃する。

保険

はじめに

日本の保険市場は米国に次ぐ世界第2位の規模である。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない障壁に直面している。例として、民営化に際してかんぽ生命に与えられ、また同様に共済も享受している競争上の優位性、ならびに、国際標準と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制や、長い時間のかかる不透明な商品認可プロセスがある。日本における今後の保険市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。EBCは、「ベター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

EBCはこれまでの報告書で繰り返し、かんぽ生命に関する問題に注意を喚起してきた。かんぽ生命は目下、日本郵政の一部として生命保険事業を行っている。日本郵政は株式会社化されているという意味で民営ではあるが、いまだに政府によって所有されており、政府は予定されたIPO（新規株式公開）が実施される際に50%の保有割合を維持することを計画している。にもかかわらず、かんぽ生命はすでに、改正郵政民営化法の下、規制当局の許可があれば新しい生命保険商品を発売できる。EBCは、かんぽ生命と民間保険会社との業務提携に関する最近の動き、ならびに日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命のIPOに興味を持って見守っている。しかし、こうした動きは明らかに、問題の完全な解決にはつながらない。政府が株式の過半を保有し続ける限り、日本郵政は引き続き市場で優位性を享受することになり、競争は歪められたままとなる。したがって、政府がWTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での義務を順守することが肝要である。

世界金融危機への対応として、保険監督者国際機構（IAIS）と、金融安定理事会（FSB）は、9社の保険会社をシステム上重要なグローバルな保険会社（G-SIIs）に指定する任務をG20から課せられた。FSB/IAISは、そうした保険会社が、一定の最低所要貸本を維持すること、ソルベンシーIIなどのような市場ベースのソルベンシー測定方法を採用すること、特定のリスクマネジメント戦略を実施すること、しっかりとした破綻処理計画を策定することを提唱している。さらにまた、各国の国内保険規制機関が国境を越えたほかの規制当局との情報共有を拡大するよう提案している。日本の金融市場の規制当局である金融庁がこうした政策措置案の多くを採用しない限り、そうした措置は日本で有効性を持ち得ないだろう。

こうした改革に加え、EBCは、契約者保護機構（PPC）に関して、恒久的な事後資金拠出制度を設けるべきだと考えている。さらに、郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の、保険の枠組への組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、金融危機からの日本の回復を助けるだろう。これは、国内の金融サービス業界、消費者、および対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

金融庁は現に、手続きの効率化と職員の増員の両方を通じて承認手続の迅速化に取り組んできたとはいえ、標準商品のより迅速な承認のためには、「届出制」を導入すべきであるとEBCは今なお確信している。これは、金融庁がより高度な商品に一層注力できるようリソースを割けることにつながるだろう。

FTA/EPAへの主な論点

- 政府は、日本郵政に関するIPOプロセスを当初の約束通りの形で速やかに実行するとともに、公平な競争条件の確立を保証すべきである。株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額も据え置かれるべきである。
- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。これが達成されるまでは、共済とその関係当局は、金融庁と同じ基準と規制を適用すべきである。

主要な問題および提案

■ 日本郵政（かんぽ生命）の改革

年次現状報告：若干の進展。EBCは、生命保険協会などほかの諸団体と共に、かんぽ生命の株式の100%を売り出すとする日本の当初のIPO計画を歓迎した。しかし、日本郵政は株式会社化されているという意味で民営ではあるが、いまだに政府による所有は残っており、政府はIPOが実施される際に50%の保有割合を維持することを計画している。政府が株主であり続ける限りは、政府が日本郵政の各種子会社の後ろ盾になるというのが一般の認識だろう。とりわけかんぽ生命は商品ポートフォリオを拡大する意図を示唆しているため、これはかんぽ生命による不公平な競争上の優位性をもたらすことになることとEBCは確信する。

提案：

- 政府は、IPOプロセスを当初の約束通りの形で速やかに実行するとともに、公平な競争条件の確立を保証すべきである。株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額も据え置かれるべきである。
- 政府は、各株式公開企業の会社分割に関するロードマップを発表すべきである。
- 政府は、日本郵政グループ企業がどの分野においてどのように協働するか、また、金融サービスを提供するビジネス・パートナーをどのように選ぶかを明確化すべきであり、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行に関して十分なコーポレートガバナンスが設けられていることを確認すべきである。
- 政府は、GATSの下で行った約束を守るべきである。

■ 共済

年次現状報告：進展なし。政府が約束しているところでは、共済には民間保険会社と同じ規則と規制が適用されてしかるべきだとされている。しかし目下のところ、共済には保険業法が適用されない。それどころか、共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。EBCの認識するところ、少額短期保険は金融庁と財務局が監督しているが、より大規模の共済は依然、ほかの各省の監督下に置かれたままであり、そのため、こうした各省が市場の大半を担当していることになる。例えばJA共済は、1,300万件の共済契約、5兆円の年間受入共済掛金額を有している。

提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- これが達成されるまでは、共済とその各関係当局は、金融庁と同じ基準と規制を適用すべきである。
- 共済への加入は、さらに明確化されるべきであり、特定の職業など、本来意図された通りの明確に規定された集団に限定されるべきである。

■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告：進展。EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きの表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案がソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべての活動拠点で同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の法域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。

提案：

- 日本政府は、ソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。

- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーII とさらに一致させるべきである。
- 日本は引き続き、システム上重要な保険会社および国際的に活動している保険グループについての、FSB/IAIS による監督強化措置の策定に本格的に参加すべきである。
- 日本政府は、FSB/IAIS の政策措置案のいずれかまたはすべてを日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた法域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。
- 政府は、民間保険会社を含むすべての関係者が新しい枠組みに備えることができるよう、予定された変更を明確化すべきである。

■ 商品認可

年次現状報告：若干の進展。 EBCは、商品認可手続を改善するための金融庁の取り組みを高く評価する。2014年、金融庁は、商品認可手続について公に説明し、2015年7月には、同庁の関心分野と、新商品審査に必要とされるデータと情報を示した。こうした措置は、保険会社が商品審査に備える助けとなる。しかし、商品認可手続は、海外市場と比べて依然長い時間がかかり、商品開発の遅延につながるとともに、効果的な事業戦略計画の策定を困難にする。より迅速な商品認可は保険会社だけでなく消費者にも益するとEBCは確信する。さらにEBCは、消費者保護を確保しつつ、「届出制」を導入し、その実施計画を提示するよう金融庁に促す。

提案：

- 金融庁は、商品認可プロセスを改善・明確化する取り組みを継続すべきである。目指すべき1つの道は、規制当局と国内外の保険会社との間の定期的な対話を設けることである。
- 金融庁は、商品認可が海外でどのように行われているかの調査を深耕すべきである。EBCは、調査活動をより効率的・効果的なものにするため、専門知識を喜んで提供する。
- 金融庁は、保険会社が事前承認を得ることなく商品を登録し販売できるようにする制度を導入すべきである。金融庁は、事後チェックによる監督権限を保持すればよい。

■ バンカシュアランスないし銀行販売チャネル

年次現状報告：限られた進展。 保険会社が様々な保険の勧誘・販売をより良く行うために、銀行、およびその店舗ネットワークを利用するのは一般的な慣行である。この市場は自由化されているものの、さらなる精査によって規制緩和をすべき分野がまだある。とりわけ、事業資金の融資業務を行う担当者による保険募集、従業員数50人以下の事業者の役員・従業員に対する保険募集、銀行業務から知り得た顧客情報の、保険募集目的での利用などの禁止に関する規制である。EBCは、現行のアプローチの背後にある論拠が、交渉上の優位な立場を利用して不必要ないし不適切な保険商品の購入を銀行が顧客に強いるのを防止することであるのは理解しているとはいえ、そうした行動が独占禁止法や銀行の行動規範によってすでに禁じられている点も指摘したい。2016年5月に施行される新しい規制は、保険契約を結ぶ前に顧客のニーズと意図の確認を義務付けることになる。EBCは、銀行による保険商品の不当販売に関する消費者からの目立った苦情を耳にしたことがない。

提案：

- 金融庁は、バンカシュアランスをさらに自由化すべきである。
- 第一歩として金融庁は、銀行と会社との関係にかかわらず、銀行がどんな会社の従業員にも保険を販売できるようにすべきであり、また銀行のデータを利用できるようにすべきである。

■ 契約者保護機構（PPC）

年次現状報告：若干の進展。 PPCの枠組みについてはかねてから論議されてきたが、進展はほとんどなく、資金は数年間使用されていないものの、この制度は依然、事前資金拠出とされている。資金の総額と年次評価のいずれも、より安定している現状の保険市場をより反映する形では調整されていない。EBCは、保険会社各社におけるモラルハザードのリスクを排除するため、事後資金拠出方式の制度にしたほうがよいと考える。EBCはまた、欧州の一部の保険会社が現在、システム上重要なグローバルな保険会社（G-SIIs）に指定されており、そうした立場上、監督の強化や、損失へのより高い備えの要請を受けているという事実も認識いただきたい。

提案：

- 金融庁はPPCを事後資金拠出制に改めるべきであり、同時に、総出資額と年次評価に関して市場の現状を制度がよりよく反映するための規定を導入すべきである。
- PPC制度を改める際には、日本の当局はG-SIIsの状況を考慮に入れるべきである。

運輸・通信

航空会社

鉄道

電気通信サービス

電気通信機器

物流・貨物輸送

Mr. Gianluca Testa

Chair, Airlines Committee

(VP Regional Manager Asia, Alitalia - Compagnia Aerea

Italiana S.p.A.)

c/o Alitalia - Compagnia Aerea Italiana S.p.A.

Akasaka Garden City 2F.

4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3568-1412; Fax 03-3568-1512

航空会社

はじめに

2015年は、特にアジア諸国から、さらに欧州からも、日本へのインバウンド航空旅客数が劇的に増加をみている。しかし、インバウンド旅客数のこうした増加は、比較的大きな日本市場からのアウトバウンド旅客数の減少傾向を埋め合わせるには至っていない。大幅な円安と消費税引き上げは、海外でのテロ事件と相まって、日本の観光旅行需要に相当の悪影響を及ぼしてきた。この需要を再活性化するには、とりわけ欧州への観光旅行に関して、相当の努力が今や必要とされる。欧州市場は、国内の旅行代理店や旅行者にとって大きな重要性を持っているからである。目下、ほとんどの資源と取り組みは、2020年に東京で開かれるオリンピックを頂点とする、日本への旅行者数の増大に向けられている。しかし、オリンピックに向けて日本が想定する航空会社座席キャパシティを達成できるのは、日欧路線でのそうしたキャパシティの維持・開発をサポートできる十分なアウトバウンド需要がある場合のみである。

EBCは政府に対し、政府の野心的な成長目標を達成するため、日本の空港 — とりわけ国際市場との重要なリンクを提供する空港 — での料金引き下げを要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。大手航空会社はかねてから、途方もなく高い着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられるとともに、航空会社ではなく政府によって負担されるべきセキュリティ料を間接的に支払ってきた。日本の空港に今後数年間で56基の自動ボディスキャナーを設置するという航空局の新しい計画には明確な公的資金の裏付けがなく、またしても、航空会社と乗客がその費用を負担させられるおそれがある。2013年に導入された成田空港の改定料金体系は、利用者にとっての大幅なコスト削減を生み出すことに成功していない。着陸料は引き下げられたが、賃貸料や手荷物取扱施設使用料といったコストは引き上げられた。その結果、成田空港の利益はますます好調な伸びを示している。

羽田空港の施設・設備使用料は、インフラが十分にはほど遠いにもかかわらず、成田空港の使用料をも上回っている。ケータリングと貨物の施設が不十分であり、これは航空会社にとっての付加的コストにつながっている。国際便向けの羽田空港での想定されたキャパシティ増加を考慮して、EBCは政府に対し、ケータリング会社や貨物運送業者といった重要な航空会社サプライヤー向けの生産／保管施設を収容するために必要なスペースを確保しておくよう要望する。

一方、成田空港では、格安航空会社（LCC）向けの新しいターミナルが開設された。EBCはまだ、このターミナルのコスト構造についての明快な説明を受けていないが、全コストがLCCによって負担されるよう期待している。在来の航空会社によって出資されている既存のターミナルと、LCCによって使用される新しいターミナルの間で内部補助がなされてはならない。成田空港利用者の間でのLCCのシェア増大が予想されるため、これはとりわけ重要となる。

健全な競争は、政治的理由よりむしろ経済的理由に主導される、機能する市場を確立するための前提条件である。EBCは、羽田空港を利用する航空会社に政府がもはや成田空港と同じ便数を維持することを義務付けていないことを高く評価する。政府に対し、今後、空港へのアクセスがすべての航空会社に同等の条件で提供されることを保証するよう要望する。政府の支援を受けた日本航空の救済と再資本化が競争面に及ぼす結果を政府が注意深く考慮することも要請する。長く続く税額控除（9年間）や、羽田空港の貴重な発着枠へのアクセスは、日本の航空業界内の競争のみならず、EUの企業救済法の下で適用される厳しい枠組みのため同等の利点の恩恵を受けない欧州の航空会社との間の競争にも影響を及ぼしてきた。日本と欧州の航空会社が同じ公正かつ公平な競争条件を確実に享受できるよう政府に要望する。

FTA/EPAへの主な論点

- EUと日本は、政府による航空会社救済に際し、欧州の航空会社と日本の航空会社が共に悪影響を受けることが決していないよう協力すべきである。さらに、国内の航空会社に補償が提供される場合には、同じ補償を日本または欧州の航空会社（どちらか該当するほう）にも提供すべきである。

主要な問題および提案

■ 海外観光旅行の再活性化

年次現状報告：限られた進展。 目下政府は、外国航空旅客の旅行先として日本を推進することに大きな努力と資金を傾けている。しかし、2020年のオリンピックに向けて欧州・日本間の旅行について想定されているキャパシティは、欧州へ旅行をする日本の利用客の数が同様に増えてこそ、提供できるものである。とりわけ若年世代の間で、海外旅行を奨励すべきである。

提案：

- 政府は、とりわけ欧州への、海外旅行を促進・推進すべきである。初回のパスポート発行の料金を引き下げ、旅行を奨励すべきである。

■ 高コスト

年次現状報告：進展なし。 成田空港の改定された料金体系は、利用者にとっての期待されたコスト削減を生み出さなかった。着陸料の引き下げは、賃貸料と手荷物取扱施設使用料の引き上げを伴っていた。その一方、成田空港は、同空港を初めて利用する航空会社への割引提供や、キャパシティ増大を発表した。このアプローチは、長年にわたって高い料金を支払ってきた在来の航空会社に不利に働く。成田空港がアジアの他のハブ空港と競い続けるためには、空港コストの大幅削減が必要である。

提案：

- 日本がアジアの真の観光目的地になるためには、空港使用料を大幅に引き下げるべきである。
- 関係当局は、新規の航空会社と在来の航空会社の差別が決してなされないこと、および発表された、LCCに関するより安い料金が大手航空会社によって補助されないことを保証すべきである。
- 政府は、成田空港での検問の廃止に伴うコスト節減分を、これまで空港使用料を通じてこのコストを補填していた航空会社と分かち合うべきである。ボディスキャナーの予定された設置および保守にかかるコストは、政府が負担すべきである。
- 政府は、空港使用料引き下げる準備のために、空港整備特別会計を廃止すべきである。
- EBCは日本の空港の民営化を支持するとはいえ、非現実的に高い入札がもし受け入れられた場合、大阪で起きているように、落札したコンソーシアムがコストを回収しようとする結果、空港ユーザーにとっての利用料上昇につながるリスクがある。よりうまく行っている例は、2016年を目処に順調に進んでいる仙台空港の民営化である。

■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。 2014年の夏時点では、羽田では国際路線向けに3万の新たな日中発着枠が割り当てられていた。

提案：

- 羽田空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。空港ユーザーにとっての付加コストを削減するため、ケータリングおよび貨物運送業者向けにより多くのスペースを割り当てるべきである。現代の飛行機の騒音レベルは大幅に低下しており、環境影響が減少しているため、成田空港の営業時間拡大を検討すべきである。
- 成田空港独自の年来の「早めの着陸時ギアダウン」方針は、騒音レベルを下げるるとともに燃費を向上させるため、地元と協力して改定すべきである。
- 国際空港の入管スタッフを増員すべきである。現在の待ち時間は許容できない。
- 日本は、東京上空に新しい効率的な空中回廊を導入すべきである。

■ 競争問題 — 救済と補償

年次現状報告：限られた進展。 政府は、政府の支援するJALの救済プロセスと資本再構成が競争に与える影響を注意深く検討すべきである。

提案：

- 政府は、日本航空が享受している長期の税額控除と保証貸付が競争に決して悪影響を及ぼさないようにすべきである。
- 羽田空港の次の発着枠割当ラウンドの際には、欧州の航空会社の市場ポジションに及ぼす日航救済の永続的な影響を相殺するため、欧州の航空会社を優遇すべきである。

Mr. Shigetoshi Kawahara

Chair, Railways Committee

(Managing Director, Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.)

c/o Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.

Ema Tanaka Bldg 2F, 2-5-2, Iidabashi

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072

Phone 03-3511-3305

Fax 03-3511-3390

鉄道

はじめに

日本の鉄道業界は地理的に島国であることから他国と通じていない、陸、海、空の運輸業界が自由に行き来してこそ初めてそれぞれの国の産業の発展に寄与するもので、欧州では同じ島国であるイギリスでもフランスとトンネルの開通で通じている、またフランスとドイツの間でも航空業界のようにTGVとICEが相互に乗り入れを行っている。トルコ、イスタンブールのボスポラス海峡にはマルマライ計画でアジアと欧州がつながっている、日本が隣国と鉄道で通じることは、国際性を豊かにするのに不可欠であり、日本から東南アジアへの鉄道のノウハウの輸出だけにとどまらず隣国愛を鉄道で通じさせることによって示し実行すべきと考え、EBC鉄道委員会はそう信じていると昨年の白書にて述べたが、本年も何も変わってはいない。

一方、地上と宇宙をエレベーターでつなぐこれまでにない輸送機関である「宇宙エレベーター」と呼ばれるプロジェクトが始動・研究されており、鉄道の軌道にあたる方法として、宇宙から地上へ吊り下ろすことができる強度を持つケーブル素材「カーボンナノチューブ」が日本で発見され、その適用が進められている。歴史のある鉄道の技術が将来の宇宙開発にも貢献・寄与することも可能だと考えられ、又その要望の声もある。宇宙エレベーターが実現される同時期には既に欧州と日本の鉄道メーカーの主導で日本とロシア及び日本と韓国のインフラ整備が完成していることを望んでいる。

大震災から4年以上が経過したものの、再建されないままとなっている鉄道路線はまだ存在し、当面BRTによる仮復旧や鉄道の復旧方策を未だ検討中のところもあり、完全復旧の見込みは来年、再来年になっている。都市計画と鉄道技術面の際立った専門知識を有するEBC鉄道委員会としては、バス・ラピッド・トランジット（BRT）（バス高速輸送）よりもむしろライト・レール・トランジット（LRT）を導入すべきだと確信する、鉄道に頼っていた業務の一部はバス輸送サービスで代行されているが、路面電車の普及は高齢化社会、過疎化、地域の商業化に大きな役割を果たすと考えている。

2014年に日本で生産された鉄道車両の総額は1752億円で、前年比11.4%減だった。この数字は、新規生産、改造、修理を含んでいる。これに比べ、海外から輸入された鉄道車両の額はきわめて小さく、総額わずか75億円で、2014年における日本の鉄道車両部品生産額は2789億円で、前年比10.5%増だったが、輸入部品の額は177億円で、2014年の生産額と比べて輸入額は非常に少ない、日本が依然、大規模の市場であり、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーにとって十分なポテンシャルを秘めておりもっと輸入に努力して欲しいと強調したい。

日本市場はたとえ国際規格に従って試験・認証されている場合でさえ、更なる広範囲の試験なしには、他の製品が日本の鉄道事業者の検討対象にならないという状況を生んでいる。一つの製品に対して鉄道事業者ごとに試験を行うのではなく、コストと時間の無駄をできる限り省いてお互いの輸出入をスムーズに行える法的環境整備を深く望んでいる。

EBCは、FTA/EPAの交渉が進んでいることを歓迎している。政府と事業者が独自の安全基準を設定しているが故に公共の入札要請を利用しない根拠が安全性への懸念であると言うのは理解できない。我々は、日本政府が、EUと日本が同等の安全基準を認め、業務安全条項（OSC）の撤廃に同意することを要請する。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は欧州の試験・認証を承認すべきである。
- 日本は業務安全条項を廃止すべきである。
- 日本政府は、WTOの政府認証調達協定に従って公共調達を実施すべきである。

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。 日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖された垂直統合型システム内であらかじめ定められた仕様によって新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。

提案：

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、オープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- EBCは、このテーマについての、政府当局者、研究機関、鉄道事業者、産業界との継続的な対話を歓迎する。

■ 適合性評価および試験・認証の相互承認

年次現状報告：進展なし。 2012年、国土交通省は、海外市場向けの日本製品を認証すること目的に、交通安全環境研究所の下に鉄道認証室を設置した。日本は確かに様々の国際標準化団体に参加しているが、国内鉄道市場全体に共通の標準規格を適用する動きはほとんどない。さらに日本は、この業界向けの共通の適合性評価制度を欠いている。EBCは、JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは肝要かつ相互に有益であると確信する。この重要な第一歩を踏み出せば、共通の適合性評価制度へ向けての今後の進め方をロードマップとして定めることができるだろう。

提案：

- 日本は、すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、JRグループ各社やその他の日本の主要鉄道事業者が参加する作業部会を設置すべきである。
- 日本の当局は、適合性評価制度を設ける面でより積極的な役割を担うべきである。

■ GPA — 業務安全条項とその範囲の定義

年次現状報告：若干の進展。 JR日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定（GPA）の締約国である。GPAの枠組み内で、日本は国内運輸業界に適用される業務安全条項（OSC）を取り決めたが、これは、運輸の業務安全に関係した調達が除外されると規定しており、結果的に、この業界での入札要請はきわめて少数となっている。日本は、JR 3社の除外の一環として業務安全条項の定義を約束したものの、最新情報によれば日本はきわめて幅広い定義を策定中であるため、これが実質的な変化につながるかどうかはまだ疑問である。

提案：

- 日本は、OSCの新しい定義が一切合財を含んだものではなく、実質的な変化につながるものであること、およびGPAが適用される政府機関がGPAを真に守ることを保証すべきである。
- 政府は、新しい鉄道プロジェクト（LRT）を計画するときには、適切な公共調達制度を設けるためのガイダンスとして地方自治体がGPAに従い、または用い、OSCを適用しないことを保証すべきである。

■ 入札

年次現状報告：極わずかな進展。 日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。しかしながらEBCは、ディーゼル/Electric車両についてのJR東日本の先頃の入札要請を称賛した。EBCは、入札には明白なビジネスの根拠があると確信しており、したがって、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう願っている。EBCは、JR 主要 3社によって発表された、調達計画発表に関する自主的行動規範が一層の透明性と技術仕様書へのアクセス向上、ならびに定められた要求事項を満たし上回る方法に関する情報につながることも願っている。JR 3社による自主的行動規範の厳密な順守は、EUのサプライヤーにとって依然重要な問題であり、政府はこうした規範の完全な順守を保証する必要がある。

提案：

- 入札は、日本市場における競争を改善して、鉄道事業者と乗客の両方に益することになるため、政府は、JR東日本の手本に倣うことをほかの鉄道事業者に奨励して、入札の使用を推進すべきである。

Ms. Haruno Yoshida

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-3586-8023

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになってきている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関の設置—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。EBCは、独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるとみている。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する種々の意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。EBCは、日本の監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにそうした独立性が反映されるべきだと確信する。設置されることになる監督機関は、さらにまた、国会に直属すべきである。

EBCは、総務省の多くの政策が情報通信技術産業（ICT）の発展のために多大の貢献をしてきたと評価している。しかしEBCは、外部から任命されたマネジメントが半数以上を構成し、その決定までの手続きが透明性を持つ独立した監督部門を総務省内に設ける必要があると確信する。このことは同等性や非差別性、機能分離のモデルの観点からとりわけ重要であり、それにより顧客、既存事業者、競合相手の公正な扱いについてより明確な保証を提供できるとEBCは確信している。

サーバー間での個人データの大量転送が一般化し、ユーザーとプロバイダーの双方はもちろん、ますます多くの企業が参画するなか、政府等は大量のデータをどうやって規制すべきかを検討している。決して新たな問題ではないとはいえ、ここ二、三年、データ量の莫大な増加が見られている。EBCは、この分野を規制する必要性を十分理解しているが、企業を過剰な順守面の負担にさらすことを避けつつセキュリティ要件を満たすよう、規制をデザインすべきであると考えている。柔軟性と実用性を確保し、新しい権利と定義を明確にするためには、それが最も重要である。もちろん規制内容を決定するプロセスには透明性が必要であり、関係者以外からの意見を聞き、反映する必要がある。

企業がクラウドテクノロジーの利点を十分に活用できるためには、情報の国際転送の問題に特に注意を払うべきである。そのためには消費者保護および消費者への情報提供と、企業がビジネスを行うための適切な環境の確立を図り、その間の適切なバランスをとるべきである。したがって、政府が単独で事を進めるのではなく、ベストプラクティスをえるために、世界各国の政府と常時、相互連絡を取り合うことが肝要である。

EBC電気通信サービス委員会は、日本とEUの間で検討されているFTA/EPAが大きな貢献をすると期待している。企業や消費者に向けた、電気通信およびICTサービス分野に関する競争促進的な条件にも大きな影響を与えると考える。この分野では、1998年のWTOの「通信に関する基本合意」（Basic Telecoms Agreement）とその関連事項のドキュメント（its annexed Reference Paper）が、存在しており参考にすべきである。交渉は、現在のEUと米国、米国と日本のICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間のICT政策と規制の方向性について合意に正式に記すべきであるかどうかを探るべきである。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

主要な問題および提案

■ 機構改革（独立規制機関）

年次現状報告：進展なし。EBC は、政府が日本の電気通信分野の規制と産業推進の両方の役割を担うことは不適切であると考えます。しかしながら現在、総務省は依然、広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を享受している。独立した監督機関の問題は前政権によって提起されたが、これまでのところ、現政権下では検討がなされていない。EBC は、消費者の立場に立って通信業界に関する規制や実際のビジネスのやり方について強い権限を有する独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案する。

提案：

- 人的なリソースなども十分に用意され、権限を持つ独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新しいイノベーションに富んだ、多様なサービスを市場にどれだけ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。独立性を持つために、メンバーは政府外から選任されるべきであり、その機関は総務省ではなく国会に直属すべきである。

■ ビッグデータのデータ保護

年次現状報告：新たな問題。日々、サーバー間で膨大な量の個人データが送信されるなか、当局は、この分野を規制する必要性があることを認識している。EBC は、改革はわかりやすい内容を持ち、かつ実用的であるべきだと考えており、この点から政策協議に貢献したい。規制は、個人のプライバシー保護と、日本における経済成長と雇用を推進する新たな商品やサービスのイノベーションをサポートする環境の創出といった分野のバランスを注意深く配慮するべきと考える。

提案：

- データ処理を行う企業に課せられる新たな義務は明確であるべきであり、いかなる定義も明快でなければならない。
- 政府は、意図的でないコスト増大につながり、データ処理を提供する利点を相殺する可能性のある過度に複雑な規制を避けるべきである。
- 新しい規制は、個人のプライバシーと、企業が情報を使用する必要性との間の本質的な対立を最小限に抑えるバランスのとれたアプローチも備えるべきである。
- データのセキュリティを確保するベストプラクティスを導入する一方で、データの流れが国境で「止められる」ことが決してないよう、データの国際転送に特に注力する必要がある。

■ 公正競争

年次現状報告：若干の進展。総務省は、当初の調査とパブリックコメント手続をすでに完了して、2014 年に公正競争ルールのレビューを開始した。EBC は、グローバルな慣行に基づく公正競争原則に従うことが最重要と考える。こうした原則は、公正競争ルールに関する今後の議論が成功を収めることを保証するだろう。

提案：

- 政府は、十分な協議時間を提供することを含め、規制プロセスの透明性と効率を確保すべきである。
- 政府は、事務と規制上の義務を最小限に抑えたオープンでシンプルな許認可手続を導入すべきである。
- 既存事業者は、自社事業と競合他社の事業の間で料金等の条件に差別を設けないことと、適切に分離された公開会計記録を提供することを義務付けられるべきである。
- 規制当局によって、周波数割当、敷設権、ナンバリング・プランについては、透明性ある管理がなされるべきである。
- 市場への新規参入者をサポートするため、「平等なアクセス」と番号ポータビリティに関する制度の実施状況を規制当局が積極的に監視すべきである。
- 不公正な内部補助を回避する助けとして、市場において顕著な支配力を有する事業者は、公表される透明性ある独立した会計記録を保持するべきである。

電気通信機器

はじめに

日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたeJapan戦略は、日本の超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出し、また2009年に同本部は、いつでも、どこでも、誰でもブロードバンドを利用できるようにすることを目標とした「i-Japan戦略2015」を設けた。付加的な目標は、ICTを通じての医療と教育の改善、ならびに新たな産業の創出である。2013年6月、内閣は「世界最先端IT国家創造宣言」を承認し、それに伴い、IT利活用社会実現へ向けての日本の取り組みを強化した。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

周波数割当の分野では、日本は2012年に、700 MHzと900 MHzの両方の周波数帯を携帯電話向けに割り当てたが、その際、インフラへの投資、消費者にとっての可用性への投資、アップグレード等の観点から見た周波数帯の利用計画に関する情報の提出を各申請企業に義務付けた。EBCは、両周波数帯がEUや米国といった他の大市場における携帯電話ベストプラクティスを反映していることを喜ばしく思う。

全世界の携帯電話加入件数は約68億件であり、このうち24億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。日本のような成熟した市場では、高度データサービスやロング・ターム・エボリューション（LTE）の導入に伴い、スマートフォンの普及率は約50%となっており、モバイルブロードバンドの成長や、2020年に予想されるユーザー当たり毎月10GBというトラフィック利用を牽引している。日本は、伝統的な電気通信モデルから、アプリやユーザーが可変的な速度や待ち時間を要求できる、ネットワーク化社会モデルへとシフトしつつある。ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用される様々なアプリ、およびM2M通信は、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。これに伴うトラフィック増大に対処するため、日本は、2020年までにモバイルおよび無線ローカル・エリア・ネットワーク（WLAN）通信向けにトータルで2,700MHz幅の周波数を確保することを目標とするアクションプランと戦略を2014年に策定した。

FTA/EPAへの主な論点

- EUの認可を日本市場で利用できるよう、かつ、その逆もまた同様にできるよう、製品認証の真の相互承認を導入する。
- 日本においてSVCの適用対象となる製品の範囲を拡大する。

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似したSVCが2004年に日本政府によって導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は引き続き対象外であることに失望している。

提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。これは、FTA/EPAを通じて達成できるだろう。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」のカテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT（IMT-2000およびIMT-Advanced）の周波数割当の整合

年次現状報告：若干の進展。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当に活発に取り組んできたことを認める。このアプローチは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす。EBCは、総務省が2014年の整合のとれた周波数割当計画に従って3,480MHzから3,600MHzまでの周波数帯をIMT-Advancedシステムに割り当てたこと、および、同省がモバイルブロードバンドの需要増大に対処するため1,700MHzから2,300MHzまでの周波数帯に関する周波数割当の整合確保に努めていることを喜ばしく思う。

提案：

- 政府は、各国の政府と共同して、例えば700MHz、1,700MHz、2,300MHz、および3,400～3,600MHzの周波数帯について、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当の達成に取り組むべきである。エンドユーザーへのサービスの質（QoS）を保証するものであることから周波数帯の独占利用が優先されるとはいえ、2,300MHz周波数帯に関しては、既存の免許取得者と見込み免許取得者のための免許制による周波数の共同利用を検討すべきである。
- 政府は、新しい整合のとれたIMTシステム用周波数の特定を行うため、2015年世界無線通信会議の議題1.1に関して主導的に関与すべきである。
- 政府は、5Gシステムの展開を促進するため、新しい整合のとれたIMTシステム用周波数の検討・特定を行うという新たな議題の設定に向け、2015年世界無線通信会議に主導的に参加すべきである。

■ 知財権と独占禁止法に関する公取委ガイドライン

年次現状報告：新たな問題。2015年7月、公正取引委員会（公取委）は、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正（案）を発表した。この文書は、LTEや5Gといったオープンスタンダードで利用される最先端の専有技術の価値を大幅に低下させる目的で使用されかねない変更を導入している。したがってこうした変更は、研究開発に投資してオープンスタンダードに革新的技術を付加するインセンティブを低下させるおそれがある。

提案：

- 日本は、ホールドアウト問題、ホールドアップ問題両方のシナリオにバランスのとれたやり方で対処するため、そうした変更を注意深く検討すべきである。
- 政府は、5Gへの潜在的影響を含むあらゆる潜在的悪影響の十分な検討を確保するため、幅広い省庁間アプローチを通じてこうした問題を検討すべきである。

Mr. Gavin Murdoch

Chair, Logistics & Freight Committee

(President & Representative Director, DHL Supply Chain Ltd.)

c/o DHL Supply Chain Ltd.

Gotenyama Trust Tower 8F., 4-7-35 Kita-Shinagawa

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001

Phone 03-5792-9518

Fax 03-5792-9653

物流・貨物輸送

はじめに

欧州のフォワーダー、国際エクスプレス事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を日本の消費者にもたらすが、それでもまだ、深刻かつ重大な規制面の難題に直面している。さらに、日本の高いコストや不十分なインフラ、航空機の運航時間への制限、非常に混雑した港湾、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、まったく同じサービスを提供している場合でさえ業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。日本は年々悪化しているこうした問題に一層の重点を置く必要があるとEBCは確信する。

日本には9つの異なる税関管区があるが、中央税関当局はない。実際に通関業務を行う場所を管轄する税関に対してしか企業は申告を行うことができない。それゆえ、日本に複数の支社を有していない外国の物流会社は業務範囲を拡大することは困難となっている。首都圏には2つの税関管区がある。成田、原木を含む東京と、それ以外を担当する横浜である。こうした背景に照らし、EBCは、輸出入申告官署の柔軟性向上に関して財務省によって上程された様々の提案を歓迎した。しかし、NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) の更改が実施される2017年まで実質的な変更は予定されていない。

目下再編過程にある日本郵便は積極的な拡大を計画しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇による恩恵を依然享受しており、自由市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。EBCは、特定の社会経済的な目標を達成するユニバーサルサービス義務の必要性を認識している。しかし、日本郵便はエクスプレス市場での不公平な競争による恩恵を享受しており、特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスである日本郵便の国際スピード郵便 (EMS) は、すでに市場の18%を占めている。EMSは、民間エクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けず (次ページで詳述)、それゆえ、EMSの拡大は競争をさらに歪めるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本の企業と個人にも悪影響を及ぼすことになる。EMSは欧州でも米国でもユニバーサルサービスの一部と見なされていない点を指摘しておくのは重要である。欧州では、EMSはユニバーサル郵便サービスとは明確に別物とされており、一方米国では、EMSは「競争的サービス」のカテゴリーに属している。EBCは、「ゆうパック」の場合同様、日本におけるユニバーサルサービスの範囲外にEMSを移すことに何の障害もないと確信している。

企業は、日本における認定通関業者 (AEO) コンセプトの導入により、請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。EBCは、AEOコンセプトが最初に提示されたときに提案されたものに似た、一層の簡素化を導入すべきであると確信している。

日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにおける課題の解決にあまりつながっていない。2002年11月というはるか以前に国交省によって発表されたスーパー中枢港湾構想は、日本の港湾の高コスト構造にまだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ港およびターミナル開発に取り組もうとしているのは中央政府よりむしろ地方自治体であるため、期待される規模の経済と効率の達成は困難なままだろう。データは日本の港湾活動の低下を示している。例えば神戸港は、1980年のアジア第4位から、2014年現在は53位へと転落している。東京でもアジアの諸港湾に比べ貨物量の減少がみられる。日本が活気ある海運国であり続けることを望むのなら、構造の改善が是が非でも必要である。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本郵便と民間エクスプレスサービス業者の間の公平な競争条件を確保する。
- 日本の海運関係の法律が外国企業と国内企業とを決して差別しないようにする。

主要な問題および提案

■ 通関手続

年次現状報告：若干の進展。 現在日本では、当該管区に企業が所在していない場合、または、当該管区の通関免許が交付されていない場合の通関手続には制限がある。現行の体制では、外国の物流会社や日本の中小企業が通関業務の範囲を拡大することは困難である。所管の税関管区とは異なる場所での通関申告を可能にする、税関管区の規制緩和は、柔軟性を増し、通関業者にとっての業務効率を改善するだろう。したがってEBCは、輸出入申告官署を自由化し、さらなる改善を導入するための財務省の提案を歓迎する。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 税関管区に関する政策の実施を約束する。
- 検疫貨物を検査できる場所に関しての柔軟性を拡大する。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。
- 通関手数料の上限を廃止し、自由で公正な料金の設定を市場に任せる。
- 種々の税関当局の報告および管理要件を合理化して、税関規則、報告要件の解釈および適用について一層の標準化を実現する。
- 単一の税関管区を創設するか、あるいは次善の措置として、東京税関と横浜税関、ならびに大阪税関と神戸税関を統合すべきである。

■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告：進展なし。 現在、日本郵便は、中身の物品の価額が20万1千円を超える場合にのみNACCSシステムを通じて税関にEMS小包を申告することを義務付けられているが、一方、民間業者はNACCSを通じてすべての小包を（1万円以下の免税対象品および20万1,999円以下の少額課税対象品として）申告することを義務付けられている。さらに、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、事実上駐車規制はEMS集配車には適用されていない。関税法以外の様々の規制（他法令）による管理が適用される検疫関連の物品等の中身が入ったEMS貨物は郵便施設でチェックを受けられるのに対し、民間業者によって輸送されるそうした貨物は、最初の通関手続地（通常は空港）の検疫所で検査を受けなければならない。

提案：

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じNACCS申告方法の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 車前貨物情報の提出に関する平等な規則の確保によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、まず第一に、すべての貨物を空港外の保税倉庫へ輸送することを民間エクスプレスサービス業者に認めるべきであり、理想的には、そうした施設での検疫関連の物品の検査を認めるべきである。

■ 認定通関業者（AEO）

年次現状報告：若干の進展。 現行の認定通関業者（AEO）制度は望まれていた簡素化にはつながっていない。逆に、多くの場合、事務上の負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能性が確保される場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続きの簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

提案：

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOによって取り扱われる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。

◇ 地方税関管区の枠を取り払う通関手続の規制緩和

- ◇ 物理的な貨物検査の軽減
- ◇ デジタル・アーカイブ使用の許可

■ 港湾コストおよび開発

年次現状報告：限られた進展。 日本の港湾コストは、ほかの先進諸国に比べ並外れて高い。高コストは、欧州企業が日本で最大限のポテンシャルを発揮して活動することを妨げるだけでなく、生産拠点を海外に切り替え、日本の港湾経由の輸送量を減らす方向へ多くの日本企業を追いやってきている。高い港湾コストは、例えば中継サービスの提供面などでは、韓国や中国がはるかに競争的なサービスを提供しているため、アジアにおける日本の港湾の競争上の地位もむしばむ。さらに、外国の海運会社は依然、日本において自社の海外向け貨物を自社船舶に積み替えることを認められていないため、ほかの諸国でのそうした貨物の積み替えを助長することとなり、日本の港湾でのビジネスがさらに減る結果を招いている。同様の制限は欧州でも適用されているとはいえ、それでも日本の海運会社は、例えばドイツからフランスまで等、EU内で国境を越えて貨物を輸送することが可能であり、それによってビジネス要求事項を満たすことができる。

提案：

- 政府は、アジア・ゲートウェイ戦略会議において港湾運営構造の高いコストを取り上げるべきである。
- コンテナ海運会社が日本で複合一貫輸送を提供することを妨げている規則・規制を見直して、国際基準に沿ったものにすべきである。同じことは、空コンテナの沿岸輸送にも当てはまる。当該船舶が登録されている国が日本と二国間協定を結んでいない限り、空コンテナの沿岸輸送には、目下、特別の許可が必要とされる。
- 目下制限をもたらしめている港湾の固定した営業時間の問題を解消すべきである。
- 政府は、大井コンテナふ頭周辺の交通混雑問題を解消すべきである。早急に措置をとらなければ、おそらく2020年の東京オリンピックに伴い状況はさらに悪化するだろう。

■ 港湾業務の競争促進

年次現状報告：限られた進展。 日本港運協会（JHTA）は依然、ウォーターフロントで絶大な裁量権を振るっている。業務の変更を行うことを望む海運会社は、JHTAからの事前承認を必要とする。このプロセスは透明性を欠いており、ウォーターフロントで代替的な競争的サービスを追求することを事実上阻んでいる。海運会社がターミナルを独自に運営することを望む場合には、免許を申請することができる。国交省は受理後2カ月以内に申請を処理することを約束してきたが、最低雇用水準等の要件は依然、各社が日本での港湾サービスをめぐって真の競争を展開することを妨げている。外国企業が日本での業務を取り扱う独自のターミナルを設けることはまだ不可能である。

提案：

- 政府は、とりわけ日常的業務に関して、JHTAからの事前承認を求めることなく業務の変更を行うことを海運会社に認める制度を設けることによって、競争を促進すべきである。
- 政府は、外国の海運会社が独自の取扱施設を所有すること、または最低限、港湾業務を競争的に運営することを認めるべきである。

■ 船内荷役請負サービスの競争入札

年次現状報告：進展なし。 2000年11月に施行された港湾運送事業法の改正は、海運会社が複数の船内荷役請負業者非公開レートで下請契約を結ぶことができるようにしたが、現実には、独立した組織的な競争入札の概念はまだ実現を見ていない。

提案：

- 一般入札による船内荷役請負サービスの競争入札を促進・規制すべきである。
- 海運会社がコンテナ・ターミナル・サービス・プロバイダーを変更することを事実上妨げている、広く行き渡った "Grand Father Principle"（JHTAの事前承認という「お上の許可」が必要な状況）を見直して排除すべきである。

医療・衛生

動物用医薬品

臨床検査機器・試薬（体外診断）

医療機器

医薬品

ワクチン

化粧品・医薬部外品

動物用医薬品

はじめに

ヒト用医薬品の場合と同様、日本の動物用医薬品市場はきわめて規制されている。動物用医薬品（VMP）の製造販売承認は農林水産省から下り、関連したそれぞれの登録申請書類は動物医薬品検査所（NVAL）によって審査される。さらに、食用動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。市場調査会社の富士経済によると、VMPだけでなく、動物病院チャンネルを通して販売されるペットフードも含む日本の動物用医薬品市場の2014年の市場規模は卸値ベースで1,049億円だった。市場は2010年～2014年の期間には複合年間成長率マイナス0.1%でわずかに減少した。60社以上がVMPを製造し、国内の顧客に供給する。外国の多国籍動物用医薬品会社が市場のほぼ半分を占め、革新的な動物用医薬品と生物学的製剤開発への継続的投資のお陰で、そのシェアは着実に伸びつつある。過去20年間に、日本のヒト用医薬品会社の大半は、動物用医薬品部門を分離し、外国の多国籍動物用医薬品会社に売却した。その一方、日本の動物用医薬品会社のほぼすべては国内市場に的を絞っており、輸出はほんのわずかの水準となっている。外国の多国籍企業は新しい化学物質を含んだ革新的な動物用医薬品の主たる供給元をなす一方、国内企業は後追いで、ユニークな製剤イノベーションを盛り込んだジェネリック医薬品の開発に特化する傾向がある。とはいえ、動物用生物学的製剤に関しては、国内企業は依然、イノベーション面でも商業的卓越性の面でも競争力がある。ただし、日本製ワクチンは海外ではめったに販売されていない。とりわけアジア市場に進出するため、国内の動物用医薬品会社11社によって日本動物薬製造業者コンソーシアム（CJVM）が設立された。

環太平洋パートナーシップ（TPP）への日本の参加は、豚肉や牛肉といった畜産品に関する関税の撤廃または引き下げを必然的に伴うが、これは国内の畜産農家の経済的な存続可能性に脅威をもたらす。日本の畜産業の持続可能性を確保するには、競争的なコストでの革新的VMPへの迅速なアクセスがきわめて重要である。日本は、ヒト用医薬品の日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の動物用医薬品版である「動物用医薬品（VMP）の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」（VICH）の三者間（EU・日本・米国）プログラムに加わっている。VICHは国際レベルでのVMPの登録要件の整合化を目指しており、これは世界向けに開発される医薬品の登録コストの削減にある程度役立ってきた。しかしながら、日本に独特で、飼い主、獣医、その他の消費者が革新的かつ有用なVMPにアクセスするのを往々にして妨げたり遅らせたりする要求事項がまだいくつかある。生物学的製剤の場合、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件をはじめ、いくつかの規格項目は、日本独自のものである。その結果、製品規格を日本市場のためだけに新たに定める必要があり、ワクチンの各バッチをこうした独自規格に基づいてリリースしなければならず、しばしば、製造現場での重複した試験が必要になる。非臨床試験実施に関する基準（GLP）や臨床試験実施に関する基準（GCP）の下、海外で実施された試験は、登録申請書類に記載することを農水省から認められる一方、VMPの製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互承認はまだ存在していない。そのため、（原薬であれ最終製品であれ）VMPの製造に従事している海外製造施設は、EUの当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。農水省は先頃、日本語と英語で書かれた認定証を発行する形に規制を改正するという、動物用医薬品業界から歓迎される措置をとったとはいえ、このプロセスは、大量の冗長な事務処理を必要とする。

ここ数年間、農水省は、承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させる措置を実施するために甚大な努力を払ってきた。大幅な改善がなされてきたとはいえ、いくつかの製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。したがって、革新的で費用対効果の高いVMPへの顧客アクセスは、海外の顧客がそれを利用できるスピードに比べ劣っている。例えば日本において遺伝子組み換え生物（GMO）の実験および実地使用許可に適用される長い審査プロセスは、革新的なVMPの深刻なドラッグラグの一因となっている。

主要な問題および提案

■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

年次現状報告：限られた進展。シードロットシステムは、確立されたマスターシードウイルス／バクテリアから作り出されるウイルス／バクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。2008年にシードロットシステムを導入した農水省の構想のおかげで、一部の動物用ワクチンは出荷前の国家検定を必要としない。EBCは、適格な原虫病ワクチン、魚病ワクチン、遺伝子組み換えワクチンをシードロットシステムに含めるために農水省が払っている継続的努力を高く評価する。しかし、一部の欧州製ワクチンは、国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等、日本独自の付加的な試験要件のため、こうした便益を享受できない。シードロットシステムに従って製造される生ワクチンについて、対象動物または実験動物を用いる血清学的な力価試験についての要件は、その一例である。イヌとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験がさらに義務付けられているが、これは動物福祉面に影響するだけでなく、顧客にとってのコスト増加にもつながる。

提案：

- シードロットシステムにおける生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件を廃止すべきである。
- イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべきである。

■ 農水省／動物医薬品検査所（NVAL）が提案したアクション・アイテム

年次現状報告：進展。2012年12月3日、農水省とNVALは、日本動物用医薬品協会技術検討委員会に、上市承認手続の改善措置に的を絞った10項目の改革アクション・アイテムリストを提出した。2015年8月までに、10項目のアクション・アイテムのうち7項目が実現済みで、残りは実現前の最終審査段階にあった。EBCは、農水省、厚労省、食品安全委員会がある程度平行して審査を実施できるようにすることで食用動物用の動物用医薬品の全体的審査時間を短縮するという、農水省による現提案をとりわけ歓迎する。

提案：

- EBCの見解では、農水省／NVALのリストは必要とされる改革分野のすべてを包括的にカバーしてはいないとはいえ、EBCはこの取り組みを支持するとともに、引き続き付加的な改革機会を特定するよう規制当局に要望する。さらに、ほかの主要国における同様の政策との整合化を確保するため、詳細な改革を実施する前に動物用医薬品業界と緊密に協議するよう農水省とNVALに要望する。

■ 市販直後調査

年次現状報告：新たな問題。日本における先駆的VMPについての規制当局対応（regulatory maintenance）コストは、EUや米国の場合に比べ、増加してきた。日本は、ヒト用医薬品の場合と同様、先駆的動物用医薬品にも、上市承認時点のみならず、規制上のデータ保護期間（すなわちジェネリック医薬品に応用できない期間）中の市販直後調査の下、以降のライフサイクル管理段階（例えば新たな適応症、新たな種など）においても、GMP、GCP、GLP、安全性試験の有効性について調査を受けることを義務付けている。大規模臨床試験がVICH GL9（ガイドライン9）を完全に順守して上市承認を受けたVMPについては、サンプルサイズとエンドポイントの妥当性がすでに統計的に確認されているため、規制上のデータ保護期間中の実質の有効性の再確認は余分に思える。ただしこれは、ファーマコビジランス（医薬品安全性監視）の重要性をないがしろにするものではなく、ファーマコビジランスは開発段階においてだけでなく、規制上のデータ保護期間が過ぎてからも、着実に実施する必要がある。

提案：

- VICH GL9を順守して臨床試験を行った先駆的VMPについては、規制上のデータ保護期間中の市販直後調査を差し控えるべきである。

Mr. Shuichi Hayashi

Chair, Medical Diagnostics Committee
(Vice President and Head of In Vitro Diagnostics,
Roche Diagnostics K.K.)
c/o Roche Diagnostics K.K.
Roche Bldg., 2-6-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Phone 03-5443-5293
Fax 03-5443-5267

臨床検査機器・試薬（体外診断）

はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に実際の医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考えます。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚労省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として、2008年以降の診療報酬改定においては、臨床検査の「質の確保および迅速化」を考慮した検体検査実施料の改定が行われてきていることを評価している。2014年改定においては、実質マイナス1.4%の影響であり、前回(2012年)のプラス0.4%改定は下回るものの、2008年以前的大幅削減からは大きな改善がみられる。また、今回の改定で「区分E3の保険適用要件の改定」がされたが、これは業界団体が要望してきた内容が反映された結果として大いに評価したい。これまでE3カテゴリーは、「新規項目、検体種追加」のみがその対象であったが、「臨床的意義や利便性の向上」がこれに追加された。臨床検査の価値やイノベーションを適正に評価をする上で、今後の運用に期待している。

近年、個別化医療が注目されているが、その推進には治療薬だけではなく、その治療薬の有効性や副作用を予測するための検査に使われるコンパニオン診断薬の開発が不可欠である。コンパニオン診断薬の開発は医薬品開発の初期段階から協働して進めることが重要である。コンパニオン診断薬の開発・承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立については、業界団体の要望を取り入れていただき検討が進んでいるが、まだその制度が整っているとは言えない。また、個別化医療の促進に伴い、次世代シーケンサー等の先端技術を用いた検査の臨床適応も急速に進んでおり、これら先端技術検査の精度・品質を担保する制度の設備は緊急の課題である。このような現実において、日本の医療現場で個別化医療をさらに普及させ、臨床検査・医療の質の維持向上のために臨床検査の価値を基にその役割を果たし続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療を迅速に提供する上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は公定価格（診療報酬）制度であるため、革新的な製品であってもそれが価格に反映されにくい。
- 日本独自の薬事規制を、できるだけ国際整合性を取った規制にする。あるいは海外で受けた審査結果を可能な限り受け入れる。
- 次世代シーケンサー等の先端技術を用いた診断薬のガイドライン等の作成により、これら製品が積極的に日本に導入できるようにする。
- 日本独自の流通（卸、代理店）制度の見直し。

主要な問題および提案

■ 新規体外診断用医薬品（IVD）へのアクセスの迅速化

年次現状報告：進展。2014年3月31日、厚生労働省より「体外診断用医薬品審査迅速のための協働計画」が発表され、以下の取り組みが確認され実行中である。

1. 承認審査プロセスにおける質の向上に向けた取り組み
2. 標準的審査期間の設定
3. 審査員の増員
4. 進捗管理と目標達成に向けた改善策の検討

提案：

- 5か年の実施計画達成までの各年のマイルストーン設定とアクション
- 審査員の研修制度充実による審査の質の向上
- 官民の実務者による定期的な会合開催と、取り組みの検証及び期間目標の確実な達成モニター

■ 薬事規制に関する厚生労働省との定期意見交換会

年次現状報告：わずかな進展。厚生労働省医薬食品局およびPMDAとの薬事規制に関する定期意見交換会において、EBC臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会は、日本臨床検査薬協会(JACRI) および米国医療機器・IVD工業会(AMDD)のIVD委員会と共同で、以下の提言を行った。（7月27日）

提案：

- 検査技術の高度化と臨床ニーズの多様化を踏まえた臨床検査薬の適正な区分とそれぞれの区分における運用要件の明確化
新たな臨床検査薬の区分として「臨床研究用試薬（仮称）（Investigational Use Only: IUO）」の新設を提案。すなわち、臨床的有用性は検証できていないが分析的妥当性が認められている場合は、一旦この区分で薬事承認することで臨床現場での利用を可能とする。
- 体外診断用医薬品開発の促進と迅速化に向けた臨床研究に関する体制整備
臨床性能試験を適正かつ迅速に実施するために、体外診断薬の特性・リスクに基づいた臨床性能試験ガイドラインを作成したい。
- 平成26年11月施行の医薬品医療機器等法の運用について、今後も行政と協力しながら、より実効性のあるルール作りやプロセス改善を進めたい
承認申請・審査のプロセスにおいて、審査側・申請者側の相互理解を進めるとともに、審査迅速化に向けての一層の合理化・効率化を進めたい。

■ 診療報酬に関する厚生労働省との定期会合

年次現状報告：わずかな進展。厚労省医政局経済課、および保険局医療課との診療報酬に関する定期会合において、JACRIおよびAMDD IVD委員会と共同で、以下の提言を行った。（8月7日）

提案：

- 保険提供前の評価療養（医療機器のいわゆる240日ルール）の導入
- 保険適用決定前に、検査実施料を提示し、安定供給が可能かどうかの確認をするプロセスを新設
- コンパニオン診断薬の保険適用における効率的・効果的な保険適用プロセスの徹底
- 中医協における保険診療議論への参画を可能にし、業界意見を陳述する機会を頂きたい

医療機器

はじめに

日本の医療は、世界有数の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。医療制度の財源面では、急速な高齢化・医療の高度化にともない2012年度の国民医療費では39兆2千億円（前年比で6千億円増）となり、日本住民が期待するより高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。世界で最も早く高齢化社会が進む日本では、医療財政面の問題だけでなく、疾病の予防、早期診断、早期治療などの質の高い医療を提供することにより、健康寿命と呼ばれる「日常生活に制限のない寿命」を延ばすための取り組みが重要となっている。日本住民への優れた最新の医療機器の提供は、患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減をももたらし、健康寿命を延ばすための投資と捉えられるべきである。

現在のような環境下で今後も高い質の医療サービスを提供し続けるためには、欧州の優れたイノベーティブな医療機器・医療材料・サービスの日本への素早い導入が必須である。そのためには、日本の規制やプロセスをできる限り国際基準に合わせることで、保険償還制度の予見性を高めることが求められる。日本から規制に関する情報を多言語にて世界に発信することにより、日本の市場をより開かれたものとし、欧州からの市場参入を促す必要がある。また、医療IT技術を活用した救急救命・遠隔医療・介護見守り、医療データのデジタル化による効率的な医療サービスの提供も早急な実現が望まれる。

2014年には以下の内容で前向きな進捗が見られた。

- 2014年11月に新法である「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が施行されたこと
- 医療機器産業に向けて様々な施策、計画が打たれ、活動計画の実施により、行政と業界とのより建設的な意見交換ができるようになり、具体的な施策に結びついていること
- 国際整合性への大きな進捗（MDSAP pilotへの正式参加）、レギュラトリーサイエンスイニシアティブの発出が見られたこと
- 承認審査の迅速化に改善が見られたこと
- 医療機器に対するPSEに関し、通知が発出され対応されたこと
- 政府の医療産業に関する施策に欧州企業が参画できるようになってきたこと

今後もEBC医療機器委員会として、欧州より優れた医療機器を日本住民に素早く届けられるような環境を整えるべく、行政および他関連業界団体との協働を強化し、結果をだせるべく活動を続けていきたい。

FTA/EPAへの主な論点

- 医療機器審査の更なる迅速化
- 臨床評価のあり方
- QMS相互承認と国際整合化
- ソフトウェアの医療機器としての新法での取り扱いと国際整合化
- 経營業務の管理責任者（常勤の取締役）及び専任技術者の設置

主要な問題および提案

■ 医療機器審査の更なる迅速化

年次状況報告：一定の改善。新5か年計画が開始された。申請及び審査の質の向上が大きな柱である。

提案：

- 行政と業界との協力、承認時期の予見性の向上、PMDAの審査員及び申請者の質の向上が必須。

■ 臨床評価のあり方

年次現状報告：進展。日本のGCPとISO14155の統合は進んでいる。

提案：

- 平成27年度厚生労働科学研究費補助金、医療機器の迅速かつ的確な承認及び開発に必要な治験ガイドランスのあり方に関する調査研究の成果で、治験要否の基準が明らかになることを期待。臨床評価報告書の作成の手引きを早期発出。

■ QMSの相互承認と整合化

年次現状報告：進展。QMS合理化へ向けて新法QMSがスタートした。スタート直後の様々な課題はあるが、行政と業界とで協力し、国際標準化へ向けてさらなる改善を希望する。

提案：

- 品目ごと、定期調査の位置づけの再確認。製販 第三章部分の調査の合理化。
- MDSAPを視野に入れ、英文によるQMS省令(省令の内容及び運用方法)の情報発信の必要性。

■ 償還価格

年次現状報告：進展無し。ビジネスの予見性を確保し、企業における新製品の開発・導入インセンティブを増やし、安定供給を確保するため制度の見直しが必要。

提案：

- 償還価格の毎年改定に関しては他の団体とも協調し、断固反対の提言を継続。
- 費用対効果評価システムの導入に関しては、慎重な対応を行政に進言。
- 医療材料に関し、機能区分のさらなる細分化と医療材料機能区分複数価格制度の検討、イノベーションの評価、再算定制度の廃止。
- 医療技術に関し、C2申請の予見性確保・準用価格の開示、イノベーションの評価と安全管理の為の新たな診療報酬体系の提案（イノベーション加算と地域連携のクラウド化画像管理加算）。
- 在宅医療機器に関し、改良品に関する適切な評価、材料加算算定「2月に2回」とする制度の対象拡大。

■ 経營業務の管理責任者（常勤の取締役）及び専任技術者の設置

年次現状報告：進展無し。医療機器搬入設置時の工事を企業が請け負う、または工事を外注する場合は建設業の許可が必要であり、「経營業務の管理責任者及び専任技術者」及び現場では「監理技術者もしくは主任技術者」の雇用が法令で義務付けられている。

提案：

- 建設業許可の要件を緩和していただきたい。

■ 医療のIT化に向けた環境整備

年次現状報告：新たな提案。

提案：

- 医療IT利活用に向けたルール整備、規制緩和、インフラ等の環境整備、診療報酬のスキーム導入。

医薬品

はじめに

日本社会の高齢化進展により国民医療費は増大し続けているが、医薬品市場については今後成長が抑制されることが示されている。後発医薬品の使用拡大は、イノベーション促進のための制度を継続できる財政的な余地となっている。

製薬市場：2014年度の国民医療費（概算）は前年度比1.8%、7000億円増の40兆円になった。総医療費はGDP比（10.3%）で初めてOECD平均（9.3%）を超え、類似した医療保険制度を持つフランスやドイツに迫っている。欧州製薬団体連合会（EFPIA）の調査・推計によると今後の医療用医薬品市場の伸びは、2025年までほぼ横ばい（年平均成長率+0.13%）で推移すると予想されている。高齢化および医療技術の進歩により医療費が高騰する環境下でありながら、現行の薬価制度と後発医薬品の使用促進により、十分に薬剤費支出がコントロールされている。後発医薬品のシェアを2020年までに80%にするという新たな目標設定により、さらなる削減が見込まれる。

新薬創出加算：新薬開発、未承認薬・適応外薬への投資を活性化する仕組みとして、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度」が2010年から試行的に導入された。2012年と2014年の薬価改定時にこの加算の制度化について議論がされたが試行のまま継続となっている。欧州系製薬企業を対象とした調査によると、新制度の導入を契機に新薬の開発プロジェクト数が顕著に増加するなど試行的な導入の効果が現れている。

薬価改定頻度：2017年に予定されている消費税の増税（8%から10%に引き上げ）に伴い、薬価調査および薬価改定の実施が見込まれている（通常改定の2016年と2018年に追加して実施）。このことから薬価改定を毎年行うべきとの案が議論されている。薬価の追加的な改定は、医薬品市場のマイナス成長を来し、政府が医療を戦略的な成長産業と指定していることに矛盾するだけでなく、海外から日本へ投資するインセンティブの低下にもつながる。

新薬の14日処方制限：現在、新薬は薬価収載から1年間、処方期間の上限は原則として14日に制限されている。実際、多くの新薬について処方医は薬価収載後1年間処方しない結果となっている。日本においては市販直後調査の仕組みに加え、2013年に「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実した安全対策がとられている。14日処方制限は、現在では不要な規制であり、患者さんの新薬へのアクセスを阻害している。

市場拡大再算定：値付け時の想定売り上げ予測よりも大きく成長した薬剤とその類似薬の薬価を切り下げる市場拡大再算定制度が存在する。これは、成功を罰するものであり、イノベーションへの意欲を削ぐものである。

費用対効果評価の導入：2016年の4月より費用対効果評価を用いた医療技術評価(HTA)を試行的に導入することが検討されている。欧州での経験からHTAは患者さんの革新的な新薬へのアクセスを阻害することとなり、また、政府と産業界双方に大きな業務負担を強いるものであることがわかっている。日本は欧州における経験を適切に活かすべきである。

国際調和：臨床試験に関しては、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準（GCP）改正等により、治験の実施に関するグローバルスタンダードとのアラインメントが着実に進んでいる。一方で、治験コスト適正化や症例集積性の向上といった治験の効率に関する課題には、依然、医療機関間での取り組みに差があり、改善の余地がある。また、EU-日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互認証協定（MRA）の拡大は進捗していない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他の製品については試験検査の重複につながっている。そのため、業界にコスト増、ひいては医療費の増大につながっている。

EFPIA Japan Member Companies

Abbott Japan	Ipsen Pharma Japan
Actelion Pharmaceuticals Japan	Janssen Pharmaceutical
AstraZeneca	LEO Pharma
Baxalta	Lundbeck Japan
Bayer Yakuhin	Merck Serono
Bracco-Eisai	Nihon Servier
Chugai Pharmaceutical	Nippon Boehringer Ingelheim
CSL Behring	Novartis Pharma
Ferring Pharmaceuticals	Novo Nordisk Pharma
Galderma	Sanofi
GE Healthcare Japan	Shire Japan
GlaxoSmithKline	UCB Japan
Guerbet Japan	

主要な問題および提案

■ 薬価制度

年次現状報告：若干の進展。2010年より新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度が試行的に導入されるなど、革新的新薬を評価する制度が充実し、日本での新薬開発が活発化している。一方で、イノベーションの促進に逆行する施策も残っており、更なる積極的な投資を促すための予見性が損なわれている。

提案：

- イノベーションの成果を適切に評価する新薬創出・適応外薬解消等促進加算の仕組みを安定的に継続すべきである。これにより、グローバルな競争下において日本への医薬品開発への継続的な投資が促され、革新的な新薬の早期提供が可能になる。
- 2017年に予定されている消費税の増税（8%から10%に引き上げ）に伴う薬価の改定は、市場実勢価格調査に基づく全面的な改定ではなく、消費税増税分の対応のみによる改定とすべきである。診療報酬体系とのバランスの観点からも隔年の薬価改定を継続すべきである。
- 安全性をモニタリングする仕組みの導入と強化により環境が変化したことを踏まえ、療担規則による新薬の処方原則として14日以内に制限する日本独自の規制を見直し、患者さんの新薬へのアクセスを改善すべきである。
- イノベーションの促進を阻害し、ビジネス上の予見性を毀損する市場拡大再算定制度を廃止すべきである。特に、類似薬効比較方式にて算定された薬剤は、その対象から外すべきである。

■ 費用対効果評価などの医療技術評価（HTA）

年次現状報告：若干の進展。HTAの一形式である費用対効果評価が2016年の4月から試行的な導入を目指して検討が進められている。

提案：

2015年7月に発表したHTAに関する「EFPIAの見解」ではHTAの導入に際して下記を提唱している。

- すべてのプロセスにおいて、すべてのステークホルダーを議論に参加させる（患者、医療提供者、および産業界など）。
- HTAの試行的導入にあたり、優先順位付けを行う。
- 費用面だけでなく、健康アウトカムの改善を重視する。
- 患者アクセスまたは医師の裁量権に悪影響を及ぼさないようにする。
- イノベーションを評価し、政府と産業界の負担を最小化する。

■ 国際調和（臨床試験環境/ 相互認証協定）

年次現状報告：若干の進展。治験の効率に関する課題には改善の余地がある。また、GMPについてのEU-日本間の相互認証協定は限定的であり検査・検定の重複によって引き起こされる上市の遅れとコストの増加につながっている。

提案：

- 「治験等の効率化に関する報告書（2011年）」、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012アクションプラン（2012年）」に沿った具体的な治験の効率化のためのアクションを一層進めるべきである。
- GMPに関するEU-日本相互認証協定の相互認証国を欧州28カ国に適用するとともに、非経口固形製剤も含む方向へ拡大することにより、検査・検定の重複による潜在的なラグの解消及びGMPに関するコストを削減すべきである。

Dr. Jun Honda

Chair, Vaccine Sub-committee, Biologics Committee, EFPIA Japan
(Senior Expert, Business Development and Alliance, GlaxoSmithKline K.K.)
c/o GlaxoSmithKline
6-15, Sendagaya 4-chome
Shibuya-ku, Tokyo 151-8566
Phone 03-5786-5159
Fax 03-5786-5260

ワクチン

はじめに

感染症との戦いは、近年では、主に中国で発生しているH5N1やH7N9鳥インフルエンザ、2014年以降の西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱、国内におけるデング熱、2015年に入って韓国で流行した中東呼吸器症候群（MERS）など枚挙に暇がない。これらの新興感染症に対するワクチン開発は感染症対策のための世界的な優先課題である。

日本では新しいワクチンが次々に導入され、数年前に比べて状況が急速に改善している。2014年は髄膜炎菌ワクチンが承認され、水痘ワクチンと成人の肺炎球菌感染症ワクチンが定期接種の対象（国が接種を強く勧め、一般に公的費用負担がされるワクチン）となった。また、2015年以降に製造されるインフルエンザワクチンは海外と同様に従来の3価からB型株の抗原が1つ増えた4価に切り替わるなど、改良も進んでいる。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルス各ワクチンを定期接種の対象にすることは是非も現在議論されており、今後もワクチンをとりまく国内状況の改善が期待されている。

それらの状況を鑑みると、今まで使われていた、いわゆる「ワクチン・ギャップ」という言葉の内容は、少し変化しているように見受けられる。承認されたワクチン抗原の数から見れば日本は欧米と肩を並べるまでになり、定期接種ワクチンの数も増えてきている。しかし、例えば各種小児用混合ワクチンの様に未だに日本では使用されていないものもある。これは過密な小児期の接種スケジュールを緩和するためのもので、海外ではおたふくかぜ・麻疹・風疹の三種が混合されたMMRワクチンや、DTaP-IPV四種混合ワクチンにB型肝炎ワクチンやヒブワクチンを加えた五種、六種混合が多く使用されている。

また、2013年6月から始まったヒトパピローマウイルスワクチンの勧奨差し控えは2015年9月現在も続いており、いつ積極的勧奨が再開されるか予想がつかない。「定期接種ワクチンのまま積極的勧奨を差し控える」という措置は、医療現場や接種者にとって分かりにくい判断であり、世界的にも極めて稀な対応である。

さらに、ワクチンが定期接種化されるプロセスも明確ではない。厚労省が2014年3月に告示した「予防接種に関する基本的な計画」には、審議会である予防接種・ワクチン分科会が国に提言することになっており、2015年に入ってその方法論について検討されたが、まだ十分ではないと思われる。このように、ワクチンに対する政策が明確に定まっていないため、科学的に説明が困難な判断がなされているように見受けられる。これは国内外ワクチンメーカーにとって研究開発インセンティブにも影響する大きな問題である。ワクチン分野における専門家の絶対数が不足しているとの指摘もあり、これも国内の課題の一つと考えられる。

国民の健康に寄与するより良いワクチンの開発と製造への投資を国内外ワクチン製造業者に奨励するためには、日本の予防接種制度の改善と日本特有の関連規制の撤廃が効果的であり、必要な改革を早期に実施すべきである。

FTA/EPAへの主な論点

- 日・欧相互承認協定（MRA）の対象国と対象品目の拡大と重複した品質試験の解消
 - MRA/MOU（了解覚書）の拡大でワクチン等を対象品目とし、重複した品質試験項目を削減
 - それにより、輸入から出荷までの期間が短縮され、より早くワクチンが国民に届く
- WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進
 - 定期接種化されていないおたふく・B型肝炎・ロタウイルス各ワクチンの定期接種化の実現
 - 国内にない混合ワクチンの早期導入・開発

主要な問題および提案

■ WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進

年次現状報告：わずかな進展。2014年10月1日の予防接種法施行令改正（水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン定期化）以降、B型肝炎ワクチンを定期接種化する方針は示されたが、実現は2016年度以降になる模様。おたふく・ロタウイルスの各ワクチンについても厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて鋭意検討がなされ、定期化に向けての議論がなされている。また混合ワクチンの開発についても優先度が高く、早期に開発すべきとの提言がなされている。

提案：

- 残るおたふく・B型肝炎・ロタウイルスの各ワクチン等日本で承認されたWHO推奨ワクチンの定期接種化も早期に実現し、まだ国内にない混合ワクチンについても早期に導入・開発すべきである。

■ 「構造的ワクチン・ギャップ」の解消

年次現状報告：新たな提案。海外の優れたワクチンが次々と導入され、定期接種化されたワクチン数も増える中、相対的にワクチン政策の不備が目立つ形となり、新たなワクチン・ギャップとして浮上してきた。例として長期化するヒトパピローマウイルスワクチンの勧奨差し控えや、不明確なワクチン定期接種化プロセス、などが挙げられる。

提案：

- 短期：定期接種化プロセスの明確化や科学的根拠を基に明確な政策判断がなされる環境を整備する
- 中長期：官民ともにワクチン専門家の量的拡充が望まれる。EFPIAとして欧州の先行事例を紹介するなど、協力は惜しまない。

■ 日・欧相互承認協定（MRA）の対象国と対象品目の拡大と重複した品質試験の解消

年次現状報告：進展なし。2015年6月26日に厚労省が発出した「国際薬事規制調和戦略」において、欧州とのGMP調査結果のMRAの締結国及び対象品目の拡大を目指す、との記載がある。しかし、これは2012年7月10日付閣議決定の「規制・制度改革に係る方針」における記載とほぼ同じで、この3年間全く進展が見られていない。

提案：

- MRAの拡大でワクチンを含むバイオ医薬品を対象品目とすることにより重複した品質試験項目を削減し、輸入から出荷までの期間を短縮。個々のMOU（了解覚書）締結というのも手である。

■ 「生物学的製剤基準」（生物基）の日本薬局方への統合

年次現状報告：進展なし。2013年9月に試験項目や試験方法等の改正内容を含んだ改正生物基が公布されたが、その後は各条の追加（ワクチンの品目追加）以外、内容を見直す動きはない。2015年6月26日に厚労省が発出した「国際薬事規制調和戦略」には「日本薬局方の国際調和の推進を図るとともに、最新の品質管理手法の取り組みを進める」とある。生物基は改訂の時期・手順、収載の基準が明確でない。

提案：

- 早期にワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他極との調和を図るべく、現行の生物基を廃止し、内容を整理して日本薬局方に統合するべきである。

Dr. Nobuyuki Hagiwara

Chair, Cosmetics & Quasi-drugs Committee

(Head, Regulatory Affairs, Johnson & Johnson K.K.

Consumer Company)

c/o Johnson & Johnson Family of Companies

First Chiyoda Bldg. 15F., 3-5-2 Nishi-Kanda

Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065

Phone 03-4411-6118; Fax 03-4411-7149

化粧品・医薬部外品

はじめに

EU企業は、消費者にとって魅力ある、多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品を製造している。これらは身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、虫歯を予防したり、容貌を良くしたりという様々な方法で、消費者の日常生活の向上に寄与している。さらに、EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな展開への貢献、消費者への情報提供、あるいは製造販売後安全管理の基準（GVP）と品質管理の基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに環境持続可能性の推進に努めている。

2014年の日本の化粧品出荷額は1兆4,876億円であった。日本は2014年には2,260億円相当の化粧品を輸入し、その内、EUからの輸入は810億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の多くがEUから輸入されていることは、日本の消費者がその価値を認めている証といえる。しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性の観点から改善の余地があり、また複雑な承認申請制度や製造基準を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効果効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得ることが非常に難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。

例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。またEUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合には長い承認過程を経なければならない。さらに、一部の医薬部外品の承認は都道府県に委任されているが、承認基準についての解釈は都道府県によってまちまちであることも多い。

グローバル化の拡大により、新たな効果をもったより多様で高品質・低価格の製品を入手することが可能になり、世界中の消費者にはかつてないメリットがもたらされるようになった。一方でEU企業は、日本を含む世界各国の多種多様な品質、有効性、安全性基準に基づいて製品を開発し、製造、販売する必要性が増し、複雑さとコストの大幅な増大につながっている。規制の透明性を向上させ、承認過程を簡素化し、日本・EU間の規制のハーモナイゼーションを推進することができれば、より高い付加価値を持つ製品を日本の消費者に迅速に提供することが可能になるであろう。

EUと日本は、リーダーシップを発揮し医薬部外品のより迅速な承認に取り組み、効果効果の範囲を拡大し、化粧品と医薬部外品についてのそれぞれのポジティブリストとネガティブリストを整合化すべきである。EU-日本EPA/FTAは、このプロセスを進める重要な手段となるべきである。EBCは化粧品規制協力国際会議（ICCR）におけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。ICCRは、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議している。

FTA/EPAへの主な論点

- 医薬部外品と化粧品の成分の整合化。特に、日本はすべての医薬部外品および化粧品成分に関するポジティブリストとネガティブリストの日欧間の不一致を解消すべきである。
- 厚生労働省は、輸入届を廃止するだけでなく、通関業務を電子的にも行えるようにするべきである。

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：わずかに進展。厚生労働省は、2014年に薬用シャンプー、リンスに関する審査ガイドランスを通知として発出した。こうした措置は、医薬部外品審査制度の透明性を向上させる助けになった。一方、当該ガイドランスは、当初、審査の迅速化が図られることを目的として作成されたが、審査期間の短縮は確約されていない。また、PMDAは承認前例のある別紙規格成分に関する情報を企業等から収集し、2014年に医薬部外品添加物規格集を作成したが、企業等からの情報提供が乏しく、限られた数の原料のみが掲載される結果となった。

提案：

- 既承認の医薬部外品と同一性があると認められる申請品目の審査期間の短縮化を実現するために、全ての薬用化粧品に係る審査ガイドランスを作成し、承認基準へ移行させることを提案する。
- 企業の知的財産である医薬部外品の成分情報を保護しながら医薬部外品審査制度の透明性を向上させるため、医薬部外品成分のマスターファイル制度の導入を検討すべきである。将来的には、安全性に関する特記事項や各成分についての使用制限がない限り、制限や限度なしに、化粧品における添加物の使用を許可すべきである。

■ 医薬部外品と化粧品の成分の整合化

年次現状報告：わずかに進展。EUと日本は化粧品に配合可能な成分について、それぞれネガティブリストとポジティブリストで異なった規制を適用している。また、日本においてオーラルケア製品で認められているフッ化物濃度レベルは、ほかの先進諸国で認められているレベルと整合していない。日本は医薬部外品として販売される歯磨きでは最高1,000 ppmのフッ化物を認めているが、欧州では最高1,500 ppmのフッ化物濃度が認められている。欧米全土のドラッグストアやスーパーでは、フッ化物濃度226 ppmのマウスウォッシュが販売されているが、日本では今年一般消費者向けに要指導医薬品としてマウスウォッシュ製品でのフッ化物の使用が認められたところである。

提案：

- 日本は、すべての医薬部外品および化粧品成分に関するポジティブリストとネガティブリストの日欧間の不一致を解消すべきである。
- 薬用歯磨き類の承認基準を改定し、国際的整合性を考慮して薬用練り歯磨き類（医薬部外品）のフッ化物配合上限を引き上げ、洗口液、液体歯磨き（医薬部外品）にフッ素を配合することを早期に可能にすべきである。

■ 薬剤師および一般開業医のセルフメディケーション・アドバイスの役割の推進

年次現状報告：進展なし。セルフメディケーションとは、自覚された病気や症状を治療するための個人による医薬品の選択と使用である。これは、店頭で医薬部外品として販売される製品を含む。アドバイスを求めるために一般開業医や薬剤師を訪れて、一般用医薬品や医薬部外品を用いて軽微な健康問題に自分で対処する人が増えれば、主要病院の専門医は、より深刻な病気の患者に集中する時間が増えることになる。これは保健を向上させ、医療費全体を引き下げる助けになるだろう。

提案：

- 日本は、消費者や薬剤師、医療機関にとってのインセンティブを設けることによって、安全かつ適切である場合には、セルフメディケーションを一層推進すべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の効能範囲拡大について

年次現状報告：進展なし。化粧品の効能は、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能定められた。2011年には、「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。しかしながら、日本における効能表現の範囲は、諸外国に比べ未だに狭く、最新の研究と技術に基づいた輸入化粧品の日本の市場への参入を阻む要因ともなりかねない。

提案：

- 日本は化粧品及び医薬部外品（薬用化粧品）の効能の範囲を拡大し、EUと整合化すべきである。
- EU規制との整合化のため、厚労省は化粧品の効能の範囲を廃止して、検証可能なデータに基づく化粧品の定義内で製品の効能を伝えることを企業に認めるべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の輸入非関税障壁の緩和

年次現状報告：大きな進展あり。厚生労働省は2016年より輸入届を廃止することを発表した。この輸入届が廃止されることで、輸入に係る業務が著しく簡素化される。一方、通関時には国内での製造販売に必要な化粧品製造販売届等の写しを書面で提出することが求められる予定であり、現在認められているNACCSによる電子的な手続きができなくなる可能性が高い。

また、厚生労働省は医療用医薬品の承認事項一部変更（一部変更）承認において、製品切替え時期を承認後6ヶ月を超えない範囲で申請者が設定できるようにした。今回この切替えの時期を申請者が設定できることから、医療用医薬品においては、製品の在庫管理のみならず、表示に係る資材の確保、品質管理に係る運用の変更等の確認を確実に実施することが可能となった。

提案：

- 厚生労働省は、輸入届を廃止するだけでなく、通関業務を電子的にも行えるようにするべきである。
- 厚生労働省は、医療用医薬品に認めた製品切替えの申請者による時期設定を医薬部外品にも拡大するべきである。

■ 化粧品と医薬部外品に関する電子届出

年次現状報告：進展なし。ほかの多くの国々では、行政が企業とオンラインによる電子届出システムを構築しているのに対して、日本では輸入届を除きフロッピーディスクと書面による届出・申請である。

提案：

- 化粧品製造販売届、医薬部外品承認申請については、オンラインで届出・申請可能なシステムを構築するべきである。そして、これを通関時にも使用できるシステムにするべきである。

■ 動物実験代替法

年次現状報告：進展なし。日本では、化粧品および医薬部外品メーカーは依然、動物実験に基づいて安全性データを提出することを求められ、有効な代替法は制限されている。2013年5月、経済協力開発機構（OECD）ガイドライン442Aおよび442Bに対応する、皮膚感作性試験代替法に関する厚労省のガイダンスが発効され、さらに2014年2月、眼刺激性試験代替法としての牛摘出角膜の混濁および透過性試験法（BCOP）に関する厚労省のガイダンスが発効されている。ヨーロッパでは、ECVAM（欧州代替法バリデーションセンター）により皮膚感作性試験代替法（h-CLAT）がOECD TG推奨されているが、日本ではまだ第三者評価の段階である。

提案：

- 日本は、EUで使用されているものと整合した安全性エンドポイントに基づく、成分および製品の動物実験の有効な代替法の確立を急ぐべきである。
- 日本は、ヒトや環境を守るために国際協調を加速させるべきである。

消費財

酒類
食品・農業

酒類

はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、2014年の外国産輸入品は、2,760億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体のわずか4%だった。この主な理由は明らかである。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分ではなく、さらに、国際基準に則った製品定義の採用や、市場アクセスに関連する非関税障壁の撤廃面で諸外国に後れをとっている。

日本は依然、スパークリングワイン（関税率リットル当たり182円）とスティールワイン（関税率リットル当たり125円）の両方に関税をかけており、EUで課せられる水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなっている。EBCは、そうした高い関税の根拠も、また、スパークリングワインとスティールワインに課せられる関税になぜ違いがあるのかも理解できない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないのだから、関税率がスティールワインより高い必要はない。

ビールに関する日本の税制も同様に不可解である。日本では、ビールは、アルコール分に基づいて課税されたり、混成酒類グループとして課税されるのではなく、麦芽比率に基づいて課税されて、基本的に3つのカテゴリーに分けられ、麦芽比率67%以上の本格「ビール」（real beer）が最高の税率となっている。欧州のビールは、少数の例外を除き、すべて、本格ビールに分類される。したがってこの税制は、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールをより安価にし、それゆえ、より身近なものにするという残念な効果を持つ。その結果、麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールが日本のビール市場の40%近くを占めるに至っている。EBCは、高品質のビールが麦芽比率の低いビールや麦芽比率0%のビールより重く課税されることがないように、税制を麦芽比率とは無関係にすべきであると確信する。

日本では、食品に対する製造ロットコード（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な製品回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料製品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。EBCは、2014年9月に国税庁が、製造ロットコードが消去された製品が市場に出回っていることに関する懸念を表明した通達を出したことは評価するものの、日本政府に対し、日本の消費者の健康と安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう引続き要望する。

最後に、日本の酒税法で地理的表示の正確な定義がなされていないことは、EBCにとって大きな懸念材料となっている。長期的視点から見て、定義の欠如は欧州企業が日本市場で競争する能力を妨げるおそれがある。したがってEBCは、EU-日本FTA/EPAの枠組み内で共通の定義を採用するようEUと日本に要望する。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、すべての酒類関連製品の関税を恒久的かつ迅速に撤廃すべきである。
- 日本は、さらなる申請手続きの必要なく、欧州の地理的表示を認定すべきである。
- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。
- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告：わずかに進展。 製造ロットコード（生産履歴管理情報）は、効果的で効率的な製品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確な対応が不可欠である。国税庁はようやく、製造ロットコードが消去、改ざん、隠ぺいされた輸入酒類の流通に関して、消費者の安全よりも事業利益を優先する慣行は望ましくないとする業界通達を出した。しかし、この通達は、製造ロットコードが消去された製品の輸入や販売を差し止める法的拘束力は有していない。

提案：

- 国税庁の通達が十分な効果を持たないのであれば、政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を發布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告：進展なし。 日本のワイン関税は、（1998年WTOパネルで達した含意に従って）2002年にゼロまで引き下げられたビール、ブランデー、ウイスキーに適用される関税に比べ、恣意的といえるほど高い。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案：

- EBCは日本に対し、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に適用される関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ ビールの酒税

年次現状報告：新たな問題。 日本ではビールの酒税は麦芽比率に基づいている。これは残念ながら、麦芽比率が67%以上の本格ビールを不利な立場に置き、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールを価格面で有利にするという状況を招いてきた。このことは、合わせて日本のビール市場の40%近くを占める麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールのマーケットシェアを見ればきわめて明らかである。

提案：

- 日本は、ビールの酒税制度を改正して、麦芽比率と無関係なものにすべきである。

■ 添加物

年次現状報告：進展なし。 酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大きく異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続はきわめて高コストで時間もかかる。

提案：

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告：進展なし。 日本のワインの定義は広義すぎる。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な製品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案：

- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：進展なし。 日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相容れず、日本市場における欧州製品の地位を損なうおそれがある。

提案：

- 政府は、酒税法における地理的表示規則を見直して、より広く受け入れられたEUの定義に沿った改正を導入すべきである。

Mr. Olivier Convert

Chair, Food & Agriculture Committee
(Managing Director, Roquette Japan K.K.)
c/o Roquette Japan K.K.
2F. KDX Kasuga Bldg., 1-15-15 Nishikata
Bunkyo-ku, Tokyo 113-0024
Phone 03-3830-1510
Fax 03-3830-1525

食品・農業

はじめに

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用される原材料の輸入に有利にはたらし、加工・非加工を問わず、包装食品の輸入には妨げとなる。他の先進国のスーパーマーケットと比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入加工食品の相対的乏しさは、これを物語っている。それは実際、普通のスーパーで見受けられ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

現状の背景には二つの大きな要因がある。第一の、かつ最大の要因は関税である。食品は毎日買われるものであるため、価格は、買うものを選ぶ際に、消費者にとって重要な決定要因となる。欧州製包装食品は、価格の大半を占めうる関税が課せられるため、明らかに不利である。関税は場合によっては実質100%を超えることもある。普通のバターは、この異常事態の一例である。

第二の要因は、多数の非関税障壁が、欧州から輸入される食品に数量面でも種類面でも重大な影響を及ぼしてきたことである。例えば、食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）が安全と宣言した食品添加物や酵素の過半数が日本ではまだ認可されていないため、日本は依然として、諸外国と「同調」していない。したがって、2002年にEU、米国、オーストラリアによって初めて要求された約46種類のそうした添加物が今や承認されたことはとりわけ歓迎すべきことである。その一方、日本は、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会）やコーデックス規格といった国際機関によって行われた科学的評価をまだ限られた数しか受け入れておらず、その結果、日本の追加の認可手続は無駄に時間がかかり、かつ過度にコストのかかるものとなってしまっている。食品用酵素をめぐる問題も、食品添加物の場合とほぼ同じである。

もう1つの主な非関税障壁は、最大残留濃度（MRL）である。一部のEU製品は、EUと日本の間のMRLの非整合のため、日本に輸入できない。さらに、日本は、製品と濃度のポジティブリストを用いており、リストに載っていない製品は、たとえ基礎投入原料の最大残留濃度がより高い場合でも、0.01 ppm以下の残留濃度—根拠のない低濃度—でなければならない。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。EU-日本FTA/EPAのもとでは、関税は撤廃され、基準は整合化され、日欧両地域の市販承認は、相互に承認されるはずである。EBC食品・農業委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると固く信じている。さらにこれは、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

FTA/EPAへの主な論点

- 輸入割当と関税割当を含む関税
 - 欧州企業にとって魅力のあるすべての製品は、たとえセンシティブなものであっても、交渉に含めるべきである
 - 解体期間はできるだけ短期であること
 - 関税割当制度は利用しやすいものであること
- 添加物と酵素
 - 日本は、国際的に承認された添加物と酵素を認可すべきである
 - 日本の認可制度は、より迅速、かつ、より透明性を持つべきである
 - 承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告：進展なし。日本は依然、多数の食品や食材に高い輸入税率をかけている。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター（輸入税率35%+1,159円/kg）、チーズ（26から40%）、業務用チョコレート（29.8%）、菓子類（25%）、シロップ（24%+輸入割当に関係した砂糖税）、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ（21.3%）、ハーブティー（15%）などである。例えば乳製品や砂糖などには輸入割当も存在し、輸入割当制度はそうした成分を含んだ食品を輸入する際に複雑さを倍加させる。

提案：

- 政府とEUは、EU-日本FTA/EPAの一環として、食品への関税を廃止すべきである。
- 輸入割当制度を簡素化すべきである。

■ 食品添加物および食品用酵素

年次現状報告：遅々とした進展。日本と他の主要市場との間には、承認された添加物および酵素のリスト内容の相違が依然広く見られる。日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、いかなる期限もない申請期間は長く、具体的にどんな関係資料が必要とされるかを判断するのも困難であり、全体的に透明性を欠いている。承認過程の各段階について、当局が守るべき、法律で定められた明確な期限を設ければ、外国企業・国内企業双方に利するだろう。

提案：

- 厚生労働省は食品安全委員会と共に、承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである。さらに、補足的情報の度重なる請求を避けるべきである。
- 厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。基準が相反している現在の例としては、二酸化硫黄やソルビン酸（ソルビン酸カリウム）などがある。
- EU-日本FTA/EPAは、EUで広く使用され、JECFAが安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- 厚労省は、食品添加物の場合と同様の重点を酵素に置き、他の主要市場で安全性が十分に立証されている酵素を積極的に承認すべきである。

■ 最大残留濃度

年次現状報告：新たな問題。欧州で承認され広く使用されている多くの農薬は日本でも承認されているものの、残留濃度に関する日本の規制ははるかに厳しい。日本はポジティブリストを用いている。しかし、EUと日本の間の主な相違は、明示的にリストに掲載されていない加工食品における農薬最大残留濃度（MRL）の取り扱い方に見いだすことができる。欧州では派生製品が明示的に言及されていない場合には、投入原料の農薬MRLが使用される（例えばトウモロコシにおけるデルタメトリンのMRLは2 ppmであり、したがってトウモロコシでんぷん由来製品のMRLも2 ppmとなる）。しかし日本では、ポジティブリストに記載していない派生製品は、たとえ元の製品がより高いMRLを有していても、0.01 ppmのデフォルトMRLを有している（例えば、トウモロコシにおけるデルタメトリンのMRLは0.05 ppmであるが、リストに記載していないトウモロコシでんぷん由来製品のMRLはやはり0.01 ppmとなる）。

提案：

- EUと日本は、MRL濃度を整合化するために協力すべきであり、規制されていない場合には、CODEXの濃度に従うべきである。
- 日本は、ポジティブリストに記載していない派生製品については、基礎製品に関して定められた濃度を用いるという概念を導入すべきである。

■ 牛肉および牛由来製品（ケーシング、ゼラチン）

年次現状報告：進展。2013～2014年の期間には、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランドが日本に牛肉を輸出することを認められた。その他いくつかのEU加盟国も承認プロセスに入っているが、進展はきわめて遅々としている。EBCは、いくつかの加盟国が、日本同様、「無視できるBSE（牛海綿状脳症）リスク」を有していると指定されていることを指摘しておきたい。

提案：

- 農水省と厚労省は、すでにデータを提出したEU加盟国についての承認プロセスを迅速化すべきである。
- 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品も、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、同様に輸入を認められるべきである。

■ リステリア菌

年次現状報告：進展。EBCはかねてから、リステリア菌の増殖を助ける食品と助けない食品を区別する、いわゆるダブルスタンダード・アプローチの日本での導入を求めてきた。したがって、2014～2015年の期間におけるこのアプローチの導入を熱く歓迎するとともに、処置をとった厚労省に喝采を送る。しかしながら、リステリア菌に感染するおそれのある食品の管理と試験に関して、とりわけ、許容可能な微量のリステリア菌を含むとはいえずリステリア菌の増殖を助長しない食品への対処方法に関して、一層の明確化とガイダンスが必要である。

提案：

- 関係当局は、食品に関して必要とされる、リステリア菌に関する具体的な文書化と試験を明確化すべきである。

■ 麦芽および関税割当制度

年次現状報告：新たな問題。日本は、安価な麦芽に対する国内ビールメーカーからの需要と、国内の大麦芽農家および麦芽メーカーを保護する必要性のバランスをとるため、ビール醸造用麦芽に関して関税割当制度を設けている。関税割当を利用するには、ビールを製造する会社であるか、または特定のビールメーカー専用に麦芽を輸入する会社であることが条件になる。さらに、会社は年に2回しか関税割当を申請することができない。つまり、関税割当を用いたいかなる輸入も、実際の短期需要ではなく予測に基づかなければならない。

提案：

- 欧州の供給業者が関税割当を利用する必要性がなくなるよう、日本はFTAの一環として麦芽への関税を廃止すべきである。
- これが達成されないのなら、日本は制度を改めて、輸入業者が年間を通して制度を利用できるようにすべきであり、また、特定のビールメーカーでの醸造用使用という要件なしに、麦芽を貯蔵できるようにすべきである。

■ 保存加工肉および単針注射要件

年次現状報告：新たな問題。食肉はいくつかの方法で保存加工できる。1つの方法は、針を用いた食肉への食塩水の注射である。欧州やその他ほとんどの国々では、この保存加工方法は、多針注射を用いて食肉に「スタンプ」を押す。この方法ははるかに効率的であり、食肉の露出時間を抑える。しかしこの方法は、日本では未加熱の食肉や、さらなる調理なしに消費される食肉向けには認められておらず、そうしたケースでは、単針注射しか利用できない。EBCは多針注射を認可しない衛生上の理由が思い当たらず、逆に多針注射のほうが、手早く済み、したがって包装前の食肉露出時間を短縮するので、より衛生的だと考えている。

提案：

- 日本は即刻、未加熱保存加工肉向けに多針注射を認めるべきである。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛・安全保障
建設
産業用材料
エネルギー

自動車

はじめに

日本の乗用車市場は、2014年4月1日以降の5%から8%への消費税引き上げが及ぼした個人消費への影響からまだ十分に回復していない。2015年当初7カ月間における乗用車販売台数は前年同期比12%減であった。しかし、欧州車の輸入実績は市場平均を上回り、7月末までの期間で1%増加した。欧州車輸入は、2015年当初7カ月間は15万5千台で、国内乗用車市場の6%を占めた。

非関税障壁は、相変わらず乗用車、商用車双方の欧州車輸入業者にとってビジネス上の追加コスト要因となっている。したがってEBC自動車委員会は、EU-日本FTA/EPA交渉において自動車分野の非関税障壁撤廃に重点が置かれたことを歓迎する。若干の進展が見られているとはいえ、欧州で承認された車両型式を仕様の変更や追加の試験および/または認可なしに日本で販売できるようにするため、さらなる努力が必要である。

前記の事からは以下によって達成できる。

1. 国際的に合意されたUN規制に基づいた、日・EU間の技術的要件の整合化。
日本とEUは共に、技術的要件と認証手続の整合化に関する1958年UN-ECE（国際連合欧州経済委員会）協定の締約国である。しかしながら、UN規則の対象とはなるものの、日本の型式認証プロセスとして、日本がそのUN認可を国内要件への適合を証明するものとして受け入れていない分野がまだある。これには、排出ガス規制、CO2排出量、燃費および騒音といった主要な分野が含まれる。
2. UN規則対象外の分野における、その他の乗用車、商用車双方に対する日本独自の要件の廃止。

技術的要件の整合化を行うだけでは十分とは言えない。目下、日本独自の車両区分の制度は、乗用車市場のほぼ4割から欧州製小型車を締め出している。これまでの年次報告書で述べてきた通り、軽自動車と呼ばれる日本のミニカー仕様は、外国製小型車にとっての市場参入の機会を減らしている。しかも、軽自動車は、税制上の優遇措置やその他の規制上の特典を受けており、同様の性能と本体価格を有する輸入車の競争力を損なわせている。

EBC自動車委員会は、軽自動車と小型車の課税水準の格差縮小に向けて、経産省が提案した更なる措置をとるために、日本政府が今年4月に施行された自動車への税制改正で熱心に取り組まなかったことは残念である。当委員会は日本政府に対し、この不合理性を取り除く要望は継続する。

FTA/EPAへの主な論点

- UN規則に基づく技術的要件の整合化を完結させる
- UN規則でカバーされないその他の乗用車と商用車に対する日本独自の要件の排除
- 欧州製コンパクトカーおよびサブコンパクトカーが軽自動車と対等な立場での競争を可能とする更なる措置

主要な問題および提案

■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

年次現状報告：若干の進展。 EBC自動車委員会は、日本のUN規則の採用追加、および、2016年に国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）を導入するための日本とEUの間の協力を歓迎する。その実施は、日本とEUの間の車両認証の相互承認へ向けての重要な一歩となるだろう。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 日本が独自の国内要件を維持している項目において、現存UN規制の採用を完了する。
- EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、IWVTAを実行に移し、それに沿った日本の型式認証制度を採用する。

■ 税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。 他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 消費税が10%に引き上げられるときに、自動車取得税および重量税を廃止する。
- 国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所有者への全体的な税負担を軽減する。
- 環境にやさしい車に関する税優遇策の評価に使用される燃費と排ガスの測定については、EUと足並みを揃えて国際的にハーモナイズされた基準を採用し実施する。

■ 軽自動車

年次現状報告：ほとんど進展なし。 軽自動車に関する規制面・財政面の特典の存続は小型車との競争を歪める。

提案：

- 日本政府は、軽自動車を他の自動車と対等の規制・財政の条件下に置くべきである。

■ 高圧ガス保安法

年次現状報告：若干の進展。 高圧ガス保安法の運用は、燃料電池車やCNG（圧縮天然ガス）車といった、環境にやさしい新しい技術を採用した輸入車の日本市場への導入を妨げている。

提案：

- 日本政府は、こうした技術を最小限の事務手続きの負担で使用可能とするために、技術的要件について、EUとの間で整合化を図るための必要な措置をとるべきである。

■ 商用車

年次現状報告：新たな問題。 バスの車幅・全長・軸重の上限、大型車の車両総重量を計算する方法および排出ガス浄化装置についての耐久試験要件に関する日本の規制、また、その他の日本独自の技術的要件は、欧州商用車の輸出業者にとっての商機を制限している。

提案：

- 日本政府は、これらの要件をEUと整合化すべきである。

Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee

(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.

Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi

Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700

Fax 03-4590-7770

自動車部品

はじめに

日本の自動車メーカーは今では、金銭的な見地からも、また第二の部品メーカーを通じてリスクを分散させるためにも、外国企業とビジネスを行うことに対し、よりオープンになっている。このトレンドをEBCは大いに歓迎する。

グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきた。こうした欧州のシステムは今や、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供している。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつある。ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、技術競争力の向上に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。自動車部品分野における昨今の国際的合併等の変化に伴い、このトレンドが今後なお一層増幅されるとEBCは確信している。

しかし現状では、専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている多くの日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしている。満たすべきオープンスタンダードの枠組みを設けるのではなく、仕様通りの製品を要求するのが日本の自動車メーカーにとっての標準商慣行となっている。これは透明性の欠如と新しいインプットを検討することへの消極性を反映している。これは、シングルプラットフォーム開発と量産へと向かう世界的傾向に逆らうものである。日本が真にグローバルな市場となるまでにまだいくぶん長い道のりがある。

日本は、国連欧州経済委員会（UNECE）内の輸送問題に関するワーキング・パーティ29のメンバーであり、タイヤに関連した規制である規制第30号（乗用車）、54号（軽トラック、トラックおよびバス）、75号（オートバイ）を承認している。しかし、日本の規制とUNECEの規制の間には若干の相違がいくつかあり、そのうちの一つは、UN規制第54号に対応する日本の規制であるが、これは適用範囲がより狭いものだった。国土交通省は、新車両タイヤ承認の範囲を自審第1533号（2013年）によって拡大して、日本自動車タイヤ協会（JATMA）のYEAR BOOKに準拠するタイヤだけでなく、UNECE規制第54号基準に準拠するタイヤも含めることにより、この問題を解決した。EBCはこの措置を大いに歓迎した。日本が引き続きこうした相違に対処し、グローバル・レベルのさらなる規制整合化をサポートすることが肝要である。上記の規制に加えて、EBCは、日本が農業用車両向けのタイヤに関するUN規制第106号をまだ実施していないことも指摘しておきたい。

最後に、EBCは、日本のタイヤ市場における、とりわけ商用車に関するほとんど寡占的な状況にも気付いている。ブランド排他的な流通網は、部外者が市場に進出することをきわめて困難にして、競争低下、割高な価格、消費者の選択肢縮小を招いている。これは、とりわけ、軽トラックと、トラックおよびバスと呼ばれるセグメントについて言えることである。EBCは、公正取引委員会がこの分野を監視することを強く推奨する。

FTA/EPAへの主な論点

- UN規制の継続的導入

主要な問題および提案

■ 自動車産業のグローバル化

年次現状報告：進展。 EBCは、グローバル化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。この面では、系列企業との協力という伝統的な日本の慣行が障害をもたらすとともに競争のゆがみにつながっている。自由で開かれた競争は、より革新的で高品質の製品につながるだろう。それは日本のメーカーと消費者に恩恵をもたらすはずである。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。したがって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制的枠組みを整合化することが肝要である。

提案：

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- EBCは、自由で開かれた競争の適用と、系列企業への過度の依存の回避を提案する。
- 日本は、日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、外国の試験結果を承認すべきである。

■ 情報交換の促進

年次現状報告：限られた進展。 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2016年5月25日から27日まで横浜で開催される予定の自動車技術会（JSAE）の人とくるまのテクノロジー展と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案：

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されるよう推奨する。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

■ タイヤ

年次現状報告：進展。 EBCは、欧州製タイヤにとっての日本市場アクセスを、とりわけ自審第1533号（2013年）の発布によって改善するために国交省がとった措置を高く評価した。この前向きの変化にもかかわらず、また、日本の当局が欧州製タイヤを安全と見なしているとはいえ、商用車のタイヤに関しては、UN規制と日本の規制の間にまだいくつかの相違が存在し、これは、実際に認められているものについての誤解や不確かさにつながりうる。EBCは、この分野の販売チャネルへのアクセスを得る面の困難さにも気付いている。

提案：

- EBCは日本に対し、技術基準と規制の国際的な整合化をさらに加速するよう要望する。
- EBCは、販売チャネルへのアクセスを改善するため、公取委がこの分野を監視することを推奨する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics & Space Committee

(President & CEO, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6619

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

航空

はじめに

日本の対外協力戦略は着実に変化してきた。戦後以来、米国を優先的パートナーとしてきた日本は、ほかの地域、とりわけEUとのよりバランスのとれた政治的・経済的な結び付きに門戸を開きつつある。継続中のFTA/EPAおよびTPP交渉は、数年を要する可能性があるとはいえ、今後のより世界規模の協力へのシフトを意味している。

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空（JAL）によるエアバスA350の選定と、ANAによるA320neoの選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになっている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力にますます前向きになっているように思われる。EBCはこうした変化を積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社2社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうる明白な証拠である。

日欧業界間の協力の成功例はいくつかある。川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社のBK117ヘリコプター共同開発プログラムや、トレント・エンジンにおける川崎重工業(株)／三菱重工業(株)／(株)IHIとロールス・ロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。経済産業省とフランス民間航空総局（DGAC）は、覚書に調印後、目下具体的なプログラム／プロジェクトを目指している。こうした心強い展開のお陰で、両政府機関は近年、いくつかのワークショップを設定した。EU-日本協力の具体的なプログラムから建設的な成果がもたらされることをEBCは期待している。

単独国内開発方針から国際共同開発方針へのシフトは、技術分野における卓越性を生み、製品の数量・範囲両面で日本の市場を拡大することになるとEBCは強く確信している。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

主要な問題および提案

■ EUとの協力促進

年次現状報告：進展。 航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達の意思決定は、競争に基づいてなされるだけでなく、将来の技術的な強みも念頭に置いてなされる。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。

EBCは航空交通管理システムを近代化するよう日本に一貫して要請している。欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案：

- 日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- 日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することも強く求めたい。

■ 業界間の協力促進

年次現状報告：限られた進展。 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に偏っている。とはいえ、経済産業省は欧州との航空機の国際共同開発を支援してきた。欧州企業も、ボーイング787プログラムの場合と同様の協力を経済産業省に支援してもらう必要がある。日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとEBCは確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、構造ヘルスマニタリング（SHM）技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。欧州企業とのそうした活動への日本の財政支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

提案：

- 特に欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化の相互的メリットを強く確信している。民間航空輸送分野における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを追求するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を日欧間の協力範囲を大幅に広げるチャンスであると考えている。日本が欧州の企業との提携を前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省（METI）や政府関連の関係諸機関に対して求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBCは、欧州と日本の学界、技術集団、産業界全般のあいだのさらなる連携が、有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つとして環境を捉えており、そうした機会は欧日双方によってさらに検討されるべきである。

■ 羽田での大型航空機利用の促進

年次現状報告：限られた進展。 2020年東京オリンピックまで5年を切っているが、日本を訪れる外国人観光客の数は2020年には政府の定めた目標である2,000万人を上回る公算が大きい。したがって、現在東京で優先的に利用される空港となっている羽田空港が旅客数増大に対応することがきわめて重要である。EBCは羽田空港で747-8iを運航することをルフトハンザに認める決定を歓迎しているが、各航空会社にA380の運航も認めるべきである。そうした決定は、多数の追加発着枠を提供する必要なしに、羽田空港を利用する乗客数を増やすことになる。A380が新世代航空機の中で騒音環境影響が最も小さいことは、付加的な利点となる。

提案：

- A380航空機による羽田空港の利用についての検討に、A380運航を考えている航空会社を可及的速やかに参加させるよう要望する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics & Space Committee

(President & CEO, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F.

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

宇宙

はじめに

10年にわたる改革を経て、内閣府に設置された宇宙政策委員会と内閣府宇宙戦略室（ONSP）は、すべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。2015年1月に新しい「宇宙基本計画」が採択された。宇宙は、重要な産業・商業分野として扱われるとともに、今や公式に国家安全保障資産として扱われている。日本の多額の公的債務は、宇宙政策の効果的な統一を必要不可欠にする一因となる。健全な国内宇宙産業を維持することを目指して、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、宇宙産業は今なお国内政府契約がほとんどである。

経済産業省は、政府開発援助（ODA）資金を通じて新興国に衛星システムを供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援する。パッケージはしばしば、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は紐付き、つまり日本国内の業界に発注しなければならず、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを基本的に排除するゆがんだ市場を生み出している。今年9月、内閣府は官民一体による宇宙システム海外展開タスクフォースを立ち上げた。

民間衛星市場（年間約1基の商業衛星）は、表向き、開かれている。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星（MTSAT）および放送衛星（BSAT）シリーズしかない。

政府入札への直接応札は一般に、外国企業にとって不可能である。入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の科学技術衛星、経済産業省管轄下のいくつかのプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星（IGS）がある。ONSPの優先事項は、日本の測位・航行・計時衛星システムである準天頂衛星システム（QZSS）である。防衛専用の通信衛星プログラムも進行中である。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲が欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

アリアン・ロケットは日本で成功を収めており、協力面でより幅広い役割を果たせる。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社は、ありうるロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、商業顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を可能にしている。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは10年間棚上げされている。

来年国会での採決が予定されている新しい国内宇宙活動法は、それぞれの新しい衛星プロジェクトについて政府の承認を求めることを日本の衛星事業者に義務付けることになるだろう。外国の衛星および／または打上げサービスの調達に水を差すためにこの法律が悪用されうるリスクがある。実際、下りることが保証されていない承認を申請して下りるのを待たなければならないという単純な事実さえ、この時間的制約のあるビジネスに従事する衛星事業者にとっては大きなビジネスリスクを意味するだろう。

さらに、官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトの持続的なリスクとして、政府用と商用双方のペイロードを搭載する衛星の場合、衛星の製造と打上げに関する限り「政府用」と宣言される可能性がある。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されるおそれがある。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBCは、管轄権をより一貫性ある分かりやすいものにしてきた日本の宇宙関連の行政改革をおおむね支持している。しかしながらEBCは、日本の宇宙政策を尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し、欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、テクノロジー、商業的成功といった面でプラスになると確信する。EBCは、現行のFTA交渉が、公開市場についての日本の主張が信用に足るものであることを証明するよう日本に促すことを期待している。現時点では、新たな保護主義のリスクが増大していると思えない。

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次現状報告：保護主義のリスク。まもなく導入される新しい衛星プロジェクトの承認制度や、将来のPPPプロジェクトの取り扱いは、保護主義の新たなリスクを伴っている。EBCは、互恵的な通商と協力の縮小ではなく拡大を提唱する。欧州産業に対しての開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。さらに、欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供する。

提案：

- EBCは、来年導入される国内宇宙活動法が日本の衛星事業者を、外国の衛星または打上げサービスの調達時に、規制上のリスクや重荷、困難、遅れにさらすことがないように願っている。
- 政府用と商用の両方の側面を持つ衛星プロジェクトは、外資の参加を除外する目的で「政府用」と宣言されるべきではない。
- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用すべきである。
- 政府は、日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。

■ 衛星

年次現状報告：現状維持。日本は、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。

提案：

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告：現状維持。欧州と日本は、ほぼ同時にそれぞれの次世代打上げ機開発をスタートさせたが、この分野での有意義な協力はほとんど行っていない。政府衛星の打上げの遅れを減らすためのバランスのとれた相互バックアップ協定の計画は2002年に日本の宇宙当局によって前向きに評価されたが、この件に関しての政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

提案：

- 政府の衛星計画は、スケジュール通りの打上げをますます必要とする。EBCは日本と欧州に対し日欧の衛星打上げ機間の効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- 欧州と日本は、それぞれの新世代打上げ機のための非クリティカル・コンポーネント開発面の協力も検討すべきである。

■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、サブシステムと部品に依然限定されているため、外国のサプライヤーは不利な立場に置かれている。

提案：

- 地上設備分野の日本の国際調達はシステム全体を含むべきである。地上処理装置など標準品の調達手続は欧州のサプライヤーを不利な立場に置いてはならない。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Defence & Security Committee

(President & CEO, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6619

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

防衛・安全保障

はじめに

日本は世界第3位の経済大国であり、EU、米国およびNATO（北大西洋条約機構）にとっての重要な同盟国として、アジア太平洋地域および世界規模で共通の価値観と関心を共有している。

日本を取り巻く安全保障環境は依然複雑である。中国は依然、尖閣諸島の領有権を活発に主張しており、これは、北朝鮮のミサイル開発やそうした兵器を発射する能力と相まって、先行き不透明な環境を生み出している。さらに、韓国（竹島）やロシア（北方領土）との政治的緊張も相変わらず続いている。こうした事情から、日本は、国際舞台で一層の役割を果たすためには、米国以外にも協力の手を広げなければならないことを認識しており、オーストラリアやインドといった他の海国との協力拡大に着手している。重要なこととして、自民党は、欧州との間で一層強力な防衛および安全保障面の結び付きを設けるといふ、前政権与党、民主党の目標を踏襲してきた。

2015年9月、国会は憲法第9条の解釈変更に関する法律を可決した。この法律は今や、日本が集団的自衛権を行使する可能性を開いた。つまり日本は特定の状況下で同盟国の支援に駆けつけることができる。自衛隊はこれまでも国連平和維持活動で海外に派遣されてきたとはいえ、武器は自衛目的にしか使用できなかった。この法律の下では、武器は任務を遂行する目的でも使用しうる。この変更のため、自衛隊には装備をアップグレードする負担がかかることになり、装備が同盟国のそれと相互運用可能であることを保証するため、さらなる措置が必要になる。欧州の防衛資材メーカーはこの需要を満たす好適の立場にあるとEBCは確信する。

防衛協力のための二国間協定の調印は、英国と日本の間では2013年7月、フランスと日本の間では2014年3月に行われた。ドイツと日本の間と同様の協定はまもなく締結の運びとなっている。EBCはこうした動きを歓迎するとともに、それぞれの協定が遅滞なく利用されるよう期待している。政府は2014年全体を通じ、自国の防衛予算だけでは日本が望むすべての防衛力を開発することはできず、とりわけ欧州の防衛産業との国際共同開発プロジェクトに国内の防衛産業が参加することを期待していることを明確に示唆した。

EBCは、こうした変化や、防衛省、外務省、経済産業省、および日本経団連の防衛生産委員会と会って、基準について話し合い、日EU産業協力にとっての含みを探る機会を歓迎している。2014年には、産業界の対話を促進するため、経産省と、EBC、GIFAS（仏航空宇宙工業会）、ADS（英国航空宇宙防衛産業協会）を含む様々の欧州の団体との間の一連のフォーラムが引き続き開催された。

政府は、あらゆる声明において、防衛産業プロジェクトにおける欧州との協力を前向きに支持してきたにもかかわらず、EBCは、防衛省によって下された最近の2つの決定をきわめて憂慮している。その第一は、陸上自衛隊のUH-Xヘリコプターについての入札要請に答えて川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社が提出した提案の不採用だった。川崎重工とエアバス・ヘリコプターズ社は民間および軍事用途向けの新世代ヘリコプターの新規開発を共同開発構想で提案したにもかかわらず、防衛省はまたしても旧世代米国製ヘリコプターのライセンス生産を選択した。第二の例は、航空自衛隊の空中給油機の入札であり、これについては、エアバスのA330をベースにした多用途給油・輸送機と、ライバル企業製の米国製品をベースにした同様の空中給油機との間の公平な価格競争を許さない選定基準が採用された。このため、エアバス・ディフェンス・アンド・スペース社は入札しない意向を表明した。

EBCは、これらの決定に非常に驚かされた。これらは、政府の公式声明とは裏腹に、日本の防衛市場へのアクセスを欧州の技術や欧州企業とのパートナーシップに開放する面で何の進展もないことを示しているように思われるからである。

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告：若干の進展。 EBCは、欧州との協同防衛プログラムを進めたいという日本政府の意向や、欧州の個々の国々との二国間協定の進展が、防衛装備品取得プロセスの修正や、意思決定の透明性の向上につながると期待している。EBCは、以下に掲げる提案も、日本の産業が防衛輸出の世界に参入する準備を整えるなか、日本の産業の益すると確信する。

提案：

- 日本は、調達手続の要求仕様書（SOR）をより広く公開し、ライフサイクルコスト（LCC）を一層重視することによって、外国供給メーカーに対して透明性を向上させるべきである。
- 防衛省は、競争を強化し開発リスクを低減するため、各防衛プロジェクトの当初の研究開発段階向けにNATOおよび民間の最新基準の採用を検討すべきである。
- 政府は、公開入札の条件に含まれる無制限の違約金を撤廃すべきである。これは、日本の入札者に比して外国の入札者を相当不利な立場に置くからである。
- 防衛省は、外国メーカーから価格面および現地の調達効率で最良の条件を引き出すため、武器購入のための複数年契約方式も実施すべきである。

■ 産業協力

年次現状報告：進展。 ここ2、3年間、経産省、欧州の諸団体（EBC、GIFAS、ADS）、日本経団連の協賛によって開催された一連の日欧防衛フォーラムが、日本と欧州の防衛産業間の一層緊密な対話を促進してきた。日英二国間協定やフランスとの協定、および願わくはその他の欧州諸国との今後の協定は、産業協力を奨励する手段を提供するだろう。例えば英国との協定に伴い、2013年と2014年には共同パイロットプロジェクトが実施された。日本の防衛産業の再活性化は、協力の多角化、ならびにデュアルユース・テクノロジーに関する新たな開発プログラムへの参加が決め手になるだろう。この点で、欧州の防衛・航空宇宙産業は共同開発の数々の新しい機会を提供することになる。

提案：

- 日本とEU加盟国は、より中身のある産業協力防衛プログラムを速やかに推進して、現行の協定が十分活用されずに終わるリスクを避けるべきである。
- EU諸国と日本の協力が成功を収めるためには、知的財産権が常に尊重されなければならない。
- 産業政策を担当する日本の当局に対し、民間市場と軍事市場の両方に対応する技術を支援するための公的資金を提供すべきである。

■ 防衛関連輸出

年次現状報告：若干の進展。 欧州の防衛産業は、外国の政府および産業との直接的な販売ならびに協力を通じ、世界防衛市場の大きなシェアを占めている。欧州の防衛関連企業は、日本の防衛産業と協力して、より幅広い市場用途を有するとともに協力を通じて輸出可能なプログラムを開発することを熱望している。とはいえ、日本が輸出を認めうる諸国の「優良国リスト」を定義するためには、武器輸出三原則のさらなる緩和が必要である。

提案：

- 政府は、より明確な防衛関連輸出政策を策定すべきである。

建設

はじめに

2012年の選挙での勝利後まもなく安倍政権が実施した財政出動は、日本の建設市場に直接かつ多大の影響を及ぼしてきた。それまで建設支出は、1992年に82兆円というピークに達したが、その後、2010年にわずか41兆円という史上最低まで落ち込んでいた。この新たな財政出動により建設投資は俄然息を吹き返し、選挙からわずか4カ月後の2013年4月までに、建設支出は前年比10.2%増の48兆7,000億円にまで跳ね上がっていた。しかし2014年度の対応する数字は47兆1,000億円へと下降し、2015年度は46兆2,000億円止まりと予想されている。

巨額の財政出動にもかかわらず、建設支出がごく短期間で横ばいになったことは、建設業界が公共投資による需要の突然の伸びに対応しきれないことを示唆している。対応能力の限界の原因として、十分な建設労働力の不足がしばしば挙げられるが、建設材料の需要増大と、それに伴う価格高騰も一因となっている。さらに、現行の調達・実施方法は、タイトな工期の大規模公共プロジェクトでは問題をさらに悪化させている可能性がある。

東北の被災地では、利用可能な予算を復興プロジェクト向けに使うことができない自治体も出ている。その結果、調達方法が再検討されたケースもある。2013年8月、オープンブック方式に基づく最高価格保証型（GMP）のコンストラクション・マネジメント（CM）方式を採用した公共建設契約が日本で初めて発注された。これは、入札要請を出すことなしに専門業者を選定する自由をゼネコンに与えた。そうすることで、工期全体が大幅に短縮された。このプロジェクトが成功を収めれば、今後公共事業向けに、この種の契約の適用拡大が期待できる。

新たな成長ポテンシャルを引き出す鍵は、結局のところ、持続可能性とエネルギー効率に関係した新しい規制と技術だろう。日本ではエネルギーの30%以上が建物によって消費され、この比率が伸び続けていることから、建設および不動産業界の活動はつぶさに監視されるようになってきている。東日本大震災と福島第一原発事故がまだ尾を引いて、供給物資が逼迫し価格が高騰する環境を生んでいるなか、エネルギーは依然、長期的な取り組み課題となっている。これを受けて、当局、企業、消費者は、持続可能性とエネルギー効率に新たな関心を寄せている。変化を推進し、目に見える結果を出すためには、規制強化が今や必要である。

地方自治体レベルでの多くの規制面の取り組みは、行政指導プロセスを通じて行われている。規制順守についての公正かつ技術的に十分な情報に基づく決定を行うことを求められるため、地方自治体は困難な立場に置かれる。場合によっては、地方自治体は、法律を正しく解釈するために必要な知識もなしに、また時には国際的なスタンダードにお構いなしに、決定を行う。これは、すべての関連行政指導基準を絶えず把握しておこうとする国内企業やとりわけ外国企業の努力を台無しにする。さらに、文書の多くは日本語でしか提供されていない。これは透明性を低下させ、たとえ関連の技術能力を持ち合わせている場合でも、外国企業が機会を認識したり規制を順守したりすることを困難にする。EBCは政府に対し、持続可能な慣行を促進する政策を優先することを促すとともに、地方向けや独自のインセンティブ、半強制的な行政指導という、現在の組み合わせに代わるものとして、規制の標準化と、グローバルな同等資格や国際的に認められた評価手法の適用を提唱する。

FTA/EPAへの主な論点

- 建設材料規格の整合化と相互受け入れ
建設材料規格の整合化を図り、EN規格（欧州規格）とCEマーキング（Conformité Européenne）をJIS/JAS規格（日本工業規格／日本農林規格）と相互交換可能な形で用いることができるようにするため
- 請負業者資格の相互受け入れ
- 建設調達に関する規則の透明性と厳密な実施

主要な問題および提案

■ 建設材料規格と請負業者資格の整合化

年次現状報告：進展なし。欧州企業が提供するような革新的な設計、技術、建材、工法を日本でより容易に利用できるようにするには、過剰な規制の改革や、必須の認可を取得するための不必要に複雑な手続の合理化が必要である。日欧の規格と試験方法の整合化はほとんど進展していないため、再試験や再認証がまだ必要とされており、これは、日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。

提案：

- 日本とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきであり、また、これが包括的FTA/EPAに向けての交渉で取り上げられることを保証すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。
- 日本の当局は、建設業許可証を交付する際には、海外での同様の経験を、国内の経験と同等のものと認めるべきである。

■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告：若干の進展。建物の断熱の改善は、エネルギー使用とCO2排出量を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す。断熱の改善は維持費も低下させ、したがって投資収益を高める。日本のほとんどの建物のエネルギー効率、国際水準やベストプラクティスをはるかに下回っている。日本は新規の建物により高い性能を義務付ける規制を導入済みであり、したがって次のステップは当然、既存の建物のエネルギー効率を向上させることである。建物のリノベーションを奨励することを目指した長期的インセンティブを検討すべきである。建物のリノベーションを奨励することを目指したインセンティブを検討すべきである。リノベーションの機会、簡単な部材交換（二重ガラス窓、高効率エアコン、壁・床・天井の断熱改善、熱貫流率の低い窓）から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全対策のための新技術の利用まで、多岐にわたっている。

提案：

- 政府は、二酸化炭素排出量を削減するための一層野心的な目標（現行の目標は、2030年までに温室効果ガスをほんの26%削減すること）を設定する簡単な方法として、建物のエネルギー効率を促進することを目指した規制の強化を継続すべきである。利用可能な最良の技術と環境性能を測定する透明性ある方法を利用すべきである。
- 政府は、建物についての大幅に厳しい断熱基準を命じるべきである。CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/CEC（年間熱負荷係数/エネルギー消費係数）計算といった諸制度は正しい方向への一歩である。

■ 情報と規制の透明性とアクセス可能性

年次現状報告：進展なし。目下、国内の建設関係の法律やガイドラインの多くは、地方自治体の裁量に委ねられている。これは当局間に不要な差異を生じる余地や、潜在供給業者にとっての不確実さを生み出す。さらに、多くの地方自治体の決定は、法律を正しく解釈するために必要な知識を欠いているため、首をかしばげなくなるようなものもある。

提案：

- 建設市場を規制する政府当局は、現在存在する地方の規制の寄せ集めを合理化するため、および法的枠組みを明確化することによって地方自治体をサポートするための適切な措置をとるべきである。

■ 入管法

年次現状報告：若干の進展。東北地方の継続的復興と、オリンピックのための建設プロジェクトから見込まれる需要は、ただでさえ逼迫した建設労働市場にさらに負担をかける。「日本再興戦略」の下、外国人研修生は今や、日本にさらに2年間（通算すると5年間）滞在することを認められ、女性は労働市場への参加を奨励されている。

提案：

- 日本は、女性の労働市場参加を拡大する取り組みを継続するとともに、入管政策を自由化して、建設会社が海外の熟練労働力を期限付き契約で利用できるようにすべきである。

Mr. Carl-Gustav Eklund

Chair, Materials Committee

(Representative Director, President, Hoganas Japan K.K.)

c/o Hoganas Japan K.K.

Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3582-8280

Fax 03-3584-9087

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、とりわけ、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した各種製品といった多数の機密技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによるのみ達成できる。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれる。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。同じことは、国内の生産水準が需要の10%に満たない四酸化三マンガンについても言える。四酸化三マンガンはバッテリー産業にとって必要不可欠である。

関税は、欧州と日本間のビジネスポテンシャル拡大にとっての唯一の障壁ではない。事務上の負担の形での非関税障壁、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用は、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税撤廃や整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界によってより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。

製造工程では廃棄物が生じ、また製品寿命の終わりには通常、リサイクル・プロセスが開始される。冶金・精錬・精製産業の副産物、ならびに工業用製品であれ消費者用製品であれ寿命が来た製品は、貯蔵、投棄、またはリサイクルされる。1970年に制定された日本の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、生活環境の保全と資源の節減のために産業用材料を可能な限り保存およびリサイクルすることの重要性に対処した。日本はリサイクル面で先鞭をつけ、やがて多くの国々がその手本に倣った。グローバル産業が発達をみており、日本や欧州の企業は今や、この分野の世界的リーダーとなっている。しかし、日本の法律は、リサイクル向けの廃棄物の輸出入に関してはきわめて制限的なものとなっている。倫理にもとる、または環境にやさしくない処理目的でいかなる「廃棄物」も輸出入されないようにするという意味では理解できなくもないこととはいえ、これは、欧州のリサイクル企業が提供する環境的に健全なリサイクル方式を日本企業が探し求めることを妨げてきた。EBCは、たとえこれが負の価値を持つ商品輸出を意味しようとも、（バーゼル条約等の）国際的な法律に従っている限り、廃棄物の自由な移動が許されるよう、また、利用可能な最良の技術が利用されるよう提唱する。現行法の下では、輸出の条件が制限的すぎる。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、産業用原材料のすべての関税を廃止すべきである。
- EUと日本は、EUのREACHと日本の化学物質審査規制制度を整合化して相互に承認するために協力すべきである。

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告：進展なし。 目下、日本は一部の金属に対する関税を維持している。こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。したがって、輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。生産コストの40%をニッケルのコストが占めるステンレス産業にとって、関税は大きなコスト要因となっている。同じことは、バッテリー産業や太陽光発電産業にも当てはまり、こうした産業において、関税を通じて追加される付加的コストで企業に不利益をもたらすことはほとんど意味をなさない。EBCは、投入材料を無関税で輸入できれば、こうした産業分野でさらなる投資を行うことができると確信する。炭化ケイ素と四酸化三マンガンに関しては、国内生産が需要の10%しか占めていない現状では、これはとりわけ懸念すべきことである。

日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案：

- 政府は、EU-日本FTA/EPAの下で、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。
 - ◇ ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - ◇ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン
 - ◇ 非有機化学製品およびポリマー
- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告：若干の進展。 現在、EUと日本は共に化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、日本では場合によって、製品の試験と承認を受けるために競合他社に極秘データを引き渡す必要があることを懸念している。これは競争相手に不当な優位性をもたらす、公平な競争条件を乱し、アンバランスな競争を生み出す。

提案：

- 日本とEUは、それぞれの登録制度を整合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、再試験と無用の事務上の負担を回避できるようにすべきである。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

年次現状報告：新たな問題。 リサイクル目的の廃棄物（副産物、産業廃棄物、寿命が来た製品）の輸出入を制限している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のきわめて厳しい制約は、こうした廃棄物の自由な移動と貿易を可能にするべく、撤廃すべきであるとEBCは確信する。国際越境貿易条約が尊重され、適正な慣行（環境面および倫理面）が適用される限り、廃棄物の価値の如何にかかわらず、自由な移動と貿易が認められるべきである。適切な処理を確保するため、EBCは、効率的で時間のかからない承認プロセスを想定している。

提案：

- 日本は、リサイクル目的の廃棄物の輸出入に国際条約を適用して、廃棄物貿易に対する現行の制限を撤廃すべきである。

Mr. Taku Nioka

Chair, Energy Committee

(Department Manager, Business Development Dept.)

Power Systems Division, ABB K.K.)

c/o ABB K.K.

ThinkPark Tower 22F., 2-1-1 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-6022

Phone 03-4523-6000

Fax 03-4523-6190

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、それぞれの地域における発電・送電・配電を事実上独占する10社の民間の電力会社によって運営されている。2000年3月、大口需要家に対する電力の小売りが部分自由化された。経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力事業分科会は、安定した電力供給を確保するために発電・送電・配電の垂直統合を維持する限定的な自由化モデルを決定した。料金設定の分野では、「総括原価方式」が部分的自由化のずっと前から用いられており、様々の機会に見直されてきたが、相変わらずそのままとなっている。

1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用増大を通じて、ガス、石油、石炭の輸入への依存度を低下させることに乗り出したため、原子力は2010年までに発電エネルギーミックスの26%を占めるに至った。しかし、2011年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故以後、日本の原子力発電所すべてが停止され、安全審査と改造のプログラムが立ち上げられた。これは現在進行中である。2015年8月に川内原子力発電所の1号機が再稼働に入り、さらなる原子炉の再稼働が年内に予想される。しかし、最大の原発である東電の柏崎刈羽原子力発電所は年内再稼働の目処が立っていない。全面的な改造と審査にはさらに時間がかかるため、廃炉となっていない残りすべての原発がすべて再稼働するには2016年末までかかるだろう。

日本のエネルギー政策基本法は以下の目標を掲げている。

1. 安定供給の確保
2. 環境への適合
3. 上記2つの基本目標を十分留意したうえでの市場原理の活用

2011年3月の原発事故後、日本の電力事業モデルは見直しがなされた。経産省の電力システム改革専門委員会は、発送電分離と、主要電力システムを管理する全国大の組織の創出を提案した。現状、日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。3つの周波数変換所で、50Hz系統と60Hz系統を接続している。対照的に、欧米の送電網は網目状の系統であり、高圧直流送電（HVDC）の使用に関する広範な計画が設けられている。これは、一つの地域から別の地域へのエネルギーの流れの柔軟性向上と、全エネルギー供給への新エネルギーの一層容易な統合をもたらす。

全体的モデルに加え、エネルギーミックスも見直しがなされた。2014年4月、政府は新しいエネルギー基本計画を採択し、以下の点を確認した。

- 原子力はベースロード電源の重要な供給源であり、「可能な限り低減させる」とはいえ、「安定供給、コスト低減の観点から、確保していく規模を見極める」。
- 各エネルギー源についての具体的な目標はないが、再生可能エネルギーの目標は「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すことである。
- 再処理を含む閉じた核燃料サイクル方針を継続する。

2015年7月、経産省は、安全性、エネルギー安全保障、経済効率、環境に関しての目標を達成する、2030年の新しいエネルギーミックス目標を承認した。この目標エネルギーミックスでは、原子力20~22%、液化天然ガス27%、石炭26%、水力9.2%、その他の再生可能エネルギー13.4~14.4%となっている。2012年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行された。価格は段階的に引き下げられてきたが、系統連系は過負荷となっており、再生可能エネルギーの今後の発展動向を見極めるのは困難である。

EBCはEUと日本に対し、この分野における日・EU間の連携をさらに強化するため、相互FTA/EPAに向けての協議の枠組みにエネルギーを含めるよう呼びかける。

主要な問題および提案

■ 安定供給とコストのかねあい

年次現状報告：若干の進展。 日本経済にとって、エネルギーの安定供給は常に最優先課題でなければならない。しかし、「総括原価方式」は、コスト削減と効率向上を図る上で、電力会社に十分なインセンティブを提供していないおそれがある。化石燃料は今後とも、エネルギーミックスの柱であり続ける公算がきわめて大きい。輸入のコストが目下きわめて高く、円安によってさらに悪化している。この状況は、グローバル市場における日本の産業全般の競争力を脅かす。

提案：

- 電力会社は、設備投資（CAPEX）と運用コスト（OPEX）の両方を劇的に低下させることのできる国際標準の製品とソリューションを受け入れるべきである。
- 世界貿易機関（WTO）のガイドラインに沿って、調達における透明性を向上させるべきである。
- 温室効果ガスを削減するため、化石燃料のうち、天然ガスの利用を増やすべきであり、発電への将来の投資に際してはガス火力発電所を優先すべきである。
- 原子力は産業や市民に電力を低価格で提供する上で重要な役割を果たすことから、日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けよう。しかし、原子力の長期的な持続可能性は、あらゆる安全問題への信頼できるアプローチ、および使用済み核燃料やその他の放射性廃棄物の中間および最終貯蔵の問題への対処法の明確化に依存する。既存原発の老朽化に対処し、施設利用率を向上させ、核燃料サイクルの適切な管理が必要になる。
- 再生可能エネルギーの開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指した、野心的でありながらも現実的な目標を立てて実行しなければならない。

■ 規制緩和および発送電分離

年次現状報告：若干の進展。 現在の規制状況では、透明性と費用効率を提供できない。電力会社間および50 Hzと60 Hzの系統間の連系が限られているため、安定供給も保証されない。こうした問題に対処する第一歩として、2015年8月に電力広域的運営推進機関（OCCTO）が設立された。その後2015年9月、市場を監視・規制するため、経産省の下に電力取引監視等委員会（EMSC）が設置された。喜ばしいことに、2016年の「完全小売自由化」および2020年の「送配電事業の法的分離」を扱った法案が可決された。EBCは、公正で透明性あるプロセスによって電力市場における健全な競争が可能になると確信する。

提案：

- 日本は、法的分離こそが第一歩であることを認識すべきであり、これに続いて、透明性を引き上げて高い費用効率を実現しつつ、送電系統への必要とされる投資を可能にするため、発電と送電の所有権の分離が必要である。
- 日本は、送電・配電事業者（TDSO）間の連系容量増大と公正な電力取引を実現するため、OCCTOとEMSCの権限を強化すべきである。
- 日本は、国内レベル、国際レベル双方で、送配電用に高圧直流送電（HVDC）、周波数変換器（50-60 Hz）、フレキシブル交流送電システム（FACTS）、二次電池電力貯蔵システム（BESS）に基づく系統間連系の開発を確保することにより、集中型および分散型のエネルギー源をサポートすべきである。
- 日本は、電力系統システム全体における回復力を達成するため、全国大の大規模系統連系に代わる解決法として、マイクログリッドを「グリッド・ミックス（Grid-Mix）」として導入すべきである。

■ 原子力および原子力安全

年次現状報告：若干の進展。 福島第一原発事故を受けて、日本は原子力安全規制機関を改革し、今では独立性が強化された機関となっている。NRA（原子力規制委員会）は、2012年9月に設置されて以降、新しい原子力安全基準と原子力安全規制に取り組んできたが、新規制基準は原子力発電所に関しては2013年7月に、その他の原子力施設に関しては2013年12月に公布・施行された。新規制基準は大幅な変

更と新しい規則を導入し、日本のすべての原子力発電所の安全性をチェックして再稼働可能かどうかを確認するため、NRAによって使用されることになる。2015年5月現在、10社の電力会社が合計24基の原子炉の安全評価をNRAに申請済みだった。EBCは、新規基準が日本の電力会社によって適切に実施されることが最重要であると確信する。

提案：

- NRAの監督下、原子力の安全水準を継続的に向上させる。
- 規制当局の原子力専門知識をさらに開発し、技術審査において独立技術専門家のサポートを活用する。
- 国際原子力専門家および査察団のサポートを得て個々の原発において詳細な安全性審査を実施し、再稼働前にすべての勧告内容を実現する。
- ドイツやフランスで用いられている原子力資産・運用安全管理システムなど、国際標準および手順を最低限の安全要件として用いる。
- 国際協力を通じてベストプラクティスを共有し共通の安全要件を確立する。
- 懸案事項となっている、使用済み核燃料と放射性廃棄物の中間および最終貯蔵施設一式を開発する。

■ 風力エネルギー

年次現状報告：進展なし。 風力エネルギーは、日本が輸入化石燃料への依存度を低下させるとともに国内のエネルギー源の1つを活用するための確立された方法である。さらに風力は、他の多くの燃料源が持つ汚染や安全面のリスクを伴うことなく、日本が排出量目標を達成する助けとなりうる。したがって、日本がまだ、陸上風力発電所と洋上風力発電所の利用を適切に推進していないのは残念なことである。最新式の風力タービンは、今では、大規模送電系統から孤立した地域送電網まで、あらゆる種類の既設電力系統とうまく連系する高度な技術を採用している。EBCは、日本政府が、国際電気標準会議（IEC）が遂行している風力エネルギーの技術規格に関する作業に注目するよう提案する。

提案：

- 風力発電所開発のコスト、ひいては国民の負担を高める不必要な規制の数を減らす。
- 風力発電所開発に適用される環境影響評価要件をより適切な水準へと改め、妥当な時間枠内での開発を可能にする。
- 風力タービンおよびその構成部品に関して、技術要求事項として、既存の国内認証基準よりむしろ、国際的に受け入れられた認証基準を採用し国際認定を受け入れる。これは、投資拡大の促進にも、日本の技術輸出潜在力の向上にも必要不可欠である。

■ 太陽エネルギー

年次現状報告：若干の進展。 発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための特別許可取得の煩雑な手続、および、地域電力会社からの妥当な連系の約束の取りつけや電力会社規模のPV（太陽光発電）案件用プロジェクト融資確保の難しさである。日本の電力会社が間もなく直面するであろう付加的な難題は、再生可能エネルギー発電の散在する発電所で変動する発電量を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

提案：

- 再生可能エネルギー発電向けに使用可能にするための、農地の利用区分変更手続を合理化する。
- ソーラーモジュール、システム部品、設計適格性確認に関し、既存の「日本独自」の部品および認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用する。
- 利用可能な国際基準に基づいた、国内外を問わない認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用する。
- 都市銀行・地方銀行による透明性ある貸出基準の採用に対する政府支援を拡大する。
- 系統連系コスト削減およびリードタイム短縮を狙いとして、太陽光発電プロジェクト建設を新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、電力会社にインセンティブがある標準化プログラムを設ける。

補遺

**Pinnacle Sponsors
Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
EBC Premier & Affiliate Members
Executive Operating Board
Board of Governors**



PINNACLE SPONSORS

CHANEL

BLUE STAR SPONSORS



Freshfields Bruckhaus Deringer



H&R GROUP

More Than Relocation





BLUE STAR SPONSORS

DAIMLER

Daimler Brands in Japan



Mercedes-Benz



PHILIPS



SPECIAL SPONSORS

Airbus Japan K.K.

Embassy of the Kingdom of the Netherlands

H&M Hennes & Mauritz Japan KK

LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

Novo Nordisk Pharma Ltd.



SPONSORS

BNP Paribas

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.

DHL Supply Chain Ltd.

DSM Japan K.K.

Hoganas Japan K.K.

Infineon Technologies Japan K.K.

ING Bank N.V.

Japan Europe Trading Co., Ltd.



SPONSORS

Johnson & Johnson K.K., Consumer Company

Laerdal Medical Japan K.K.

Lendlease Japan, Inc.

Nestle Japan Ltd.

Nihon Getzner K.K.

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Nippon Becton Dickinson Company, Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Roche Diagnostics K.K.



SPONSORS

Schenker-Seino Co., Ltd.

Swiss Business Hub Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan

Vodafone Automotive Japan KK



SUPPORTERS

Delegation of the European Union to Japan

Embassy of the Czech Republic

Imerys Fused Minerals Japan K.K.

Intesa Sanpaolo s.p.A.

Ireland Japan Chamber of Commerce

Pernod Ricard Japan K.K.

Porsche Japan K.K.

Radiometer K.K.

Sanofi K.K.

Scandinavian Airlines System

Solton Co., Ltd.

Takase Corporation

ZF Japan Co., Ltd.



EBC PREMIER & AFFILIATE MEMBERS

EBC Premier Member

Chanel K.K.

EBC Affiliate Members

Akoni KK

Asian Tigers Premier Worldwide Movers Co., Ltd.

Custom Media K.K.

EU Japan Consulting & Associates Co., Ltd.

Guala Closures Japan KK

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Oakwood Premier Tokyo Midtown

Paradigm

Vaisala K.K.



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Danny Risberg

President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5000; Fax: 03-3740-5012

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

President, EU Japan Consulting & Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara
Setagaya-ku, Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

EOB Members

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
Wuerth Japan K.K.
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

Els Verhulst (Belgium/Luxembourg)

President
E.L. Consulting & Trading K.K.
257-12 Naganuma-cho, Inage-ku
Chiba-shi 263-0005
Tel: 043-250-7004; Fax: 043-250-7004

Jonty Brunner (Britain)

Regional General Manager, Japan & Korea
British Airways plc
Toranomom 37 Mori Bldg 9F
3-5-1, Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5401-5726; Fax: 03-5401-5745

Claus Eilersen (Denmark)

President & Representative Director
Novo Nordisk Pharma Ltd.
Meiji Yasuda Seimei Bldg.
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

Albert X. Kirchmann (Germany)

Representative Director, Chairman of the Board
Mitsubishi Fuso Truck & Bus Corp.
1-1-2 Kashimada, Saiwai-ku, Kawasaki
Kanagawa 212-0058
Tel: 044-330-7071; Fax: 044-330-5831

Matthew G. Connolly (Ireland)

Managing Director
EIRE Systems K.K.
Suruga Bldg., 3-24-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5484-7935; Fax: 03-5484-7934

Francesco Tiberio (Italy)

MM Powertrain Japan, Chief Technical Officer
Magneti Marelli Japan K.K.
Shinyokohama Square Bldg. 13F.
2-3-12 Shinyokohama, Kohoku-ku, Yokohama 222-0033
Tel: 045-478-0391; Fax: 045-478-0095

Hiroshi Ishiwata (Netherlands)

President and Representative Director
ASML Japan Co., Ltd.
Gotenyama Trust Tower Bldg. 4F
4-7-35 Kitashinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001
Tel: 03-5793-1801; Fax: 03-5793-1838

Rune Nordgaard (Norway)

Vice President, Norwegian Chamber of Commerce in Japan
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2620

Takeshi Fujiwara (Sweden)

Country Manager
Molnlycke Health Care KK
4F Conceria Nishi-Shinjuku Tower's West
6-20-7 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-Ku, Tokyo 160-0023
Tel: 03-6914-5004; Fax: 03-5909-1142

Markus Gfeller (Switzerland)

President & CEO
G&S Japan K.K.
The Plaza F Building 801
5-35-15 Narita-Higashi, Suginami-ku, Tokyo 166-0015
Tel: 03-6323-6975; Fax: 03-6321-4816



BOARD of GOVERNORS

EBC Chairman

Danny Risberg

President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5000; Fax: 03-3740-5012

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner

President, EU Japan Consulting & Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara
Setagaya-ku, Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian
Managing Director
PLANSEE Japan Ltd.
Akasaka Twin Tower 8F, 2-17-22 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3568-2451; Fax: 03-3568-2450

Representative

Michael Otter
Commercial Counsellor, Head of Commercial
Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu
Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot
President, Triple-A Management, Ltd.
Isobe Bldg. 7F., 13 Samoncho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Senior Representative

Sophie Bocklandt
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F
23 Arakicho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Britain (BCCJ)

President

David Bickle
Director, Business Tax Services
Deloitte Tohmatsu Tax Co.
Shin Tokyo Bldg. 5F, 3-3-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8305
Tel: 03-6213-3743; Fax: 03-3101-8751

Executive Director

Lori Henderson
12F Ark Mori Building
1-12-32 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-6012
Tel: 03-4360-8361; Fax: 03-4360-8454

Denmark (DCCJ)

President

Stefan Linde Jakobsen
President & Representative Director
Coloplast K.K.
11F., 2-1-30 Kudan Minami
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074
Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

Executive Directors

Nanami Mie Brandt & Kim Knudsen
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Finland (FCCJ)

President

Pekka Laitinen
Representative Partner, Septem Partners
Ark Hills Executive Tower 612
1-14-5 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 080 5172 5984; Fax: 03-3582-1229

Executive Director

Clas G. Bystedt
Forest View Meguro 101
5-11-17, Shimomeguro
Meguro-ku, Tokyo 153-0064
Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597



BOARD of GOVERNORS

France (CCIFJ)

President

Bernard Delmas
Representative Director Chairman
Nihon Michelin Tire Co., Ltd.
Shinjuku Park Tower 13F., 3-7-1
Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1073
Tel: 03-5990-5700 ; Fax : 03-5990-5620

Director General

Nicolas Bonnardel
Iida Bldg.
5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Germany (DIHKJ)

President

Nikolaus Boltze
Representative Director & President
ThyssenKrupp Japan K.K.
Akasaka Garden City 17F.
4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-6441-0643; Fax: 03-3224-1240

Chief Executive Officer / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Marcus Schurmann
Sanbancho KS Bldg. 5F, 2-4 Sanbancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

Iceland (ISCCJ)

President

Bolli Thoroddsen
Managing Director, Takanawa Partners
c/o Embassy of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3442-1975

Secretariat

Halldor Elis Olafsson
c/o Embassy of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Ireland (IJCC)

President

Gerard Mulligan
Senior Operating Officer, Head of Technical
Account Management, Asia,
Thomson Reuters Markets KK
30F. Akasaka Biz Tower
5-3-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6330
Tel: 03-6441-1701; Fax: 03-6441-1464

Executive Secretary

Moe Kato
Ireland House 4F.
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Italy (ICCJ)

President

Gianluca Testa
VP Regional Manager Asia
Alitalia - Compagnia Aerea Italiana S.p.A.
Akasaka Garden City 2F.
4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3568-1412; Fax: 03-3568-1512

Secretary General

Davide Fantoni
FBR Mita Bldg. 9F
4-1-27 Mita
Minato-ku, Tokyo 108-0073
Tel: 03-6809-5802; Fax: 03-6809-5803

Netherlands (NCCJ)

President

Hans van der Tang
President, Japan Advisory Inc.
3-8-1-221 Nishiwaseda
Shinjuku-ku, Tokyo 169-0051
Tel: 03-5272-8286; Fax: 03-4496-6163

Office Manager

Etsuko Yamanaka
MBE 145, 3-28 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-8557
Tel & Fax: 044-740-1558

Norway (NWCCJ)

President

Keita Koido
President, Leroy Japan K.K.
Shinagawa Grand Central Tower 5F,
2-16-4 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-0075
Tel: 03-6712-1672; Fax: 03-6712-1673

Executive Director

Michal Berg
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719



BOARD of GOVERNORS

Poland (PCCIJ)

Chairman

Piotr R. Suszycki
Chairman, Polish Chamber of Commerce &
Industry in Japan
7F, Casa Nihombashi Bldg.
2-9 Kobune-cho., Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Operation Manager

Taiko Niimi
7F, Casa Nihombashi Bldg.
2-9 Kobune-cho
Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Spain (Spanish Institute for Foreign Trade)

Representative

María del Coriseo González-Izquierdo
Economic and Commercial Counsellor,
Head of the Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
3F., 1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-5575-0431; Fax: 03-5575-6431

Sweden (SCCJ)

President

Stefan Gustafsson
Managing Director, IFS Japan K.K.
Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4-gokan 9F.
2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5419-7900; Fax: 03-5419-7909

Executive Director

Hans Rhodiner
c/o Embassy of Sweden
1-10-3-303 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Switzerland (SCCIJ)

President

Michael Mroczek
Attorney at law (Switzerland)
Okuno & Partners
Kyobashi TD Bldg. 8F
1-2-5 Kyobashi, Chuo-Ku, Tokyo 104-0031
Tel: 03-3274-3807; Fax: 03-3272-2245

General Manager - Yui Tawa

Executive Secretary - Alberto Zanonato
Swiss House 1F
2-11-1 Nagata-cho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6190
Tel: 03-6205-4453; Fax: 03-6205-4454

Committee Chairmen Representative

Steve Burson

President
H&R Consultants K.K.
2F EXOS Ebisu
1-24-14 Ebisu
Shibuya-ku, Tokyo 150-0013
Tel: 03-5449-6061; Fax: 03-5449-3267

Committee Chairmen Representative

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F
4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com ホームページ：<https://www.ebc-jp.com>